

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SAT100-9 r. 4.2
提出年月日	令和4年11月10日

泊発電所3号炉

「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の
重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を
実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」
に係る適合状況説明資料
比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

令和4年11月
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>女川原子力発電所2号炉 可搬型重大事故等対策設備保管場所及びアクセスルートについて</p> <p>< 目次 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新規制基準への適合状況 2. 概要 3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針 4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象 5. 保管場所の評価 6. 屋外アクセスルートの評価 7. 屋内アクセスルートの評価 8. 発電所構外からの重大事故等対策要員参集 9. 別紙 <ol style="list-style-type: none"> (1) 女川原子力発電所における敷地の特徴について (2) 海水取水ポイント及びホース敷設ルートについて (3) 可搬型重大事故等対策設備の接続箇所について (4) 自然現象の重畳による影響について (5) アクセスルート降灰・降雪除去時間評価について (6) 降水に対する影響評価について (7) 可搬型設備の小動物対策について (8) 森林火災に対する影響評価について (9) 2011年東北地方太平洋沖地震及びその後発生した津波による被害状況について 	<p>島根原子力発電所2号炉 可搬型重大事故等対策設備保管場所及びアクセスルートについて</p> <p>< 目次 ></p> <p>はじめに</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新規制基準への適合状況 2. 概要 3. 保管場所の評価 4. 屋外のアクセスルートの評価 5. 屋内のアクセスルートの評価 6. 発電所構外からの重大事故等に対処する要員参集 7. 別紙 <ol style="list-style-type: none"> (39) 島根原子力発電所における敷地の特徴について (3) 淡水及び海水の取水場所について (2) 可搬型設備の接続口の配置及び仕様について (1) 保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートへの自然現象の重畳による影響について (23) 屋外のアクセスルート除雪時間評価 (24) 屋外のアクセスルート除灰時間評価 (26) 降水に対する影響評価結果について (27) 可搬型設備の小動物対策について (25) 森林火災発生時における屋外のアクセスルートの影響 	<p>泊発電所3号炉 可搬型重大事故等対策設備保管場所及びアクセスルートについて</p> <p>< 目次 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新規制基準への適合状況 2. 概要 3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針 4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象 5. 保管場所の評価 6. 屋外のアクセスルートの評価 7. 屋内のアクセスルートの評価 8. 発電所構外からの発電所災害対策要員参集 9. 別紙 <ol style="list-style-type: none"> (1) 泊発電所における敷地の特徴について (2) 淡水、海水の取水場所及びホース敷設ルートについて (3) 可搬型重大事故等対策設備の接続箇所について (4) 保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートへの自然現象の重畳による影響について (5) 屋外のアクセスルート除雪・除灰時間評価について (6) 降水に対する影響評価について (7) 可搬型設備の小動物対策について (8) 森林火災に対する影響評価について 	<p>相違理由</p> <p>【島根】資料構成の相違 ・泊は、保管場所及びアクセスルートの方針及び影響を及ぼす外部事象の項目を分けて記載。</p> <p>【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】資料構成の相違 ・泊は、淡水、海水の取水場所及びホース敷設ルートについて整理している。</p> <p>【島根】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違</p> <p>【島根】資料構成の相違 ・泊は、別紙(5)にて降灰・降雪の除去時間を評価している。</p> <p>【島根】記載表現の相違 【女川】記載内容の相違 ・泊は、女川2号炉における東北太平洋沖地震と同様な被害実績はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(10) 屋外アクセスルート近傍の障害となり得る要因と影響評価について</p> <p>(11) 建屋関係の耐震評価について</p> <p>(12) 送電鉄塔倒壊評価について</p> <p>(13) 鉄塔基礎の安定性について</p> <p>(14) 保管場所及び屋外アクセスルートに関する斜面の安定性評価について</p> <p>(15) 屋外アクセスルートの段差及び傾斜評価に用いる沈下率の設定方法について</p> <p>(16) 段差及び傾斜評価箇所の網羅性について</p> <p>(17) H形鋼敷設による段差対策について</p> <p>(18) 消火活動及び事故拡大防止対策等について</p>	<p>(28) 保管場所及び屋外のアクセスルート近傍の障害となり得る要因と影響評価について</p> <p>(37) 建物関係の耐震評価について</p> <p>(40) 鉄塔の影響評価方針について</p> <p>(4) 鉄塔基礎の安定性について</p> <p>(31) 保管場所及び屋外のアクセスルートの斜面の地震時の安定性評価について</p> <p>(32) 敷地の地質・地質構造の特徴及び想定されるリスクについて</p> <p>(29) 揺すり込み沈下の影響評価</p> <p>(30) 路盤補強（段差緩和対策）について</p> <p>(7) 自衛消防隊（消防チーム）による消火活動等について</p> <p>(6) 可燃物施設の火災について</p>	<p>(9) 保管場所及び屋外のアクセスルート近傍の障害となり得る要因と影響評価について</p> <p>(10) 建屋関係の耐震評価について</p> <div data-bbox="1789 310 2591 464" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>【追而】【他条文の審査状況の反映】 （建屋関係の評価について、 基準地震動の審査を踏まえ反映するため）</p> </div> <p>(11) 送電鉄塔の影響評価方針について</p> <p>(12) 鉄塔基礎の安定性について</p> <p>(13) 保管場所及び屋外のアクセスルートに関する斜面の安定性評価について</p> <p>(14) 屋外アクセスルートの段差及び傾斜評価に用いる沈下率の設定方法について</p> <div data-bbox="1789 1352 2591 1505" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>【追而】【他条文の審査状況の反映】 （沈下量について、第5条「耐津波設計方針」の 審査を踏まえ反映するため）</p> </div> <p>(15) 段差及び傾斜評価箇所の網羅性について</p> <p>(16) H形鋼敷設による段差対策について</p> <p>(17) 消火活動及び事故拡大防止対策等について</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・詳細設計段階で示す送電鉄塔の耐震評価の評価方針を記載</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊と島根では地質構造が異なっており、泊は「別紙(13)」のとおり、斜面評価において敷地の地質・地質構造の特徴を踏まえ評価断面を選定。岩盤の傾斜について「別紙(15)」のとおりルート上の地質構造を確認。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】資料構成の相違 ・泊は女川と同様に「別紙(17)」にて初期消火要員による消火活動及び可燃物施設火災時の消火活動について整理している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(19) 復水脱塩装置他薬品タンクの外部への漏えいについて (20) 可搬型設備車両の耐浸水性について	(8) 可搬型設備（車両）の走行について (10) 車両走行性能の検証 (12) がれき撤去時のホイールローダ作業量時間について	(18) 薬品タンクの外部への漏えいについて (19) 可搬型設備車両の耐浸水性について (20) 車両走行性能の検証 (21) がれき及び土砂撤去時のホイールローダ作業量時間について	【女川】記載表現の相違 【島根】記載表現の相違 【島根】対応方針の相違 ・泊は土砂撤去についても作業量時間を算出
(22) アクセスルート仮復旧作業の検証について（がれき撤去作業） (23) アクセスルート仮復旧作業の検証について（段差解消作業）	(9) 構内道路補修作業の検証について	(22) 構内道路補修作業の検証について	【女川】資料構成の相違 ・泊は島根と同様に「別紙(22)」にて仮復旧作業の検証について整理している。
(21) アクセスルートの仮復旧計画時間の評価について (24) アクセスルート状況確認範囲及び分担範囲 (25) アクセスルートにおける地震後の被害想定 (26) アクセスルート復旧後における車両の通行量について (27) アクセスルート通行時における通信連絡手段及び照明について	(19) 屋外のアクセスルートにおける地震後の被害想定（一覧） (16) 屋外及び屋内のアクセスルート通行時における通信連絡手段及び照明 (20) 資材設置後の作業成立性	(23) 屋外のアクセスルートの仮復旧計画時間の評価について (24) 屋外のアクセスルート状況確認範囲及び分担範囲 (25) 屋外のアクセスルートにおける地震後の被害想定 (26) 屋外のアクセスルート復旧後における車両の通行量について (27) 屋外及び屋内のアクセスルート通行時における通信連絡手段及び照明について	【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 【島根】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違
(28) 機材設置後の作業成立性について (29) 地震による建屋直近の地盤沈下に伴う可搬型設備の接続作業への影響について	(20) 資材設置後の作業成立性	(28) 機材設置後の作業成立性について (29) 地震による建屋直近の地盤沈下に伴う可搬型設備の接続作業への影響について	【島根】記載表現の相違
(30) 屋内アクセスルートの設定について (31) 屋内アクセスルート確認状況（地震時の影響） (32) 屋内アクセスルートにおける資機材の転倒等による影響について	(13) 屋内のアクセスルートの設定について (14) 屋内のアクセスルート確認状況（地震時の影響） (15) 屋内のアクセスルートにおける資機材設備の転倒等による影響について	(30) 屋内のアクセスルートの設定について (31) 屋内のアクセスルート確認状況（地震時の影響） (32) 屋内のアクセスルートにおける資機材の転倒等による影響について	【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違
(33) 地震随伴火災の影響評価について (34) 地震による内部溢水の影響評価について	(17) 屋内のアクセスルートにおける地震随伴火災の影響評価 (18) 屋内のアクセスルートにおける地震随伴内部溢水の影響評価	(33) 屋内のアクセスルートにおける地震随伴火災の影響評価について (34) 屋内のアクセスルートにおける地震による内部溢水の影響評価について	【女川及び島根】記載表現の相違 【女川及び島根】記載表現の相違
(36) 積雪、凍結時のすべり止め対策について	(36) 敷地内の地下水位の設定について	(35) 積雪、凍結時の通行性確保について	【女川】記載表現の相違
(37) 保管場所及び屋外アクセスルートの評価における地下水位の設定方法について	(5) 屋外のアクセスルート現場確認結果	(36) 敷地内の地下水位の設定方針について	【女川及び島根】記載表現の相違
(37) 保管場所及び屋外アクセスルートの評価における地下水位の設定方法について	(38) 地滑り又は土石流による影響評価について	(37) 屋外のアクセスルート現場確認結果 (38) 地滑りによる影響評価について	【島根】記載内容の相違 ・泊は土石流による影響がないことから記載していない。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>【追而】【他条文の審査状況の反映】 （地滑り影響評価について、当社空中写真判読、公刊の地滑りに関する知見等を踏まえ、再評価を行うため）</p> </div>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(35) 基準津波を超える津波時のアクセスルートについて</p>	<p>(11) 地震時の地中埋設構造物損壊による影響について</p> <p>(34) 外部事象の抽出について</p> <p>(35) 薬品類の漏えい時に使用する防護具について</p>	<p>(39) アクセスルートトンネルの耐震評価方針について</p> <p>追而(今後作成予定)</p>	<p>今後作成予定</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は設計想定を超えた自然現象への対処については大規模損壊発生時の対応で整理する</p> <p>【島根】対応方針の相違 ・島根は代表構造物が地震時に損壊しないことを確認。泊はアクセスルート上の地下構造物を抽出し、損壊を仮定した上で段差緩和対策を実施し、通行性を確保(泊は「本文 6. (3)g. 地下構造物の損壊による影響評価」に記載)。</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は女川と同様に外部事象の抽出プロセスについては設置許可基準規則第6条適合性説明資料「外部事象の考慮について」を参照するようにしている。</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は、薬品漏えい時においても溢水防護具と同様の防護具を着用して対応する。また、使用する防護具については別紙(34)に記載している。(女川と同様)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10. 補足資料</p> <p>(2) 火災の重畳による熱影響評価について</p> <p>(3) 溢水評価について</p> <p>(6) 可搬型設備設置可能時間の保守性について</p> <p>(7) 屋外での通信機器通話状況の確認について</p> <p>(8) 1号、2号及び3号炉同時被災時におけるアクセスルートへの影響について</p> <p>(9) 保管場所及び屋外アクセスルートの点検状況について</p> <p>(10) 仮復旧後の対応について</p> <p>(11) 発電所構外からの要員参集について</p> <p>(13) 防潮堤盛土堤防の直下を横断する排水路について</p> <p>(14) 保管場所内の可搬型設備配置について</p> <p>(15) 可搬型設備の移動及びホース敷設ルートについて</p>	<p>8. 補足資料</p> <p>(1) 第159回審査会合（平成26年11月13日）からの主要な変更点について</p> <p>別紙(33) 屋外タンク溢水時の影響等について</p> <p>(2) 作業に伴う屋外の移動手段について</p> <p>(5) 屋外での通信機器通話状況の確認</p> <p>(6) 1～3号炉同時発災時における屋外のアクセスルートへの影響</p> <p>別紙(21) 保管場所及び屋外のアクセスルート等の点検状況</p> <p>別紙(22) 発電所構外からの要員の参集について</p> <p>(16) 保管場所内の可搬型設備配置について</p> <p>(3) 屋内のアクセスルートにおける資機材設備の転倒調査について</p> <p>(15) 迂回路における人力による仮置資機材の排除の考え方について</p> <p>(4) 作業時間短縮に向けた取り組みについて</p> <p>(7) 海水取水場所での取水ができない場合の代替手段について</p> <p>(11) 地震時における屋外のアクセスルートへの放射線影響について</p> <p>(12) 飛来物発生防止対策のうち固縛を解除する時間の考慮について</p> <p>(14) アクセスルートの用語の定義</p> <p>(10) 大量送水車等使用時におけるホースの配備長さ並びにホースコンテナ及びホース展張車の配備イメージについて</p>	<p>10. 補足資料</p> <p>(1) 第38回審査会合（平成25年10月29日）からの主要な変更点について</p> <p>(2) 火災の重畳による熱影響評価について</p> <p>(3) 溢水評価について</p> <p>(4) 作業に伴う屋外の移動手段について</p> <p>(5) 可搬型設備設置可能時間の保守性について</p> <p>(6) 屋外での通信機器通話状況の確認について</p> <p>(7) 1号、2号及び3号炉同時被災時における屋外のアクセスルートへの影響について</p> <p>(8) 保管場所及び屋外のアクセスルート等の点検状況</p> <p>(9) 仮復旧後の対応について</p> <p>(10) 発電所構外からの要員参集について</p> <p>(11) 防潮堤の直下を横断する排水路について</p> <p>〔追而〕(今後作成予定)</p> <p>(12) 保管場所内の可搬型設備配置について</p> <p>(13) 可搬型設備の移動及びホース敷設ルートについて</p> <p>(14) 屋内のアクセスルートにおける資機材設備の転倒調査について</p> <p>(15) 屋内アクセスルートにおける人力による資機材の排除の考え方について</p> <p>(16) 作業時間短縮に向けた取り組みについて</p> <p>(17) 海水取水場所での取水ができない場合の代替手段について</p> <p>(18) 地震時における屋外のアクセスルートへの放射線影響について</p> <p>〔追而〕(今後作成予定)</p> <p>(19) 飛来物発生防止対策のうち固縛を解除する時間の考慮について</p> <p>(20) アクセスルートの用語の定義</p> <p>(21) 可搬型大型送水ポンプ車等使用時におけるホースの配備長さ並びにホースコンテナ及びホース延長・回収車の配備イメージについて</p> <p>〔追而〕(今後作成予定)</p> <p>(22) アクセスルートトンネルの運用について</p>	<p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】今後、同様の資料を作成予定。</p> <p>【島根】評価内容の相違 ・泊は、アクセスルート及び迂回路の両方について、資機材転倒時に人力による排除を考慮したアクセス性の評価を実施している。（島根は、迂回路のみ人力による排除を考慮している。）</p> <p>【島根】今後、同様の資料を作成予定。</p> <p>【島根】今後、同様の資料を作成予定。</p> <p>【女川及び島根】記載方針の相違 ・泊固有の補足資料</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 耐震性に限定しないSA時に利用可能な水源について</p> <p>(5) 想定以上の段差が発生した場合の対応について</p> <p>(1) OFケーブル洞道のアクセスルートに対する影響について</p> <p>(12) 事務建屋の周辺斜面について</p>	<p>(8) 防波壁通路防波扉の運用について</p> <p>(9) 2号炉原子炉建物南側屋外のアクセスルートについて</p> <p>(13) 2号炉と同じ敷地内で実施する工事における資機材、廃材等による屋外のアクセスルートへの影響</p> <p>(17) 有効性評価で用いる屋外のアクセスルートの設定について</p> <p>(18) 第819回審査会合（令和元年12月24日）からの主要な変更点について</p> <p>(19) 第861回審査会合（令和2年5月18日）からの主要な変更点について</p> <p>(20) 海岸付近のアクセスルートの通行について</p>	<p>(23) ホイールロードの走行速度の検証について</p>	<p>【女川及び島根】 記載方針の相違</p> <p>・泊は、ホイールロードの走行速度の検証について補足資料を作成</p> <p>【女川】資料構成の相違</p> <p>・泊は島根と同様に「別紙(2)」にて耐震性に限定しないSA時に利用可能な水源を整理している。</p> <p>【女川】資料構成の相違</p> <p>・泊は島根と同様に「別紙(22)」にて想定以上の段差が発生した場合の対応を整理している。</p> <p>【女川】記載方針の相違</p> <p>・女川2号固有の補足資料。</p> <p>【島根】記載方針の相違</p> <p>・島根2号固有の補足資料。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>はじめに</p> <p>実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準（平成25年6月19日原規技発第1306197号原子力規制委員会制定）では、可搬型重大事故等対処設備を使用する際のアクセスルート確保に関し、以下のとおり要求している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>II 要求事項</p> <p>1. 重大事故等対策における要求事項</p> <p>1.0 共通事項</p> <p>(1) 重大事故等対処設備に係る要求事項</p> <p>②アクセスルートの確保</p> <p>発電用原子炉設置者において、想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場又は事業所（以下「工場等」という。）内の道路及び通路が確保できるよう、実効性のある運用管理を行う方針であること。</p> </div> <p>本要求に対し島根原子力発電所2号炉では、アクセスルートの確保に関し、以下のとおり対応することとしている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1.0.2 共通事項</p> <p>(1) 重大事故等対処設備に係る事項</p> <p>b. アクセスルートの確保</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるよう、以下の実効性のある運用管理を実施する。</p> <p>(a) 屋外アクセスルート</p> <p>重大事故等が発生した場合、事故収束に迅速に対応するため、屋外の可搬型重大事故等対処設備（大量送水車、高圧発電機車、可搬式モニタリング・ポスト等）の保管場所から使用場所まで運搬するアクセスルートの状況確認、取水箇所の状況確認及びホース敷設ルートの状況確認を行い、合わせて、軽油タンク、常設代替交流電源設備及びその他屋外設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>(b) 屋内アクセスルート</p> <p>重大事故等が発生した場合において、屋内の現場操作場所までのアクセスルートの状況確認を行い、合わせて、その他屋内設備の被害状況の把握を行う。</p> </div> <p>本資料では、重大事故等時の対応に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所、同設備の運搬のための屋外アクセスルート及び屋内現場操作場所までの緊急時対策要員の移動のための屋内アクセスルートについて、基準への適合状況を確認することを目的とする。</p>		<p>【島根】資料構成の相違</p> <p>・泊の記載方針は、女川の資料構成をベースとし、島根2号の審査知見を取り入れる方針としており、「2.概要(1)目的」に記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>1. 新規制基準への適合状況</p> <p>可搬型重大事故等対処設備（以下「可搬型設備」という。）の保管場所及び同設備の運搬道路（以下「アクセスルート」という。）に関する要求事項と、その適合状況は、以下のとおりである。</p> <p>(1)「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。） 第四十三条（重大事故等対処設備）</p>	<p>1. 新規制基準への適合状況</p> <p>可搬型重大事故等対処設備（以下「可搬型設備」という。）の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路、他の設備の被害状況を把握するための経路（以下「アクセスルート」という。）に関する要求事項と、その適合状況は、以下のとおりである。</p> <p>(1)「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。） 第四十三条（重大事故等対処設備）</p>	<p>1. 新規制基準への適合状況</p> <p>可搬型重大事故等対処設備（以下「可搬型設備」という。）の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路、他の設備の被害状況を把握するための経路（以下「アクセスルート」という。）に関する要求事項と、その適合状況は、以下のとおりである。</p> <p>(1)「実用発電用原子炉及び附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。） 第四十三条（重大事故等対処設備）</p>	<p>【女川】記載内容の相違 ・泊は島根と同様にアクセスルートについて具体的に定義している</p> <p>【島根】記載表現の相違</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>新規制基準の項目</th> <th>適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保した防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</td> <td>可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保した防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</td> </tr> <tr> <td>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</td> <td>地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ブルドーザ等を配備し、がれき等の除去を行えるようにしている。</td> </tr> <tr> <td>七 重大事故防止設備のうち可搬型ものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</td> <td>可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動S_sで必要な機能が失われず、防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。</td> </tr> </tbody> </table>	新規制基準の項目	適合状況	五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保した防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。	可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保した防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。	六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。	地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ブルドーザ等を配備し、がれき等の除去を行えるようにしている。	七 重大事故防止設備のうち可搬型ものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動S _s で必要な機能が失われず、防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>新規制基準の項目</th> <th>適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</td> <td>可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</td> </tr> <tr> <td>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</td> <td>地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダを配備し、がれき等の撤去を行えるようにしている。</td> </tr> <tr> <td>七 重大事故防止設備のうち可搬型ものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</td> <td>可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動S_sで必要な機能が失われず、防波壁及び防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。</td> </tr> </tbody> </table>	新規制基準の項目	適合状況	五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。	可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。	六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。	地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダを配備し、がれき等の撤去を行えるようにしている。	七 重大事故防止設備のうち可搬型ものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動S _s で必要な機能が失われず、防波壁及び防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>新規制基準の項目</th> <th>適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の離隔を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側に保管し、想定される水位に対して高台に保管する又は必要な機能を喪失しない設計とする。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</td> <td>可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の離隔を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側に保管し、想定される水位に対して高台に保管する又は必要な機能を喪失しない設計とする。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。</td> </tr> <tr> <td>六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</td> <td>地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダ等を配備し、がれき等の撤去を行えるようにしている。</td> </tr> <tr> <td>七 重大事故防止設備のうち可搬型ものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</td> <td>可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の離隔をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動で必要な機能が失われず、防波壁及び防火帯の内側かつ想定される水位に対して高台に保管する又は必要な機能を喪失しない設計とすることにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。</td> </tr> </tbody> </table>	新規制基準の項目	適合状況	五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の離隔を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側に保管し、想定される水位に対して高台に保管する又は必要な機能を喪失しない設計とする。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。	可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の離隔を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側に保管し、想定される水位に対して高台に保管する又は必要な機能を喪失しない設計とする。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。	六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。	地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダ等を配備し、がれき等の撤去を行えるようにしている。	七 重大事故防止設備のうち可搬型ものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の離隔をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動で必要な機能が失われず、防波壁及び防火帯の内側かつ想定される水位に対して高台に保管する又は必要な機能を喪失しない設計とすることにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。	<p>【女川及び島根】 対応方針の相違 ・泊は、共通要因による影響を想定しても、SA対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について、建屋と離隔して保管する設計としている。（伊方と同様）</p> <p>【女川及び島根】 設備名称の相違</p> <p>【女川及び島根】 対応方針の相違 ・泊は、集水樹に設置する放射性物質吸着剤を除き、可搬型設備は、高台に保管している。放射性物質吸着剤は、想定される水位に対し機能を喪失しない設計としている。</p>
新規制基準の項目	適合状況																										
五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保した防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。	可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保した防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。																										
六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。	地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ブルドーザ等を配備し、がれき等の除去を行えるようにしている。																										
七 重大事故防止設備のうち可搬型ものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動S _s で必要な機能が失われず、防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。																										
新規制基準の項目	適合状況																										
五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。	可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。																										
六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。	地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダを配備し、がれき等の撤去を行えるようにしている。																										
七 重大事故防止設備のうち可搬型ものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動S _s で必要な機能が失われず、防波壁及び防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。																										
新規制基準の項目	適合状況																										
五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の離隔を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側に保管し、想定される水位に対して高台に保管する又は必要な機能を喪失しない設計とする。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。	可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の離隔を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側に保管し、想定される水位に対して高台に保管する又は必要な機能を喪失しない設計とする。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。																										
六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。	地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダ等を配備し、がれき等の撤去を行えるようにしている。																										
七 重大事故防止設備のうち可搬型ものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の離隔をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動で必要な機能が失われず、防波壁及び防火帯の内側かつ想定される水位に対して高台に保管する又は必要な機能を喪失しない設計とすることにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
(2)「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。) 第五十四条（重大事故等対処設備）	(2)「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」 第五十四条（重大事故等対処設備）	(1)「実用発電用原子炉及び附属施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。) 第五十四条（重大事故等対処設備）	【島根】記載表現の相違																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>新規制基準の項目</th> <th>適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="94 336 534 798"> 五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保した防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。 【解釈】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上離隔をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けないこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。 </td> <td data-bbox="534 336 926 798"> 可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保した防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="94 798 534 1008"> 六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。 </td> <td data-bbox="534 798 926 1008"> 地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ブルドーザ等を配備し、がれき等の除去を行えるようにしている。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="94 1008 534 1911"> 七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。 </td> <td data-bbox="534 1008 926 1911"> 可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動S_sで必要な機能が失われず、防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。 </td> </tr> </tbody> </table>	新規制基準の項目	適合状況	五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保した防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。 【解釈】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上離隔をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けないこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。	可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保した防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。	六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。	地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ブルドーザ等を配備し、がれき等の除去を行えるようにしている。	七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動S _s で必要な機能が失われず、防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>新規制基準の項目</th> <th>適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="926 336 1365 798"> 五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側の場所に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。 【解釈】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上離隔をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けないこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。 </td> <td data-bbox="1365 336 1765 798"> 可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側の場所に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="926 798 1365 1008"> 六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。 </td> <td data-bbox="1365 798 1765 1008"> 地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダを配備し、がれき等の撤去を行えるようにしている。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="926 1008 1365 1911"> 七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。 </td> <td data-bbox="1365 1008 1765 1911"> 可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動S_sで必要な機能が失われず、防波壁及び防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。 </td> </tr> </tbody> </table>	新規制基準の項目	適合状況	五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側の場所に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。 【解釈】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上離隔をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けないこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。	可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側の場所に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。	六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。	地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダを配備し、がれき等の撤去を行えるようにしている。	七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動S _s で必要な機能が失われず、防波壁及び防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>新規制基準の項目</th> <th>適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1765 336 2211 798"> 五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。 【解釈】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上離隔をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けないこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。 </td> <td data-bbox="2211 336 2605 798"> 可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の離隔を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側に保管し、想定される水位に対して高台に保管する又は必要な機能を喪失しない設計とする。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1765 798 2211 1008"> 六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。 </td> <td data-bbox="2211 798 2605 1008"> 地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダ等を配備し、がれき等の撤去を行えるようにしている。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1765 1008 2211 1911"> 七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。 </td> <td data-bbox="2211 1008 2605 1911"> 可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の離隔をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動で必要な機能が失われず、防波壁及び防火帯の内側かつ想定される水位に対して高台に保管する又は必要な機能を喪失しない設計とすることにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。 </td> </tr> </tbody> </table>	新規制基準の項目	適合状況	五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。 【解釈】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上離隔をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けないこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。	可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の離隔を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側に保管し、想定される水位に対して高台に保管する又は必要な機能を喪失しない設計とする。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。	六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。	地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダ等を配備し、がれき等の撤去を行えるようにしている。	七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の離隔をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動で必要な機能が失われず、防波壁及び防火帯の内側かつ想定される水位に対して高台に保管する又は必要な機能を喪失しない設計とすることにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。	<p>【女川及び島根】 対応方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、共通要因による影響を想定しても、SA対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について、建屋と隔離して保管する設計としている。（伊方と同様） <p>【女川及び島根】 設備名称の相違</p> <p>【女川及び島根】 対応方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、集水樹に設置する放射性物質吸着剤を除き、可搬型設備は、高台に保管している。放射性物質吸着剤は、想定される水位に対し機能を喪失しない設計としている。
新規制基準の項目	適合状況																										
五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保した防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。 【解釈】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上離隔をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けないこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。	可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保した防火帯の内側に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。																										
六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。	地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ブルドーザ等を配備し、がれき等の除去を行えるようにしている。																										
七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動S _s で必要な機能が失われず、防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。																										
新規制基準の項目	適合状況																										
五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側の場所に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。 【解釈】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上離隔をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けないこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。	可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側の場所に保管し、かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管する。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。																										
六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。	地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダを配備し、がれき等の撤去を行えるようにしている。																										
七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m以上の離隔をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動S _s で必要な機能が失われず、防波壁及び防火帯の内側かつ2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。																										
新規制基準の項目	適合状況																										
五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。 【解釈】 可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、故意による大型航空機の衝突も考慮すること。例えば原子炉建屋から100m以上離隔をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けないこと。又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有すること。	可搬型設備は、地震、津波その他の自然現象、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備に対して、同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の離隔を確保するとともに、防波壁及び防火帯の内側に保管し、想定される水位に対して高台に保管する又は必要な機能を喪失しない設計とする。また、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。																										
六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。	地震、津波その他の自然現象を想定し、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確認する。また、がれき等によってアクセスルートの確保が困難となった場合に備え、ホイールローダ等を配備し、がれき等の撤去を行えるようにしている。																										
七 重大事故防止設備のうち可搬型のものには、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。	可搬型設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は2セットについて、また、それ以外のものは1セットについて、100m以上の離隔をとるとともに、分散配置が可能な可搬型設備については、分散配置して保管する。また、基準地震動で必要な機能が失われず、防波壁及び防火帯の内側かつ想定される水位に対して高台に保管する又は必要な機能を喪失しない設計とすることにより、共通要因によって必要な機能が失われないことを確認している。																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 概要 (1) 目的 a. 要求事項 実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準(平成25年6月19日原規技発第1306197号原子力規制委員会制定)では、可搬型重大事故等対処設備を使用する際のアクセスルートの確保に関し、以下のとおり要求している。</p> <p>II 要求事項 1. 重大事故等対策における要求事項 1.0 共通事項 (1) 重大事故等対処設備に係る要求事項 ②アクセスルートの確保 発電用原子炉設置者において、想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場又は事業所(以下「工場等」という。)内の道路及び通路が確保できるよう、実効性のある運用管理を行う方針であること。</p> <p>b. 対応内容 a. の要求事項に対し、女川原子力発電所2号炉ではアクセスルートの確保に関し、以下のとおり対応することとしている。</p> <p>1.0.2 共通事項 (1) 重大事故等対処設備に係る事項 b. アクセスルートの確保 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるように、以下の実効性のある運用管理を実施する。 屋外及び屋内において、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路、他の設備の被害状況を把握するための経路(以下「アクセスルート」という。)は、想定される自然現象、発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことがないように、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p> <p>本資料は、重大事故等発生時の対応に必要な可搬型設備の保管場所、同設備の運搬のための屋外アクセスルート及び屋内現場操作場所までの重大事故等対策要員の移動のための屋内アクセスルートについて、基準への適合状況を確認することを目的とする。</p>		<p>2. 概要 (1) 目的 a. 要求事項 実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準(平成25年6月19日原規技発第1306197号原子力規制委員会制定)では、可搬型重大事故等対処設備を使用する際のアクセスルートの確保に関し、以下のとおり要求している。</p> <p>II 要求事項 1. 重大事故等対策における要求事項 1.0 共通事項 (1) 重大事故等対処設備に係る要求事項 ②アクセスルートの確保 発電用原子炉設置者において、想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場又は事業所(以下「工場等」という。)内の道路及び通路が確保できるよう、実効性のある運用管理を行う方針であること。</p> <p>b. 対応内容 a. の要求事項に対し、泊発電所3号炉ではアクセスルートの確保に関し、以下のとおり対応することとしている。</p> <p>1.0.2 共通事項 (1) 重大事故等対処設備に係る事項 b. アクセスルートの確保 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるように、以下の実効性のある運用管理を実施する。 屋外及び屋内において、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路、他の設備の被害状況を把握するための経路(以下「アクセスルート」という。)は、想定される自然現象、発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことがないように、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p> <p>本資料は、重大事故等発生時の対応に必要な可搬型設備の保管場所、同設備の運搬のための屋外アクセスルート及び屋内現場操作場所までの発電所災害対策要員の移動のための屋内アクセスルートについて、基準への適合状況を確認することを目的とする。</p>	<p>【島根】記載箇所の相違 ・島根は、「はじめに」に記載</p> <p>【女川】名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 適合状況確認手順</p> <p>本資料では、まず「3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針」を定め、方針に基づき可搬型設備の保管場所及びアクセスルートを設定し、「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」において、発電所敷地内で想定される自然現象及び発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）のうち、設定した保管場所及びアクセスルートへの影響を及ぼす事象を抽出し、影響評価を実施するとともに、詳細な影響評価が必要な事象を選定する。</p> <p>次に、「5. 保管場所の評価」、「6. 屋外アクセスルートの評価」及び「7. 屋内アクセスルートの評価」において「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」で選定した事象に対して詳細な影響評価を実施する。また、設定したアクセスルートの現時点で想定される被害に対し、復旧方法及び復旧時間の評価を行い、重大事故等発生時における屋外及び屋内作業が有効性の評価の制限時間に対して成立することを確認し、「2. (1)a. 要求事項」を満足していることを確認する。</p> <p>最後に、重大事故等が発生しても発電所内に常駐している重大事故等対策要員で対応可能であるが、交代要員は必要不可欠であることから、「8. 発電所構外からの重大事故等対策要員参集」においてその成立性を確認する。</p>		<p>(2) 適合状況確認手順</p> <p>本資料では、まず「3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針」を定め、方針に基づき可搬型設備の保管場所及びアクセスルートを設定し、「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」において、発電所敷地内で想定される自然現象及び発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）のうち、設定した保管場所及びアクセスルートへの影響を及ぼす事象を抽出し、影響評価を実施するとともに、詳細な影響評価が必要な事象を選定する。</p> <p>次に、「5. 保管場所の評価」、「6. 屋外のアクセスルートの評価」及び「7. 屋内のアクセスルートの評価」において「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」で選定した事象に対して詳細な影響評価を実施する。また、設定したアクセスルートの現時点で想定される被害に対し、復旧方法及び復旧時間の評価を行い、重大事故等発生時における屋外及び屋内作業が有効性の評価の制限時間に対して成立することを確認し、「2. (1)a. 要求事項」を満足していることを確認する。</p> <p>最後に、重大事故等が発生しても発電所内に常駐している発電所災害対策要員で対応可能であるが、交代要員は必要不可欠であることから、「8. 発電所構外からの発電所災害対策要員参集」においてその成立性を確認する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

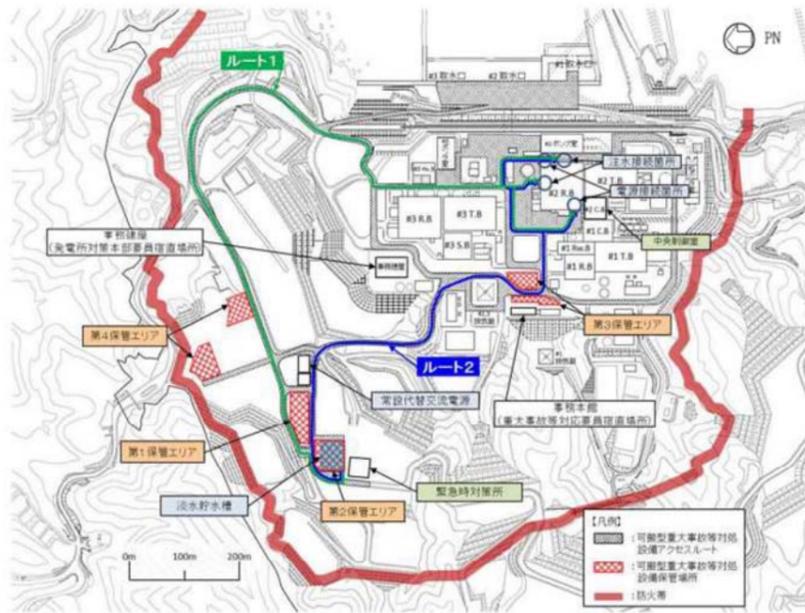
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針</p> <p>(1) 保管場所及びアクセスルートの設定方針</p> <p>「a. 保管場所の基本方針」及び「b. 屋外アクセスルートの基本方針」を踏まえて設定した保管場所及び屋外アクセスルートを第3-1図及び第3-2図に、保管場所の標高、離隔距離等について第3-1表に示す。</p> <p>なお、保管場所及び屋外アクセスルートを選定するに当たって考慮した女川原子力発電所における敷地の特徴を別紙(1)に示す。</p> <p>a. 保管場所の基本方針</p> <p>屋外の可搬型設備の保管場所は、地震、津波、その他の自然現象（洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮）又は大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮して、設計基準事故対処設備又は常設重大事故等対処設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉建屋及び制御建屋から100m以上の離隔距離を有する箇所に、位置的分散を考慮して複数箇所確保するとともに、屋外の常設重大事故等対処設備からも100m以上の離隔を有する箇所に、位置的分散を考慮して複数箇所確保する。</p> <p>また、同じ機能をもつ可搬型設備が複数ある場合は、保管場所を分散配置する。</p> <p>b. 屋外アクセスルートの基本方針</p> <p>屋外アクセスルートは、可搬型設備が各保管場所から可搬型設備の設置場所及び接続箇所まで、複数のルートにより移動が可能な設計とする。</p> <p>屋外アクセスルートに対する自然現象による影響（地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮）及び人為事象を想定して、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なルートを確認する。</p> <p>c. 屋内アクセスルートの基本方針</p> <p>屋内アクセスルートは、外部起因事象として地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水を想定した場合でも、アクセスルートを確認できる設計とする。各フロアには各区画に沿った通路、複数の階段及び出入口扉があり、それぞれの通路等を組み合わせて通ることで、資機材の転倒や仮設配管等の脱落に対して、迂回路も含めた複数のルートの選定が可能となる設計とする。迂回については、転倒資機材の人力による排除や乗越え等も考慮する。</p> <p>また、屋内アクセスルートは外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。</p>	<p>2. 概要</p> <p>可搬型設備の保管場所及び屋外アクセスルートについて第2-1図に、保管場所の標高、離隔距離等について第2-1表に示す。</p> <p>保管場所は発電所構内の第1～第4保管エリアの合計4箇所設定している。</p> <p>重大事故等時には緊急時対策所及び保管場所から複数設定した屋外アクセスルートにて可搬型設備の運搬、緊急時対策要員の移動及び重大事故等時に必要な設備の状況把握が可能である。</p> <p>なお、地震及び津波時に期待しないルートとしてサブルートを設定する。</p>	<p>3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針</p> <p>可搬型設備の保管場所及び屋外アクセスルートについて第3-1図に、保管場所の標高、離隔距離等について第3-1表に示す。</p> <p>保管場所は発電所構内の複数箇所に設定している。</p> <p>重大事故等時には保管場所から複数設定した屋外アクセスルートにて可搬型設備の運搬、発電所災害対策要員の移動及び重大事故等時に必要な設備の状況把握が可能である。</p> <p>なお、地震及び津波時に期待しないルートとしてサブルート、使用が可能な場合に活用するルートとして自主整備ルートを設定する。</p>	<p>【女川】資料構成の相違 ・泊の記載方針は、女川の構成をベースとし、島根の審査知見を取り入れる方針としているが、屋外アクセスルート設定の考え方は、島根を参考としていることから、3章については島根の構成をベースとする。</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は自主整備ルートを設定している。（柏崎と同様）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉



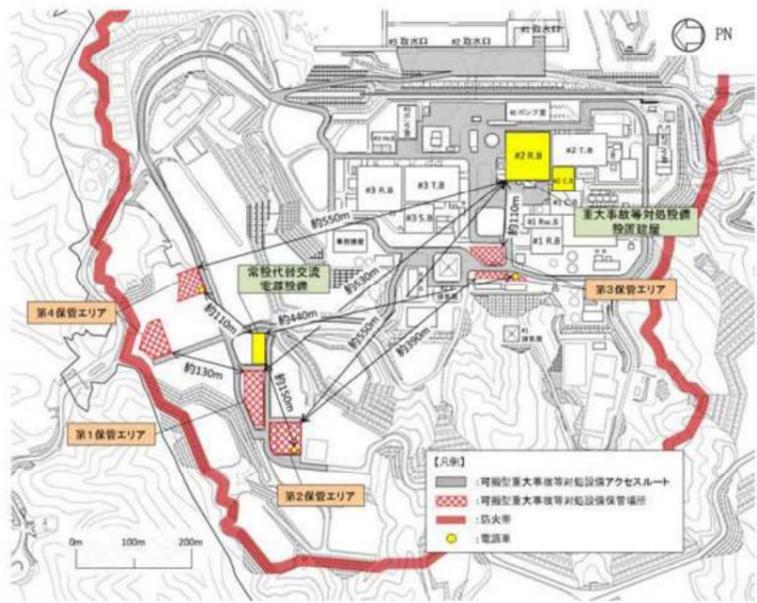
第3-1図 保管場所及びアクセスルート図

[ルート距離（淡水貯水槽～原子炉建屋東側注水接続口）]

ルート1※:1,610m

ルート2※:1,220m

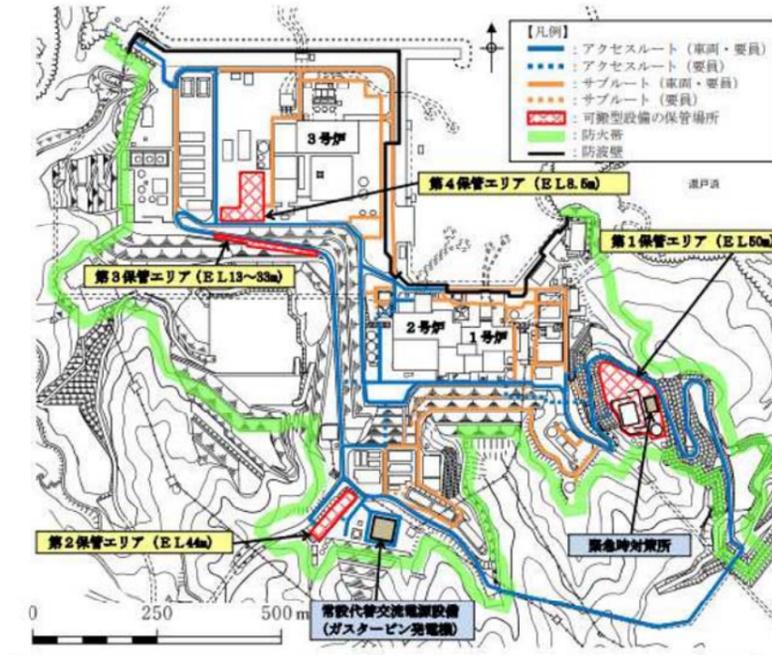
※ 有効性評価における可搬型設備設置のクリティカルとなる大容量送水ポンプ（タイプ1）による原子炉注水作業に係るルート



第3-2図 保管場所からの離隔距離（原子炉建屋、常設代替交流電源設備）

島根原子力発電所2号炉

第4保管エリア【E.L.8.5m】	第1保管エリア【E.L.50m】
<ul style="list-style-type: none"> ・高圧発電機車：3台 ・大容量送水車：2台 ・移動式代替熱交換設備：1台 ・大型送水ポンプ車：2台 ・可搬式送水供給装置：1台 ・第1ベントフィルタ出口水車濃度：1台 ・シルトフェンス（2号炉排水格納用）：約20m ・シルトフェンス（輸送用）：約320m ・小型船舶：1隻 ・放射性物質吸着剤：3組 ・放水砲：1台 ・消防水素貯蔵器：5個 ・タンクローリー：1台 ・可搬式モニタリング・ポスト：6台 ・可搬式気象観測装置：1台 ・緊急時対策用発電機：2台 ・緊急時対策用圧力調整機（空気ポンプ）：30本 ・緊急時対策用空気浄化装置：1台 ・緊急時対策用空気浄化フィルタユニット：1台 ・ホイールローダ：1台 	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧発電機車：3台 ・大容量送水車：1台 ・移動式代替熱交換設備：1台 ・大型送水ポンプ車：1台 ・可搬式送水供給装置：1台 ・第1ベントフィルタ出口水車濃度：1台 ・シルトフェンス（2号炉排水格納用）：約20m ・シルトフェンス（輸送用）：約360m ・小型船舶：1隻 ・放射性物質吸着剤：1組 ・放水砲：1台 ・消防水素貯蔵器：1個 ・タンクローリー：1台 ・可搬式モニタリング・ポスト：6台 ・可搬式気象観測装置：1台 ・緊急時対策用発電機：2台 ・緊急時対策用圧力調整機（空気ポンプ）：510本 ・緊急時対策用空気浄化装置：2台 ・緊急時対策用空気浄化フィルタユニット：2台 ・ホイールローダ：1台



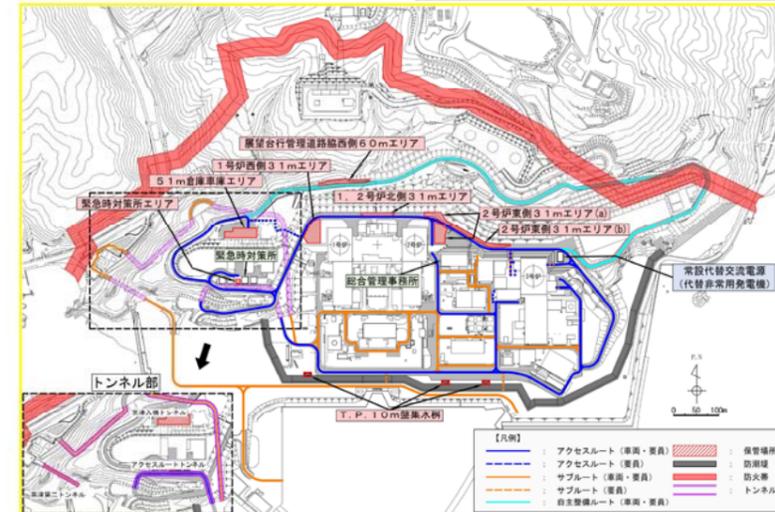
第2-1図 保管場所及び屋外アクセスルート図

第3保管エリア【E.L.13~33m】	第2保管エリア【E.L.44m】
<ul style="list-style-type: none"> ・高圧発電機車：1台 ・大容量送水車：1台 ・移動式代替熱交換設備：1台 ・大型送水ポンプ車：1台 ・タンクローリー：1台 ・ホイールローダ：1台 	<ul style="list-style-type: none"> ・大容量送水車：1台

※：サブルートは、地震及び津波時には期待しない。
 ※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。
 ※：各保管エリアには、可搬型重大事故等対策設備を記載。

泊発電所3号炉

51m倉庫車庫エリア【T.P.+51m】	1,2号炉北側31mエリア【T.P.+31m】
<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大型送水ポンプ車：2台 ・可搬型スプレインゾル：2台 ・可搬型大容量海水送水ポンプ車：1台 ・放水砲：1台 ・泡混合設備：1台 ・放射性物質吸着剤：1組 	<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大容量海水送水ポンプ車：1台 ・放水砲：1台 ・泡混合設備：1台 ・可搬型直流電源用発電機：1台
緊急時対策用エリア【T.P.+39m】	2号炉東側31mエリア(a)【T.P.+31m】
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策用発電機：4台 	<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大型送水ポンプ車：2台 ・可搬型スプレインゾル：2台 ・可搬型代替電源車：2台 ・可搬型直流電源用発電機：1台 ・緊急時対策用発電機：2台



第3-1図 保管場所及び屋外アクセスルート図

1号炉西側31mエリア【T.P.+31m】	2号炉東側31mエリア(b)【T.P.+31m】
<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型代替電源車：1台 ・可搬型直流電源用発電機：1台 ・可搬型タンクローリー：2台 ・小型船舶：1隻 ・ホイールローダ：1台 ・バックホウ：1台 	<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大型送水ポンプ車：1台 ・可搬型直流電源用発電機：1台 ・可搬型タンクローリー：2台 ・ホイールローダ：1台 ・バックホウ：1台 ・緊急時対策用発電機：2台 ・小型船舶：1隻
展望台行政管理道路脇西側60mエリア※1【T.P.+60m】	T.P.+10m盤集水樹※2【T.P.+10m】
<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大型送水ポンプ車：1台 ・可搬型代替電源車：1台 	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質吸着剤：3組

※1 本エリアには、保守点検による待機除外時のバックアップのみを配備するため、重大事故等時に「アクセス」する必要はない。
 ※2 放射性物質吸着剤は、敷地T.P.+10mの想定される水位に対し、機能を喪失しないことから、1セットを使用場所である集水樹に保管する。
 注：サブルートは、地震及び津波時には期待しない。自主整備ルートは、使用可能な場合に活用する。
 注：各保管エリアには、可搬型重大事故等対策設備を記載。
 注：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。
 注：防潮堤外側のサブルートの位置及び茶津入構トンネルの形状については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

【女川】記載箇所の相違・泊は、「3.(5).b.屋外アクセスルート設定」に記載。

【女川】記載箇所の相違・泊は、「3.(3).b.保管場所設定」に記載。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

※ 図中に示す略語は以下のとおり（以後の図の記載も同様）
 #1：1号炉 #2：2号炉 #3：3号炉 R.B：原子炉建屋
 T.B：タービン建屋 C.B：制御建屋 Rw.B：廃棄物処理建屋
 S.B：サービス建屋 Aux.B.B：補助ボイラー建屋
 Hx.B：海水熱交換器建屋 ポンプ室：海水ポンプ室

第3-1表 保管場所の標高、離隔距離、地盤の種類

保管場所	標高	原子炉建屋 ^{※2} からの離隔距離	常設代替交流電源設備からの離隔距離 ^{※3}	支持地盤の種類
第1保管エリア	0.P.+62m ^{※1}	約530m	—	岩盤
第2保管エリア	0.P.+62m ^{※1}	約550m	約150m	岩盤 (淡水貯水槽)
第3保管エリア	0.P.+14.8m ^{※1}	約110m	約440m	岩盤
第4保管エリア	0.P.+62m ^{※1}	約550m	約110m	岩盤

※1 2011年東北地方太平洋沖地震に伴う地殻変動を考慮すると、表記値より一様に約1m沈下。以後の記載についても同様。
 2011年東北地方太平洋沖地震に伴い、牡鹿半島全体が約1m沈下したことが確認されており、女川原子力発電所の敷地も一様におおよそ1m沈下したことを確認している。
 また、原子炉建屋のほか主要な建屋のレベル測定を行い、建屋の水平性が確保されていることを確認している。
 その後、国土地理院により、牡鹿半島は2019年2月時点において58cm程度隆起していることが確認されている。
 ※2 原子炉建屋と可搬型重大事故等対処設備の保管場所、制御建屋と可搬型重大事故等対処設備の保管場所を比較した場合、原子炉建屋のほうが近接していることから、原子炉建屋を代表で記載している。
 ※3 常設代替交流電源設備と電源車の離隔距離を示す。

各設備の保管場所及び設置場所については、今後の検討結果等により、変更となる可能性がある。

島根原子力発電所2号炉

第2-1表 保管場所の標高、離隔距離、地盤の種類

保管場所	標高	原子炉建等からの離隔距離 ^{※1,2}	常設代替交流電源設備からの離隔距離 ^{※3}	地盤の種類
第1保管エリア	E.L.50m	約270m	約490m	切土地盤 (一部、埋戻部)
第2保管エリア	E.L.44m	約260m	— ^{※4}	盛土地盤 (輸送貯水槽 (西1/西2))
第3保管エリア	E.L.13~33m	約200m	約530m	切土地盤
第4保管エリア	E.L.8.5m	約320m	約630m	切土地盤 (一部、埋戻部)

※：各設備の保管場所については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。
 ※1：原子炉建屋、タービン建屋、廃棄物処理建屋のうち、各保管場所からの距離が最も短い建物からの離隔距離を示す。また、可搬型設備（大量送水車、大型送水ポンプ車、移動式代替熱交換設備、高圧発電機車、タンクローリ、第1ペントフィルタ出口水素濃度、緊急時対策用発電機）がその機能を代替する原子炉建屋、タービン建屋、廃棄物処理建屋内の設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備を以下に示す。
 原子炉建屋：残留熱除去系、低圧炉心スプレイ系、低圧原子炉代替注水系、原子炉補機冷却系、格納容器フィルタペント系、燃料プール冷却系、非常用交流電源設備、非常用直流電源設備（HPCS系）、常設代替交流電源設備、格納容器水素濃度（B系）、格納容器水素濃度（SA）
 タービン建屋：原子炉補機海水系
 廃棄物処理建屋：非常用直流電源設備（A系）
 ※2：低圧原子炉代替注水系が位置する低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽及び格納容器フィルタペント系が位置する第1ペントフィルタ格納槽と保管場所の離隔距離は、原子炉建屋近傍に位置していることから原子炉建屋からの離隔距離を代表とした。
 ※3：常設代替交流電源設備と高圧発電機車及びタンクローリを配置している保管場所との離隔距離を示す。
 ※4：第2保管エリアに高圧発電機車及びタンクローリを配置しないため「—」としている。

泊発電所3号炉

第3-1表 保管場所の標高、離隔距離、地盤の種類

保管場所	標高	原子炉補助建屋 ^{※1} からの離隔距離	常設代替交流電源設備からの離隔距離 ^{※2}	支持地盤の種類
51m倉庫車庫エリア	T.P.+51m	約520m	—	岩盤 (51m倉庫・車庫)
緊急時対策所エリア	T.P.+39m	約560m	—	岩盤
1号炉西側31mエリア	T.P.+31m	約380m	約520m	岩盤
1, 2号炉北側31mエリア	T.P.+31m	約240m	—	岩盤
2号炉東側31mエリア(a)	T.P.+31m	約110m	約250m	岩盤
2号炉東側31mエリア(b) ^{※3}	T.P.+31m	約25m	—	岩盤
展望台行管理道路脇西側60mエリア ^{※4}	T.P.+60m	約320m	約490m	岩盤
T.P.10m盤集水樹	T.P.+10m	約190m	—	岩盤 (置換コンクリート)

※：各設備の保管場所については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。
 ※1：原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋のうち、可搬型重大事故等対処設備保管場所に最も近接している原子炉補助建屋からの離隔距離を代表して記載している。
 ※2：常設代替交流電源設備（代替非常用発電機）と可搬型代替電源車の離隔距離を示す。
 ※3：故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを配置する。
 ※4：保守点検による待機除外時のバックアップを配置する。

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(1) 基本方針 可搬型設備の保管場所設定，屋外及び屋内アクセスルート設定の基本方針を以下に示す。</p> <p>a. 保管場所 地震，津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した上で，常設重大事故等対処設備及び設計基準事故対処設備から十分な隔離を確保した保管場所を分散して設定する。</p> <p>b. 屋外アクセスルート 地震，津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し，緊急時対策所及び可搬型設備の保管場所から設置場所及び接続場所までの屋外アクセスルートを複数設定する。また，屋外アクセスルートは緊急時対策所から原子炉建物内へ入域するための経路を考慮し設定する。</p> <p>c. 屋内アクセスルート（可搬型設備の保管場所を含む。） 地震，津波その他の自然現象による影響及び人為事象による影響を考慮し，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物に，各設備の操作場所までの屋内アクセスルートを複数設定する。</p> <p>(2) 島根原子力発電所の特徴 島根原子力発電所を設置する敷地は，島根半島の中央部，日本海に面した松江市鹿島町に位置している。敷地の形状は，輪谷湾を中心とした半円状であり，東西及び南側を山に囲まれている。2号炉は，敷地中央部の輪谷湾に面している。敷地高さは主にE L 8.5m，E L 15m，E L 44m，E L 50m等の高さに分かれている。</p> <p>基本方針に従い，保管場所及び屋外アクセスルートを設定するに当たっては，島根原子力発電所構内の地形や敷地の使用状況などの特徴を踏まえる必要がある。以下に島根原子力発電所の特徴を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標高差があること ・敷地が狭隘であること ・周辺斜面が近接していること 	<p>(1) 基本方針 可搬型設備の保管場所設定，屋外及び屋内アクセスルート設定の基本方針を以下に示す。</p> <p>a. 保管場所 地震，津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した上で，常設重大事故等対処設備及び設計基準事故対処設備と共通要因によって同時に必要な機能が損なわれないようにするため，保管場所を分散して設定する。</p> <p>b. 屋外アクセスルート 地震，津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し，可搬型設備の保管場所から設置場所及び接続場所までの屋外アクセスルートを複数設定する。また，屋外アクセスルートは緊急時対策所から原子炉建屋又は原子炉補助建屋内へ入域するための経路を考慮し設定する。</p> <p>c. 屋内アクセスルート（可搬型設備の保管場所を含む。） 地震，津波その他の自然現象による影響及び人為事象による影響を考慮し，外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋に，各設備の操作場所までの屋内アクセスルートを複数設定する。</p> <p>(2) 泊発電所の特徴 泊発電所を設置する敷地は，北海道積丹半島の西側基部の古宇郡泊村の海岸沿いに位置している。敷地の形状は，おおむね半円状であり，敷地西側は日本海に面し，背後は積丹半島中央部の山嶺に続く標高40～130mの丘陵地である。敷地高さは主にT. P. +10m，T. P. +31m，T. P. +39m，T. P. +51m，T. P. +60m等の高さに分かれている。</p> <p>基本方針に従い，保管場所及び屋外アクセスルートを設定するに当たっては，泊発電所構内の地形や敷地の使用状況などの特徴を踏まえる必要がある。以下に泊発電所の特徴を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標高差があること ・敷地が狭隘であること ・周辺斜面が近接していること 	<p>【島根】設計方針の相違 ・泊は，共通要因による影響を想定してもSA対応に必要な機能を喪失しないよう，必要セット数について，建屋と隔離して保管する設計としている。（伊方と同様）</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・島根は緊急時対策所を起点としたルートを設定しているが，泊は女川と同様に保管場所を起点としたルートを設定している。</p> <p>【島根】建屋名称の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による敷地形状等の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>保管場所及び屋外アクセスルートは、基本方針及び上記に示した特徴を踏まえた上で、必要な対応を実施し設定する。（別紙（39）参照）</p> <p>(3) 保管場所の設定 基本方針に従い、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した上で、原子炉建物等から十分な離隔を確保した保管場所を分散して設定する。</p> <p>a. 保管場所設定の考え方 基本方針を受けた保管場所設定の考え方を以下に示す。</p> <p>・大型航空機の衝突を考慮して、原子炉建物、タービン建物、廃棄物処理建物から100m以上の離隔距離を確保するとともに、保管場所に保管する可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔を確保する。</p>	<p>保管場所及び屋外アクセスルートは、基本方針及び上記に示した特徴を踏まえた上で、必要な対応を実施し設定する。（別紙（1）参照）</p> <p>(3) 保管場所の設定 基本方針に従い、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した上で、常設重大事故等対処設備及び設計基準事故対処設備と共通要因によって同時に必要な機能が損なわれないようにするため、保管場所を分散して設定する。</p> <p>a. 保管場所設定の考え方 基本方針を受けた保管場所設定の考え方を以下に示す。 (a) 可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備の保管場所 可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び代替電源設備は、重大事故等対応において重要性が高いことから、必要な容量を賄うことができる設備を2セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備をそれぞれ配備し、以下のとおり保管する。</p> <p>・2セットある可搬型設備は、大型航空機の衝突を考慮して、原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、保管場所に保管する可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する循環水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備及び屋外の常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔を確保する。</p>	<p>【島根】設計方針の相違 ・泊は、共通要因による影響を想定してもSA対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について、建屋と離隔して保管する設計としている。（伊方と同様）</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊は、「2n+α」と「n」の可搬型設備の保管場所設定の考え方が異なることから、分割して記載。（伊方と同様）</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は、「2n+α」の可搬型設備は、故障用と保守点検用の予備をそれぞれ配備する方針としている。</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は、共通要因による影響を想定してもSA対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について、建屋と離隔して保管する設計としている。（伊方と同様） ・泊は、原子炉補機冷却海水ポンプは循環水ポンプ建屋内の取水ピット室に設置されている。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<ul style="list-style-type: none"> 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し、分散配置が可能な2セットある可搬型設備については、100m以上の離隔を確保した保管場所に分散配置する。 基準津波の影響を受けない、防波壁の内側の場所とする。 基準地震動S_sによる被害（周辺建造物の損壊（建物、鉄塔等）、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化に伴う浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設建造物の損壊）の影響を受けない場所とする。 2セットある可搬型設備のうち少なくとも1セットは高台とする。 防火帯の内側の場所とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し、分散配置が可能な2セットある可搬型設備については、100m以上の離隔を確保した保管場所に分散配置する。 故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備は、原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋から100m以上離隔していない場所に保管することも許容するが、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、2セットある可搬型設備から可能な限り離隔した場所に保管する。 基準津波の影響を受けない、防潮堤の内側の場所とする。 基準地震動による被害（周辺建造物の損壊（建屋、鉄塔等）、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化に伴う浮き上がり、地盤支持力の不足、地下建造物の損壊）の影響を受けない場所に保管する。ただし、保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備は、基準地震動による被害を受ける可能性がある場所に保管することを許容する。 T.P. +31m以上の高台とする。 防火帯の内側の場所とする。 	<p>【島根】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は共通要因による影響を想定してもSA対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について建屋と離隔して保管する設計としており、予備については2セットある可搬型設備から可能な限り離隔させることとしている。（伊方と同様） 【島根】名称の相違 【島根】記載表現の相違 【島根】設計方針の相違 <ul style="list-style-type: none"> 「2n+α」設備のαは、故障時用と保守点検時用で兼用しておらず、それぞれ配備する方針としている。このため、保守点検用のαは地震の影響評価対象外とし、使用可能であれば活用することとしている。 【島根】設計方針の相違 <ul style="list-style-type: none"> 泊は「2n+α」の可搬型設備は、高台に保管している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(b) 可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備以外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所</p> <p>可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備以外の可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処に必要な容量を賄うことができる設備を1セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備を配備し、以下のとおり保管する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1セットある可搬型設備は、大型航空機の衝突を考慮して、原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋から100m以上隔離した場所に保管する。 ・ 故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備は、原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋から100m以上隔離していない場所に保管することも許容するが、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、1セットある可搬型設備から100m以上隔離した場所に保管する。 ・ 基準津波の影響を受けない、防潮堤の内側の場所とする。 ・ 基準地震動による被害（周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔等）、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化に伴う浮き上がり、地盤支持力の不足、地下構造物の損壊）の影響を受けない場所に保管する。 ・ T.P.+31m以上の高台とする。ただし、放射性物質吸着剤については、T.P.+10mの想定される水位に対し、機能を喪失しないことから、1セットを使用場所であるT.P.+10mの集水桝内に保管する。 ・ 防火帯の内側の場所に保管する。 	<p>【島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 泊は、「2n+α」と「n」の可搬型設備で保管場所設定の考え方が異なることから、分割して記載。（伊方と同様） 【島根】設計方針の相違 ・ 泊は、1セットある可搬型設備については、1セットのみ原子炉建屋等から隔離を確保する方針としている。（伊方と同様） 【島根】設計方針の相違 ・ 泊は共通要因による影響を想定してもSA対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について、建屋と隔離して保管する設計としており、予備については1セットある可搬型設備から隔離した場所に保管する設計としている。（伊方と同様） 【島根】名称の相違 【島根】記載表現の相違 【島根】設計方針の相違 ・ 泊は、放射性物質吸着剤を除いた「n」の可搬型設備は、高台に保管している。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 保管場所設定 保管場所設定の考え方及び島根原子力発電所の特徴を踏まえて保管場所を以下のとおり設定した。 また、保管場所の配置を第2-2図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 防波壁の内側かつ防火帯の内側（別紙（25）参照）に保管場所を4箇所設定する。 淡水取水場所（E L44m）及び海水取水場所（E L8.5m）と接続口（E L15m）で標高差があることを踏まえ、可搬型設備を速やかに配置するために、淡水取水場所（E L44m）周辺で使用する可搬型設備は、淡水取水場所直上に位置する第2保管エリア（E L44m）又は淡水取水場所へのアクセス性と第2保管エリア（E L44m）との位置的分散を考慮した第3保管エリア（E L13~33m）に配置する。 また、接続口（E L15m）及び海水取水場所（E L8.5m）周辺で使用する可搬型設備は、緊急時対策所からのアクセス性を考慮し第1保管エリア（E L50m）又は海水取水場所へのアクセス性と第1保管エリア（E L50m）との位置的分散を考慮した第4保管エリア（E L8.5m）に配置する。 第3保管エリア（E L13~33m）と第4保管エリア（E L8.5m）は100m以上の離隔距離が確保できないことから、2セットある可搬型設備は互いに配置しない。 	<p>b. 保管場所設定 保管場所設定の考え方及び泊発電所の特徴を踏まえて保管場所を以下のとおり設定した。 また、保管場所の配置を第3-2図に示す</p> <p>(a) 可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備の保管場所</p> <ul style="list-style-type: none"> 防潮堤の内側かつ防火帯の内側（別紙（8）参照）に保管場所を複数箇所設定する。 2セットある可搬型設備は、3号炉中央制御室からのアクセス性を考慮し、1セットを2号炉東側31mエリア(a)に配置し、もう1セットを2号炉東側31mエリア(a)との位置的分散を考慮した1号炉西側31mエリア又は51m倉庫車庫エリアに配備する。 故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備は、1、2号炉北側31mエリア、2号炉東側31mエリア(b)又は展望台行管理道路脇西側60mエリアに配備する。ただし、展望台行管理道路脇西側60mエリアからの屋外アクセスルートが基準地震動による被害（送電鉄塔の倒壊に伴うルートへの送電線の垂れ下がり）を受ける可能性があることから、当該保管場所には保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備のみを配備する。 <p>(b) 可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備以外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所</p> <ul style="list-style-type: none"> 防潮堤の内側かつ防火帯の内側に保管場所を複数箇所設定する。 1セットある可搬型設備は、3号炉中央制御室からのアクセス性を考慮し、T.P.+31mにある2号炉東側31mエリア(a)、1、2号炉北側31mエリア又は1号炉西側31mエリアに配備する。ただし、緊急時対策所用発電機及び放射性物質吸着剤については、それぞれ使用場所である緊急時対策所エリア及びT.P.10m盤集水桝に配備する。 故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備は、1セットある可搬型設備から100m以上離隔した場所に配備する。 	<p>相違理由</p> <p>【島根】記載方針の方針 ・泊は、「2n+α」と「n」の可搬型設備において保管場所設定の考え方が異なることから、分割して記載。 【島根】名称の相違 【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による保管場所設定の相違。</p> <p>【島根】記載方針の方針 ・泊は、「2n+α」と「n」の可搬型設備において保管場所設定の考え方が異なることから、分割して記載。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による保管場所設定の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

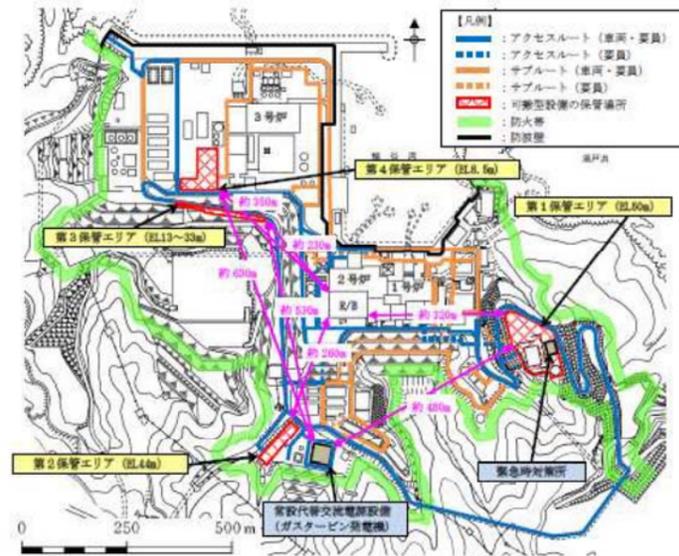
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

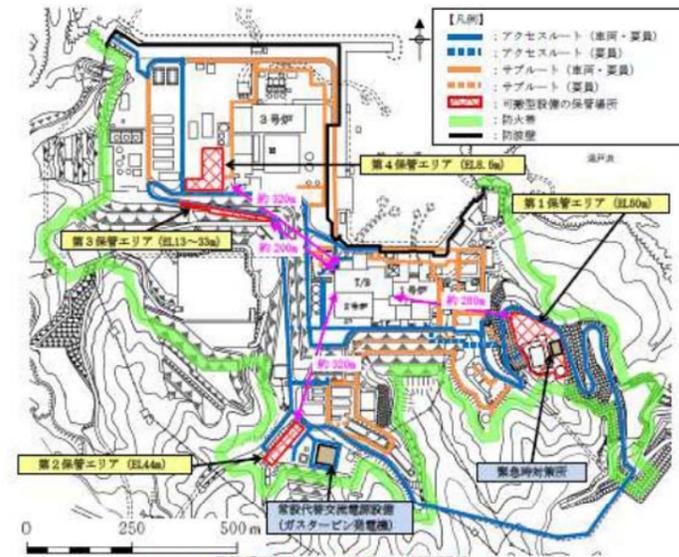
島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

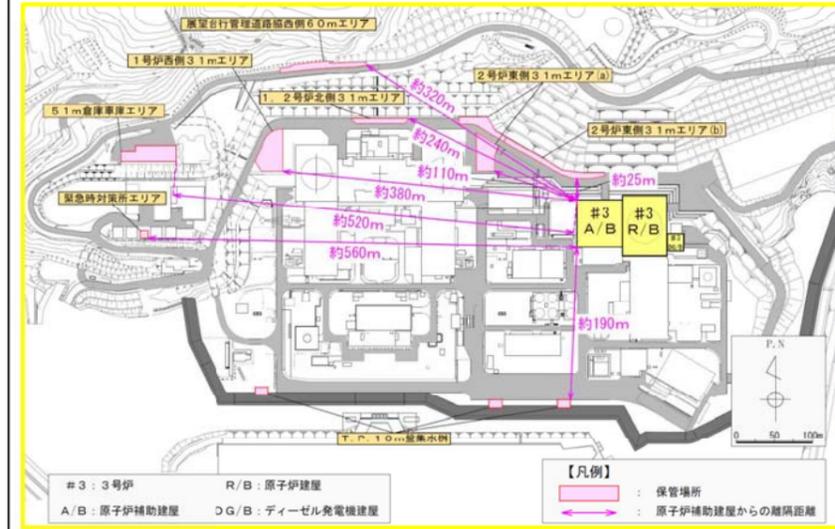


保管場所と原子炉建物及び常設代替交流電源設備との離隔距離



保管場所とタービン建物との離隔距離

第2-2図 保管場所の配置 (1/2)



保管場所と原子炉補助建屋との離隔距離

【島根】記載内容の相違
 ・プラントの相違による
 図の内容の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

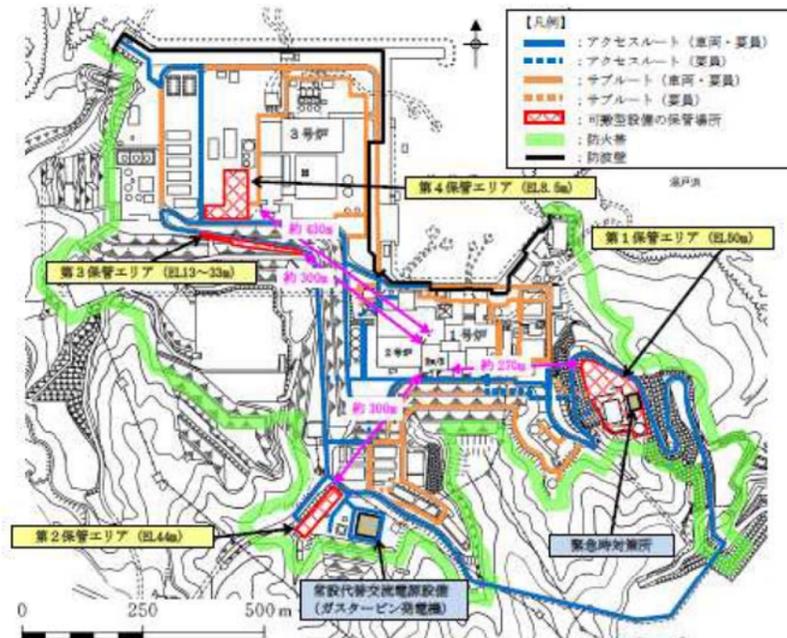
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

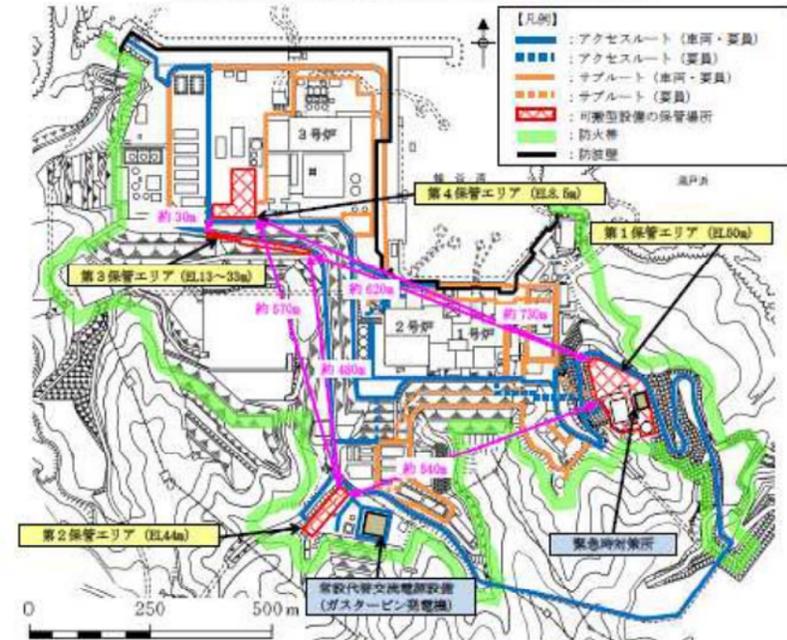
島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

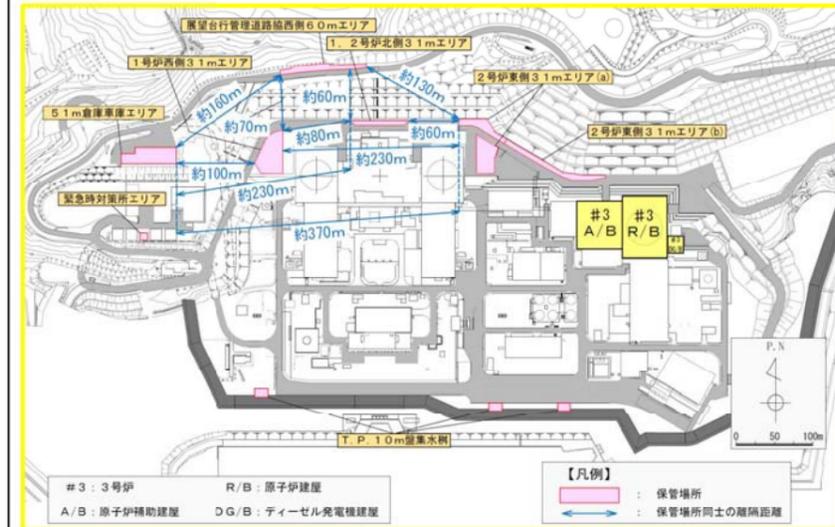


保管場所と廃棄物処理建物との離隔距離



保管場所間の離隔距離

第2-2図 保管場所の配置 (2/2)



保管場所間の離隔距離

第3-2図 保管場所の配置

【島根】記載内容の相違
 ・プラントの相違による
 図の内容の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 保管場所における主要可搬型設備等の配備方針</p> <p>可搬型設備の分類を第3-2表に、保管場所における可搬型設備の配備の基本方針を第3-3表に、主要可搬型設備の配備数を第3-4表に、主要設備の配備数を第3-5表に示す。</p> <p>可搬型設備の配備数は、「$2n + \alpha$」、「$n + \alpha$」、「n」の設備に分類し、それらを屋外設備であれば第1～第4保管エリアに、屋内設備であれば建屋内の複数箇所に、分散配置する設計とする。</p> <p>なお、第1～第4保管エリアの可搬型設備の配置については補足資料(14)に示す。</p>	<p>【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】</p> <p>(1) 保管場所における主要可搬型設備等</p> <p>主な可搬型重大事故等対処設備の分類を第3-1図に、保管場所における主な可搬型重大事故等対処設備の配置を第3-1表に、主要設備の配備数を第3-2表に示す。</p> <p>可搬型設備の配備数については「$2n + \alpha$」、「$n + \alpha$」、「n」の設備に分類し、重大事故等時に屋外で使用する設備であれば第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上に、屋内で使用する設備であれば建物内の複数箇所に、分散配置することにより多重化、多様化を図っている。</p> <p>また、屋外の可搬型設備のうち、予備（「$2n + \alpha$」の可搬型設備のα及び「n」の可搬型設備の予備）は、保管場所（第1～第4保管エリア）に保管する。nとα及びnと予備は、それぞれ分散配置するため、同時に機能喪失することはない。</p> <p>なお、保管場所に配備する可搬型設備は、地震による転倒防止及び竜巻による飛散防止を考慮した固縛[※]を実施していることから、隣接する可搬型設備及びアクセスルートに影響をあたえることはない。</p> <p>さらに、保管場所に配備する可搬型設備のうち、燃料を保有する設備は、燃料タンクに燃料を規定油量以上の状態で保管する。ただし、タンクローリーの背後搭載タンクは、空状態で保管する。</p> <p>※：飛来物発生防止対策エリア内のみが対象。</p>	<p>(4) 保管場所における主要可搬型設備等</p> <p>主な可搬型設備の分類を第3-2表に、保管場所における主な可搬型設備の配置を第3-3表に、主要設備の配備数を第3-4表に、可搬型設備の離隔距離を第3-3図示す。</p> <p>可搬型設備の配備数については「$2n + \alpha$」、「$n + \alpha$」、「n」の設備に分類し、重大事故等時に屋外で使用する設備であれば屋外の保管場所のいずれか2箇所以上に、屋内設備であれば建屋内の複数箇所に、分散配置することにより多重化、多様化を図っている。</p> <p>また、屋外の可搬型設備のうち、予備（「$2n + \alpha$」の可搬型設備のα及び「n」の可搬型設備の予備）について、「$2n + \alpha$」の可搬型設備のαは、2セットあるnから可能な限り離隔した場所に配備し、かつ故障時のバックアップとしてのαと保守点検による待機除外時のバックアップとしてαを分散配置するため、同時に機能喪失することはない。「n」の可搬型設備の予備は、nと予備をそれぞれ分散配置するため、同時に機能喪失することはない。</p> <p>なお、保管場所に配備する可搬型設備は、地震による転倒防止及び竜巻による飛散防止を考慮した固縛を実施していることから、隣接する可搬型設備及びアクセスルートに影響をあたえることはない。</p> <p>さらに、保管場所に配備する可搬型設備のうち、燃料を保有する設備は、燃料タンクに燃料を規定油量以上の状態で保管する。ただし、可搬型タンクローリーの背後搭載タンクは、空状態で保管する。</p> <p>屋外の可搬型設備の配置については補足資料(12)に示す。</p>	<p>【島根】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は、「3.保管場所の評価」に記載 <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、可搬型設備毎の離隔距離図を整理。 <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊における「$2n + \alpha$」の可搬型設備のαは、nと離隔できていない設備もあるが、故障用と保守点検用のαをそれぞれ配備し、それらを分散配置していることから、同時に必要な機能が喪失しない設計としている。 <p>【島根】設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は保管場所に配備する可搬型設備は飛来物発生防止対策を実施している。 <p>【女川及び島根】記載方針の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>a. 「2n+α」の可搬型設備（設置許可基準規則 第43条5(a)対象設備） 原子炉建屋外から水・電力を供給する電源車、大容量送水ポンプ（タイプI）及び熱交換器ユニットについては、必要となる容量を有する設備を1基当たり2セット及び予備を保有し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上に分散配置する。</p> <p>b. 「n+α」の可搬型設備（設置許可基準規則 第43条5(b)対象設備） 負荷に直接接続する、高圧窒素ガスポンベ及び主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池については、必要となる容量を有する設備を1基当たり1セット及び予備を保有し、原子炉建屋内又は制御建屋内に分散配置する。</p> <p>c. 「n」の可搬型設備（その他） 上記以外の可搬型設備は、必要となる容量を有する設備を1基当たり1セットに加え、プラントの安全性向上の観点から、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。 また、「n」の屋外保管設備についても、共通要因による機能喪失を考慮し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上に分散配置する。</p>	<p>【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】</p> <p>a. 「2n+α」の可搬型設備 原子炉建物外から水・電力を供給する可搬型代替交流電源設備（高圧発電機車）、大量送水車、移動式代替熱交換設備、大型送水ポンプ車については、必要となる容量を有する設備を1基あたり2セット及び予備を保有し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上にそれぞれ分散配置する。</p> <p>なお、第1～第4保管エリアの必要となる容量を有する設備の点検を行う場合は、点検する設備の保管場所に予備を配備後に点検を行うことにより、第1～第4保管エリアに必要となる容量を有する設備は2セット確保される。</p> <p>また、燃料プールへのスプレイのために原子炉建物内で使用する設備は、必要となる容量を有する設備を2セット及び予備を配備し、原子炉建物内に分散配置する。</p> <p>b. 「n+α」の可搬型設備 負荷に直接接続する、逃がし安全弁用窒素ガスポンベ、主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）については、必要となる容量を有する設備を1基あたり1セット及び予備を保有し、逃がし安全弁用窒素ガスポンベは原子炉建物内にそれぞれ分散配置する。また、主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）は廃棄物処理建物内にそれぞれ分散配置する。</p> <p>c. 「n」の可搬型設備（その他） 上記以外の可搬型重大事故等対処設備は、必要となる容量を有する設備を1基あたり1セットに加え、プラントの安全性向上の観点から、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。 また、「n」の屋外保管設備についても、共通要因による機能喪失を考慮し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上に分散配置する。</p>	<p>a. 「2n+α」の可搬型設備（設置許可基準規則 第43条5(a)対象設備） 原子炉建屋及び原子炉補助建屋外から水・電力を供給する可搬型大型送水ポンプ車、可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機については、必要となる容量を有する設備を1基当たり2セット及び予備を保有し、屋外の保管場所のいずれか2箇所以上に分散配置する。</p> <p>なお、2号炉東側31mエリア(a)、1号炉西側31mエリア又は51m倉庫車庫エリアの必要となる容量を有する設備の点検を行う場合は、点検する設備の保管場所に予備を配備後に点検を行うことにより、2号炉東側31mエリア(a)、2号炉西側31mエリア又は51m倉庫車庫エリアに必要となる容量を有する設備は2セット確保される。</p> <p>b. 「n+α」の可搬型設備（設置許可基準規則 第43条5(b)対象設備） 負荷に直接接続する、加圧器逃がし弁操作可搬型窒素ガスポンベ、加圧器逃がし弁操作用バッテリー、原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンベ、格納容器空気サンプルライン隔離弁操作可搬型窒素ガスポンベ、アニュラス全量排気弁操作可搬型窒素ガスポンベ及び可搬型直流変換器については、必要となる容量を有する設備を1基当たり1セット及び予備を保有し、原子炉建屋内又は原子炉補助建屋内に分散配置する。</p> <p>c. 「n」の可搬型設備（その他） 上記以外の可搬型設備は、必要となる容量を有する設備を1基当たり1セットに加え、プラントの安全性向上の観点から、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。 また、「n」の屋外保管設備についても、共通要因による機能喪失を考慮し、屋外の保管場所のいずれか2箇所以上に分散配置する。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違</p> <p>【女川及び島根】設備の相違 ・泊は他のPWRと同様に使用済燃料ピットにスプレイするための可搬型スプレイノズルは「n」の可搬型設備とし、ホース延長・回収車（送水車用）内に分散配置する。</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

海水取水場所については別紙(2)に、可搬型設備の建屋接続箇所及び仕様については別紙(3)に示す。

【比較のため「3. 保管場所の評価」より転記】

可搬型設備の建物接続箇所及び仕様については別紙(2)に、淡水及び海水取水場所については別紙(3)に、海水取水場所での取水ができない場合の代替手段については補足(7)に示す。

また、「 $2n+\alpha$ 」と「 $n+\alpha$ 」の可搬型設備 α 及び「 n 」の可搬型設備の予備については、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、発電所全体で確保する。なお、配備用途が異なる場合において、要求されるいずれの機能も満足する設備については、予備を兼用する。

淡水及び海水取水場所については別紙(2)に、可搬型設備の建屋接続箇所及び仕様については別紙(3)に、海水取水場所での取水ができない場合の代替手段については補足資料(17)に示す。

また、「 $2n+\alpha$ 」と「 $n+\alpha$ 」の可搬型設備 α 及び「 n 」の可搬型設備の予備については、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、発電所全体で確保する。なお、配備用途が異なる場合において、要求されるいずれの機能も満足する設備については、予備を兼用する。

【女川及び島根】記載表現の相違

【女川】記載方針の相違
 ・泊は島根と同様に予備確保の考え方を記載

第3-2表 可搬型設備の分類

2 n +	電源車 	大容量送水ポンプ (タイプ1) 	熱交換器ユニット
n +	高圧窒素ガスボンベ 	主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池 	
n	その他		

2 n +	可搬型代替交流電源設備 (高压発電機車) 	大量送水車 	可搬型スプレィノズル
n +	移動式代替熱交換設備 	大型送水ポンプ車 	
n +	逃がし安全弁用窒素ガスボンベ 	主蒸気逃がし安全弁用蓄電池 (補助盤室) 	
n	可搬式窒素供給装置 	第1ベントフィルタ 出口水素濃度 	

第3-1図 主な可搬型重大事故等対処設備の分類

第3-2表 可搬型設備の分類

2 n +	可搬型代替電源車 	可搬型直流電源用発電機 	可搬型大型送水ポンプ車
n +	可搬型バッテリー 	可搬型窒素ボンベ 	可搬型直流変換器
n	その他		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第3-3表 屋外の可搬型設備における配備の基本方針

保管エリア 要求台数	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア
2n + α	n	n	n	α
n + α ^{※1}	-	-	-	-
n	n	-	-	予備

※1 n + αの設備は屋外の保管エリアに配備するものはない

島根原子力発電所2号炉

【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】

第3-1表 保管場所における主な可搬型重大事故等対処設備の配置

分類	主要設備名	使用場所	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア
2n + α	・大量送水車	E.L.4m ^{※1} 及び15m ^{※2} 周辺 ^{※3} (送水用)	-	n	n	α ^{※5} (兼用)
	・大型送水ポンプ車	E.L.8.5m ^{※3} 周辺 ^{※3} (海水取水用)	n	-	-	α ^{※5} (兼用)
n + α	・高圧発電機車	E.L.8.5m ^{※3} 周辺 ^{※3} (原子炉補機代替冷却系用)	n	-	α ^{※6}	n
	・移動式代替熱交換設備	E.L.15m ^{※4} 周辺 ^{※4}	n	-	-	n
n ^{※7}	・可搬型スプレインゾル	屋内で使用	-	-	-	-
	・逃がし安全弁用窒素ガスポンプ	屋内で使用	-	-	-	-
n ^{※7}	・主蒸気逃がし安全弁用蓄電池(補助盤室)	屋内で使用	-	-	-	-
	・可搬式窒素供給装置	E.L.15m ^{※4} 周辺 ^{※4}	予備	-	-	n

※1：輸谷貯水槽(西1)及び(西2)を水源とした送水時は淡水取水場所(E.L.4m)周辺で使用。

※2：海を水源とした送水時は接続口(E.L.15m)周辺で使用。

※3：海水取水場所(E.L.8.5m)周辺で使用。

※4：接続口(E.L.15m)周辺で使用。

※5：大量送水車(送水用及び海水取水用)のαは兼用とし、第4保管エリアに保管。

※6：大型送水ポンプ車(原子炉補機代替冷却系用)のαと大型送水ポンプ車(原子炉建物放水設備用)の予備は兼用とし、第3保管エリアに保管。

※7：緊急時対策関連設備(緊急時対策所用発電機、緊急時対策所用送風機、緊急時対策所用空気浄化装置(空気ポンプ)、緊急時対策所用空気浄化装置、緊急時対策所用空気浄化装置)

泊発電所3号炉

第3-3表 保管場所における主な可搬型設備の配置

分類	主要設備名	51m倉庫車庫 エリア	1号炉西側 31mエリア		展望台管理道路 島西側6m ^{※1}		2号炉東側31mエリア	
			予備	n	α ^{※3}	α ^{※3}	(a)	(b)
2n + α ^{※1}	・可搬型大型送水ポンプ車	n	-	-	α ^{※3}	n	n	α ^{※2}
	・可搬型代替電源車	-	n	α ^{※3}	α ^{※3}	n, α ^{※2}	n	α ^{※2}
n + α	・可搬型直流発電機	-	-	-	-	n	n	α ^{※2}
	・加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンプ	予備	-	-	-	-	n	-
n ^{※4}	・加圧器逃がし弁操作用バッチリ	予備	-	-	-	-	n	-
	・原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンプ	予備	-	-	-	n	-	-
n ^{※4}	・格納容器空気をサンプリング用可搬型窒素ガスポンプ	-	-	-	-	-	-	-
	・アニュラス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスポンプ	-	-	-	-	-	-	-
n ^{※4}	・可搬型直流発電機	-	-	-	-	-	-	-
	・可搬型スプレインゾル	-	-	-	-	-	-	-
n ^{※4}	・可搬型大容量海水送水ポンプ車	-	-	-	-	-	-	-
	・放水砲	-	-	-	-	-	-	-
n ^{※4}	・泡混合設備	-	-	-	-	-	-	-
	・可搬型タンクローリー	-	-	-	-	-	-	-
n ^{※4}	・小型船舶	-	-	-	-	-	-	-
	・ホイールローダ	-	-	-	-	-	-	-
n ^{※4}	・バックホウ	-	-	-	-	-	-	-
	・予備	-	-	-	-	-	-	予備

※1：「2n + α」の可搬型設備は、故障時のバックアップとしてのαと保守点検による待機除外時のバックアップとしてのαをそれぞれ配備する。

※2：故障時のバックアップとしてのαを配備する。

※3：保守点検による待機除外時のバックアップとしてのαを配備する。

※4：緊急時対策所用発電機は、n設備を緊急時対策用エリアに、予備を2号炉東側31mエリアに保管する。放射線物質吸着剤は、n設備をT.P.10m 整集水柱に、予備を51m倉庫車庫エリアに配備する。

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・建物等の配置が異なるため、可搬型重大事故等対処設備の保管場所が相違する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第3-4表 主要可搬型設備

○「2n+α」の可搬型設備

設備名	配備数	必要容量	予備	保管場所				緊急時対策建屋	備考
				第1	第2	第3	第4		
電源車	5台	2台 (2n=4)	1台	-	2台	2台	1台	-	・可搬型代替交流電源設備及び可搬型代替直流電源設備 ・故障時バックアップ及び保守点検待機除外時バックアップ1台(電源車(緊急時対策用)の予備と兼用)
ケーブル(1組:25m)	5組	2組 (2n=4)	1組	-	2組	2組	1組	-	・可搬型代替交流電源設備及び可搬型代替直流電源設備 ・故障時バックアップ及び保守点検待機除外時バックアップ1組(緊急時対策用代替交流電源設備として使用するケーブルの予備と兼用)
大容量送水ポンプ(タイプ1)	5台	2台 (2n=4)	1台	1台	1台	2台	1台	-	・注水設備及び除熱設備(必要容量それぞれ1台ずつ) ・故障時バックアップ及び保守点検待機除外時バックアップ1台
注水用ヘッダ	3台	1台 (2n=2)	1台	-	1台	1台	1台	-	・注水設備 ・故障時バックアップ及び保守点検待機除外時バックアップ1台
ホース(1組:約2,060m ・300A:約1,620m ・150A:約440m)	2組及びホース長ごと1本	1組 (2n=2)	ホース長ごと1本	-	1組	1組	ホース長ごと1本	-	・注水設備 ・故障時バックアップ及び保守点検待機除外時バックアップ ホース長ごと1本
ホース(1組:300A 約1,550m)	2組及びホース長ごと1本	1組 (2n=2)	ホース長ごと1本	1組	-	1組	ホース長ごと1本	-	・除熱設備(熱交換器ユニット海水側用) ・故障時バックアップ及び保守点検待機除外時バックアップ ホース長ごと1本
ホース(1組:約173m ・150A:約170m ・65A:約3m)	2組及びホース長ごと1本	1組 (2n=2)	ホース長ごと1本	原子炉建屋内に2組及びホース長ごと1本("1組"と"1組及びホース長ごと1本"で分散保管)				-	・使用済燃料プールの注水スプレー(原子炉建屋内敷設用) ・故障時バックアップ及び保守点検待機除外時バックアップ ホース長ごと1本
スプレーノズル	13台	3台 (2n=6)	1台	原子炉建屋内に7台(3台、3台、1台で分散保管)				-	・使用済燃料プールへのスプレー(常設配管用) ・故障時バックアップ及び保守点検待機除外時バックアップ1台
ホース延長回収車	5台	2台 (2n=4)	1台	-	2台	2台	1台	-	・使用済燃料プールへのスプレー(可搬型用) ・故障時バックアップ及び保守点検待機除外時バックアップ1台
熱交換器ユニット	3台	1台 (2n=2)	1台	1台	-	1台	1台	-	・故障時バックアップ及び保守点検待機除外時バックアップ1台
ホース(1組:約70m ・200A:約20m ・300A:約50m)	2組及びホース長ごと1本	1組 (2n=2)	ホース長ごと1本	1組	-	1組	ホース長ごと1本	-	・除熱設備(熱交換器ユニット淡水側用) ・故障時バックアップ及び保守点検待機除外時バックアップ ホース長ごと1本

※各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

島根原子力発電所2号炉

【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】

設備名	配備数	必要容量	予備	保管場所				備考
				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	
可搬型代替交流電源設備(高圧発電機車)	7台	3台 (2n=6)	1台	3台	0台	1台	3台	・必要数(3台/セット)の2セット、合計6台。
大量送水車	3台	1台 (2n=2)	1台(兼用)	1台	1台	0台	1台	・輸送貯水槽(西1)及び(西2)を水源とした送水時は、必要数(大量送水車(送水用)1台、可搬型ストレーナ2台、ホース計3,490m/組)の2セット、合計大量送水車2台、可搬型ストレーナ4台及びホース約6,880m。 ・海を水源とした送水時は、必要数(大量送水車(送水用)1台、大量送水車(海水取水用)1台、可搬型ストレーナ2台、ホース計3,490m/組)の2セット、合計大量送水車4台、可搬型ストレーナ4台及びホース約6,880m。
可搬型ストレーナ	5台	2台 (2n=4)	1台	0台	2台	0台	1台	・第4保管エリアに保管する大量送水車の予備1台は、送水用と海水取水用を兼用。
ホース(150A(1組:約3,100m) 100A(1組:約340m))	2組+予備	1組 (2n=2)	ホース長ごとに1本以上	150A:約2,180m 100A:約920m	150A:約2,180m 100A:約920m	150A:約920m 100A:約220m	150A:約2,180m 100A:約1,300m	

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

泊発電所3号炉

相違理由

(1)「2n+α」の可搬型設備

設備名	配備数	必要容量	予備	保管場所						備考
				1号炉西側 31m×37	2号炉北側 31m×37	2号炉東側 31m×37(a)	2号炉東側 31m×37(b)	緊急時対策建屋 60m×37	緊急時対策建屋 60m×37	
可搬型大型送水ポンプ車	6台	2台 (2n=4)	2台	-	2台	1台	1台	1台	-	・可搬型代替注水設備及び代替補給給油設備(必要容量はそれぞれ1台ずつ) ・故障時バックアップ用として1台、保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を保管 ・可搬型代替注水設備及び代替補給給油設備(必要容量はそれぞれ1台ずつ) ・故障時バックアップ用としてホース長ごと1本、保守点検による待機除外時のバックアップ用としてホース長ごと1本を保管 ・可搬型代替交流電源設備 ・故障時バックアップ用として1台、保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を保管 ・可搬型代替交流電源設備 ・故障時バックアップ用として1台、保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を保管 ・可搬型代替交流電源設備 ・故障時バックアップ用として1台、保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を保管
可搬型代替電源車	4台	1台 (2n=2)	2台	-	2台	2台	1台	1台	-	
可搬型直流電源用発電機	4台	2組 (2n=2)	2組	-	2組	2組	1台	1台	-	
ケーブル(1組:40m)	4組	2組 (2n=2)	2組	-	2組	2組	1台	1台	-	

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・重大事故時に必要となる注水流量等が異なるため、可搬型重大事故等対処設備の仕様及び数量が相違する。また、建物等の配置が異なるため、可搬型重大事故等対処設備の保管場所が相違する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】

(1) 「2n+α」の可搬型設備

設備名	配備数	必要数	予備	保管場所				備考
				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	
可搬型スプレイズル	3台	1台 (2n-2)	1台	原子炉建物 2台+ 予備1台				・必要数(1組/セット)の2セット、合計2組。
ホース 75A(1組:約220m)	2組+ 予備	1組 (2n-2)	ホース長 毎に 1本 以上	原子炉建物 2組+ 予備				
移動式代替熱交換設備	3台	1台 (2n-2)	1台	1台	0台	予備 1台	1台	・必要数(移動式代替熱交換設備 1台、大型送水ポンプ車1台、 ホース約1,080m/組)の2セッ ト、合計移動式代替熱交換設備 2台、大型送水ポンプ車2台、 ホース約2,160m。 ・第3保管エリアに保管する大型 送水ポンプ車の予備1台は、原 子炉補機代替冷却系用と原子炉 建物放水設備用を兼用。
大型送水ポンプ車	3台	1台 (2n-2)	1台 (兼用)	1台	0台	予備1台 (兼用)	1台	
ホース 放水側250A(1組:約50m) 他水側250A(1組:約70m) 他水側300A(1組:約950m)	2組+ 予備	1組 (2n-2)	ホース長 毎に 1本 以上	1組	0組	0組	1組+ 予備	

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

○「n+α」の可搬型設備

設備名	配備数	必要容量	予備	保管場所				備考
				第1	第2	第3	第4	
高圧窒素ガスボンベ	22本	11本	11本	原子炉建屋内に22本 (11本と11本で分散保管)				・故障時バックアップ及び保守点検待機除外時バックアップ11本
主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池	2個	1個	1個	制御建屋内に2個 (1個と1個で分散保管)				・故障時バックアップ及び保守点検待機除外時バックアップ1個

※各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

島根原子力発電所2号炉

【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】

(2) 「n+α」の可搬型設備

設備名	配備数	必要数	予備	保管場所	備考
逃がし安全弁用窒素ガスボンベ	30本	15本	15本 (5本以上)	原子炉建屋 15本+予備15本	・30本のうち予備は5本以上余裕を見て15本配備
主蒸気逃がし安全弁用蓄電池(補助装置)	4個	2個	2個	廃棄物処理建物 2個+予備2個	—

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

泊発電所3号炉

(2) 「n+α」の可搬型設備

設備名	配備数	必要容量	予備	保管場所					備考		
				51m倉庫	1号炉西側	1,2号炉北側	2号炉東側	2号炉東側		緊急時対策所	
加圧器逃がし弁操作バッテリー	2個	1個	1個	51m倉庫	1号炉西側 31m x 7	1,2号炉北側 31m x 7	2号炉東側 31m x 7 (a)	2号炉東側 31m x 7 (b)	展望台行政管理 道路脇西側 60m x 7	緊急時対策所	・故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を保管
加圧器逃がし弁操作可搬型窒素ガスボンベ	2個	1個	1個	原子炉補助建屋内に2個保管							・故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を保管
原子炉補助機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベ	4個	2個	2個	原子炉建屋内に4個保管							・故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を保管
格納容器空気サンプリングライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスボンベ	2個	1個	1個	原子炉建屋内に2個保管							・故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を保管
アニモフラス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスボンベ	2個	1個	1個	原子炉建屋内に2個保管							・故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を保管
可搬型直流変換器	3台	1台	2台	原子炉補助建屋内に3台保管							・故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台を保管

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

○「n」の可搬型設備

設備名	配備数	必要容量	予備	保管場所				緊急時対策建屋	備考
				第1	第2	第3	第4		
可搬型窒素ガス供給装置	2台	1台	1台	1台	-	-	1台	-	・故障時バックアップ及び保守点検時機外バックアップ1台
ホース (1組:50A, 約90m)	1組及びホース長ごと1本	1組	ホース長ごと1本	1組	-	-	ホース長ごと1本	-	・故障時バックアップ及び保守点検時機外バックアップ ホース長ごと1本
大容量送水ポンプ (タイプII)	3台	2台	1台	1台	1台	-	1台	-	・放水設備及び水の供給設備 (代替送水機 (淡水貯水機 (No.1) 及び淡水貯水機 (No.2) 補給) (必要容量それぞれ1台ずつ) ・故障時バックアップ及び保守点検時機外バックアップ1台
放水池	2台	1台	1台	1台	-	-	1台	-	・故障時バックアップ及び保守点検時機外バックアップ1台
泡消火薬剤混合装置	2台	1台	1台	1台	-	-	1台	-	・故障時バックアップ及び保守点検時機外バックアップ1台
ホース (1組:300A, 約1,450m)	1組及びホース長ごと1本	1組	ホース長ごと1本	1組	-	-	ホース長ごと1本	-	・放水設備 ・故障時バックアップ及び保守点検時機外バックアップ ホース長ごと1本
ホース (1組:300A, 約1,600m)	1組及びホース長ごと1本	1組	ホース長ごと1本	-	1組	-	ホース長ごと1本	-	・水の供給設備 (代替送水機 (淡水貯水機 (No.1) 及び淡水貯水機 (No.2) 補給) ・故障時バックアップ及び保守点検時機外バックアップ ホース長ごと1本
シルトフェンス	3組	2組	1組	2組	-	-	1組	-	・故障時バックアップ及び保守点検時機外バックアップ1組
タンクローリ	3台	2台	1台	-	1台	1台	1台	-	・故障時バックアップ及び保守点検時機外バックアップ1台
可搬型モニタリングポスト	11台	9台	2台	2台	6台	-	2台	1台	・故障時バックアップ及び保守点検時機外バックアップ2台
小型船舶	2艇	1艇	1艇	1艇	-	-	1艇	-	・故障時バックアップ及び保守点検時機外バックアップ1艇
代替気象観測設備	2台	1台	1台	-	1台	-	1台	-	・故障時バックアップ及び保守点検時機外バックアップ1台
中央制御室待避所加圧設備 (空気ポンプ)	80本	40本	40本	制御建屋				-	・故障時バックアップ及び保守点検時機外バックアップ40本
緊急時対策所加圧設備 (空気ポンプ)	540本	415本	125本	-	-	-	-	540本	・故障時バックアップ及び保守点検時機外バックアップ125本

設備名	配備数	必要容量	予備	保管場所				緊急時対策建屋	備考
				第1	第2	第3	第4		
電源車 (緊急時対策所用)	2台	1台	1台	-	-	-	1台	1台	・緊急時対策所用代替交流電源設備 ・故障時バックアップ及び保守点検時機外バックアップ1台 (可搬型代替交流電源設備及び可搬型代替直流電源設備として使用する電源車の予備と兼用)
ケーブル (1組:25m)	2組	1組	1組	-	-	-	1組	1組	・緊急時対策所用代替交流電源設備 ・故障時バックアップ及び保守点検時機外バックアップ1組 (可搬型代替交流電源設備及び可搬型代替直流電源設備として使用するケーブルの予備と兼用)

※各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

島根原子力発電所2号炉

【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】

設備名	配備数	必要数	予備	保管場所				備考
				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	
可搬型送水供給装置	2台	1台	1台	予備1台	0台	0台	1台	・1台で送水供給が可能。
ホース (1組:約230m)	1組+予備	1組	ホース長ごとに1本以上	0台	0台	0台	1組+予備	-
第1ベントファイラ 出口水素濃度	2台	1台	1台	予備1台	0台	0台	1台	・1台で水素濃度測定が可能。
シルトフェンス	約40m	約20m	約20m	約10m+予備約10m	0m	0m	約10m+予備約10m	・2号炉放水接続槽用

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

(3) 「n」の可搬型設備

泊発電所3号炉

相違理由

(3) 「n」の可搬型設備

設備名	配備数	必要容量	予備	保管場所				備考
				1号車庫庫内 51m×17m	1号車庫北側 31m×17m	2号車庫 31m×17m(a)	2号車庫東側 31m×17m(b)	
可搬型大容量海水送水ポンプ車	2台	1台	1台	1台	-	-	-	・放水設備 ・故障時及び保守点検による待機時機外バックアップ用として1台を保管
ホース (1組:約800m)	1組+予備1本	1組	1組	1組	1組	-	-	・放水設備 ・故障時及び保守点検による待機時機外バックアップ用として1本を保管
放水池	2台	1台	1台	1台	1台	-	-	・故障時及び保守点検による待機時機外バックアップ用として1台を保管
泡消火設備	2台	1台	1台	1台	1台	-	-	・故障時及び保守点検による待機時機外バックアップ用として1台を保管
可搬型スプレインズル	4台	2台	2台	-	-	2台	-	・可搬型スプレインズル設備 ・故障時及び保守点検による待機時機外バックアップ用として2台を保管
放射性物質吸着剤	4組	3組	1組	1組	T.P.10m 盤集水機3箇所:3組保管			・保守点検による待機時機外バックアップ用として1組を保管
可搬型タンクローリ	4台	2台	2台	-	-	2台	-	・故障時及び保守点検による待機時機外バックアップ用として2台を保管
可搬型モニタリングポスト	13個	12個	1個	緊急時対策所内に13個保管				・故障時及び保守点検による待機時機外バックアップ用として1個を保管
小型船舶	2台	1台	1台	1台	-	1台	-	・故障時及び保守点検による待機時機外バックアップ用として1台を保管
可搬型気象観測設備	3個	2個	1個	緊急時対策所内に3個保管				・故障時及び保守点検による待機時機外バックアップ用として1個を保管
空気供給装置	2式	2式	-	緊急時対策所内に2式保管				・中央制御室と離れた位置の空調設備内に分けて保管
緊急時対策所用発電機	8台	4台	4台	-	-	2台	2台	・故障時及び保守点検による待機時機外バックアップ用として4台を保管

※各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】

(3) 「n」の可搬型設備

設備名	配備数	必要数	予備	保管場所				備考 (必要数nの補足)
				第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア	
シルトフエンス	約680m	約640m	約40m	約320m+ 予備約40m	0m	0m	約320m	・輸送専用
小型船舶	2隻	1隻 (兼用)	1隻 (兼用)	予備1隻 (兼用)	0隻	0隻	1隻 (兼用)	・シルトフエンスを1隻で設置可能。 ・係上モニタリング用と兼用。
放射性物質吸着材	4組	3組	1組	予備 1組	0組	0組	3組	・設置箇所3箇所にそれぞれ1組を配置。
大型送水ポンプ車	2台	1台	1台 (兼用)	0台	0台	予備1台 (兼用)	1台	・第3保管エリアに保管する大型送水ポンプ車の予備1台は、原子炉補機代替冷却系用と原子炉建屋放水設備用を兼用。
放水砲	2台	1台	1台	予備1台	0台	0台	1台	
泡消火薬剤容器	6個	5個	1個	予備1個	0個	0個	5個	
ホース 300A (1組:約760m) 250A (1組:約140m)	1組+ 予備	1組	ホース長 毎に 1本 以上	予備	0組	0組	1組	

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】

(3) 「n」の可搬型設備

設備名	配備数	必要数	予備	保管場所				備考 (必要数nの補足)
				第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア	
タンクローリ	3台	【①用】 1台 【②用】 1台	1台	1台	0台	1台	予備1台	<ul style="list-style-type: none"> ①緊急時対策所用発電機への補給専用。 ②緊急時対策所用発電機以外への補給用。 2台で島根2号炉運転中及び停止中の給油作業を実施可能。
小型船舶	2隻	1隻 (兼用)	1隻 (兼用)	0隻	0隻	0隻	1隻 (兼用)	<ul style="list-style-type: none"> 1隻で船上モニタリングを実施可能。 シルトフェンス設置用と兼用。
可搬式モニタリング・ポスト	12台	10台	2台	5台+ 予備1台	0台	0台	5台+ 予備1台	<ul style="list-style-type: none"> 合計10台で測定可能。
中央制御室待避室正圧化装置(空気ポンプ)	50本	15本	35本	廃棄物処理建物 15本+ 予備35本				<ul style="list-style-type: none"> 合計15本で中央制御室待避室を窒息防止しつつ、10時間正圧化することが可能。
可搬式気象観測装置	2台	1台	1台	1台	0台	0台	予備1台	<ul style="list-style-type: none"> 気象観測は1台で測定可能。

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】

(3) 「n」の可搬型設備

設備名	配備数	必要数	予備	保管場所				備考 (必要数nの補足)
				第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア	
緊急時対策用発電機	4台	2台	2台	2台	0台	0台	予備2台	・1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料給油時の切替えを考慮して2台を保管し、予備機を2台保管する。
緊急時対策所正圧化装置 (空気ポンプ)	540本	454本	86本	454本+ 予備56本	0本	0本	予備30本	・454本で緊急時対策所を窒息防止しつつ、11時間正圧化することが可能。
緊急時対策所空気浄化 送風機	3台	1台	2台	1台+ 予備1台	0台	0台	予備1台	・1台で緊急時対策所を正圧化することが可能。
緊急時対策所空気浄化 フィルタユニット	3台	1台	2台	1台+ 予備1台	0台	0台	予備1台	・緊急時対策所空気浄化送風機と併せて使用することで、1台で対策所員の放射線被ばくを低減又は防止可能。 ・2台のうち予備1台。

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第3-5表 保管場所等における主要設備

○アクセスルート確保のための可搬型設備

設備名	配備数	必要容量	予備	保管場所				緊急時対策建屋	備考
				第1	第2	第3	第4		
ブルドーザ	2台	1台	1台	1台	-	-	1台	-	・故障時バックアップ及び保守点検待機除外時バックアップ1台
バックホウ	2台	1台	1台	1台	-	-	1台	-	・故障時バックアップ及び保守点検待機除外時バックアップ1台

※各重機の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

○その他設備（自主的に所有している設備）

設備名	配備数	保管場所	備考
化学消防自動車	2台	第3保管エリア及び第4保管エリア	・第3保管エリア：1台 ・第4保管エリア：1台
大型化学高所放水車	2台	第1保管エリア及び第4保管エリア	・第1保管エリア：1台 ・第4保管エリア：1台
泡原液搬送車	2台	第1保管エリア及び第4保管エリア	・第1保管エリア：1台 ・第4保管エリア：1台
泡原液搬送車	1台	第3保管エリア	-
薬液供給装置	2台	第1保管エリア及び第4保管エリア	・原子格納容器フィルタベントフィルタ装置への補給用 ・第1保管エリア：1台 ・第4保管エリア：1台
放射性物質吸着材	100個	第1保管エリア及び第4保管エリア	・第1保管エリア：50個 ・第4保管エリア：50個
号間電力融通ケーブル（可搬型）	1台	第2保管エリア	-
放射能観測車	1台	第1保管エリア	-
ホイールローダ	2台	第1保管エリア及び第4保管エリア	・第1保管エリア：1台 ・第4保管エリア：1台

※各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

また、記載している設備は技術的能力等の資料において、使用可能であった場合に使用するものと整理している設備で屋外に保管するもの。

島根原子力発電所2号炉

【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】

第3-2表 保管場所等における主要設備

設備名	配備数	保管場所				備考
		第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	
ホイールローダ	3台	1台	0台	1台	予備1台	-
重機						
設備名	配備数	保管場所				備考
原子格納容器海水ポンプ電動機	1台	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	・予備品
ラフタークレーン	2台	1台	0台	0台	1台	・予備品取扱設備
小型動力ポンプ付水槽車	2台	1台	0台	0台	1台	・資機材
小型放水砲	2台	1台	0台	0台	1台	・資機材
放射能観測車	1台	構内保管場所				-
原子格納容器海水ポンプ電動機	1台	1台	0台	0台	0台	・予備品
ラフタークレーン	1台	1台	0台	0台	0台	・予備品取扱設備
中型ホース巻取車（150A）	2台	0台	1台	1台	0台	・資機材
大型ホース巻取車（150A）	2台	1台	0台	0台	1台	・資機材

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

(2) その他設備（自主的に所有している設備）

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

泊発電所3号炉

相違理由

第3-4表 保管場所等における主要設備

設備名	配備数	必要容量	予備	保管場所				備考
				5m倉庫車庫	1号炉西側	2号炉東側	緊急時対策所	
ホイールローダ	2台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	・仮置場で必要な場合は1台でアクセスルートの確保が可能。残る1台は予備として配備。
バックホウ	2台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	・仮置場で必要な場合は1台でアクセスルートの確保が可能。残る1台は予備として配備。

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

(2) その他設備（自主的に所有している設備）

設備名	配備数	保管場所		備考
		5m倉庫車庫	構内保管場所	
水漏れ消防ポンプ自動車	1台	5m倉庫車庫	5m倉庫車庫	-
化学消防自動車	1台	5m倉庫車庫	5m倉庫車庫	-
大型機火災用消防自動車	1台	5m倉庫車庫	5m倉庫車庫	-
放射能観測車	2台	5m倉庫車庫	5m倉庫車庫	-
シフトユエンス	2組	5m倉庫車庫	5m倉庫車庫	-
原子格納容器冷却水ポンプ電動機	2台	5m倉庫車庫	5m倉庫車庫	子備品
ホース延長・回収車（放水専用）	4台	5m倉庫車庫	5m倉庫車庫	資機材
ホース延長・回収車（放水専用）	2台	5m倉庫車庫	5m倉庫車庫	資機材
泡消火薬列コナン式運搬車	1台	構内保管場所	構内保管場所	資機材
資機材運搬車	3台	5m倉庫車庫	2号炉東側31mエリア	資機材
ホイールローダ（自主所有設備）	2台	5m倉庫車庫	2号炉東側31mエリア	-
ブルドーザ	1台	構内保管場所	構内保管場所	-

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。また、記載している設備は技術的能力等の資料において、使用可能であった場合に使用するものと整理している設備で屋外に保管するもの。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

(2) その他設備（自主的に所有している設備）

設備名	配備数	保管場所				備考
		第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	
大型ホース展開車(300A)	2台	1台	0台	0台	1台	・資機材
ホース運搬車	2台	1台	0台	0台	1台	・資機材
直流給電車115V	1台	1台	0台	0台	0台	-
直流給電車230V	1台	1台	0台	0台	0台	-
小型船舶運搬車	1台	0台	0台	0台	1台	・資機材
シルトファンレス運搬車	2台	0台	0台	0台	2台	・資機材
放射性物質吸着材運搬車	1台	0台	0台	0台	1台	・資機材
泡消火薬剤運搬車	3台	1台	0台	0台	2台	・資機材
モニタリング設備運搬車	1台	0台	0台	0台	1台	・資機材
燃料プールのスプレイ流量	2台	原子炉建物 2台				-

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

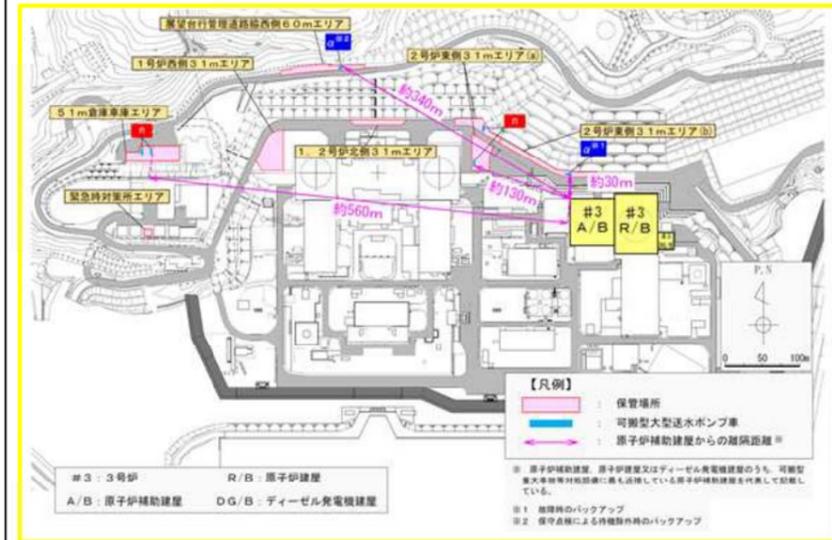
島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【女川及び島根】記載方針の相違

・泊は保管場所における可搬型設備の離隔距離を明確化している。



可搬型大型送水ポンプ車と原子炉補助建屋との離隔距離



可搬型大型送水ポンプ車の相互の離隔距離

第3-3図 可搬型設備の配置(1/9)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

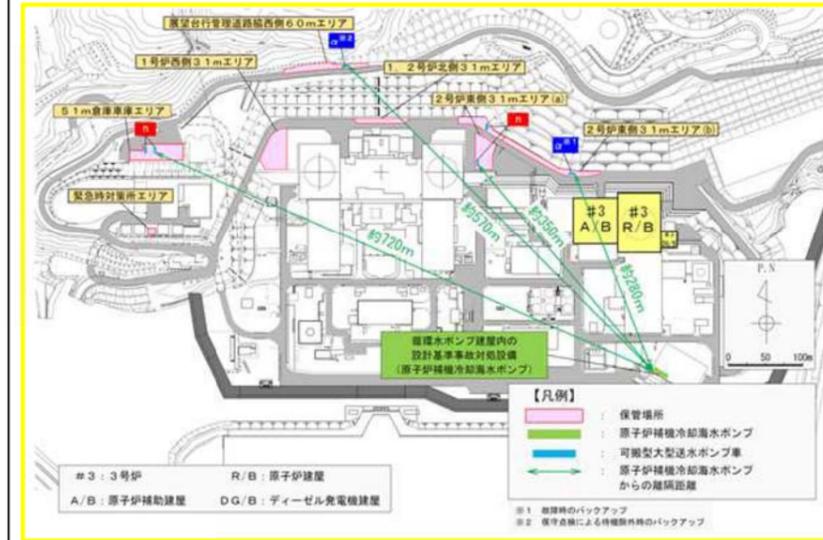
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

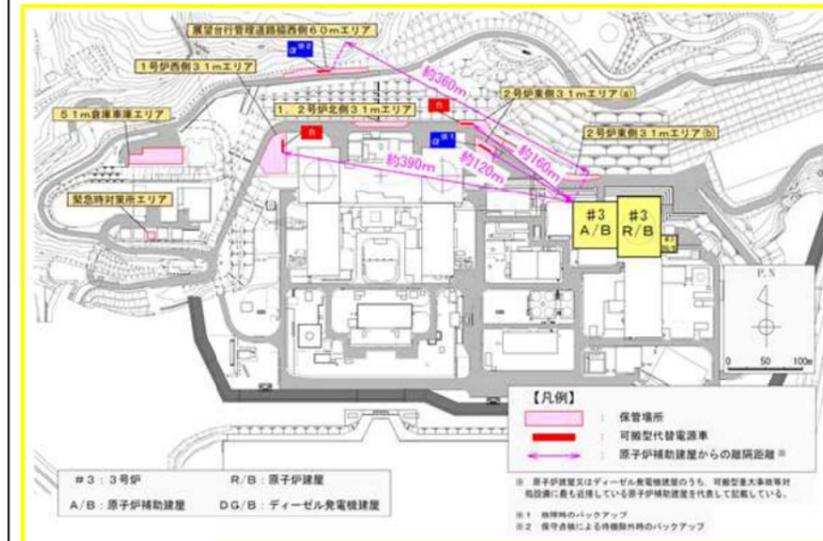
島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



可搬型大型送水ポンプ車と原子炉補機冷却海水ポンプとの離隔距離



可搬型代替電源車と原子炉補助建屋との離隔距離

第3-3図 可搬型設備の配置 (2/9)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

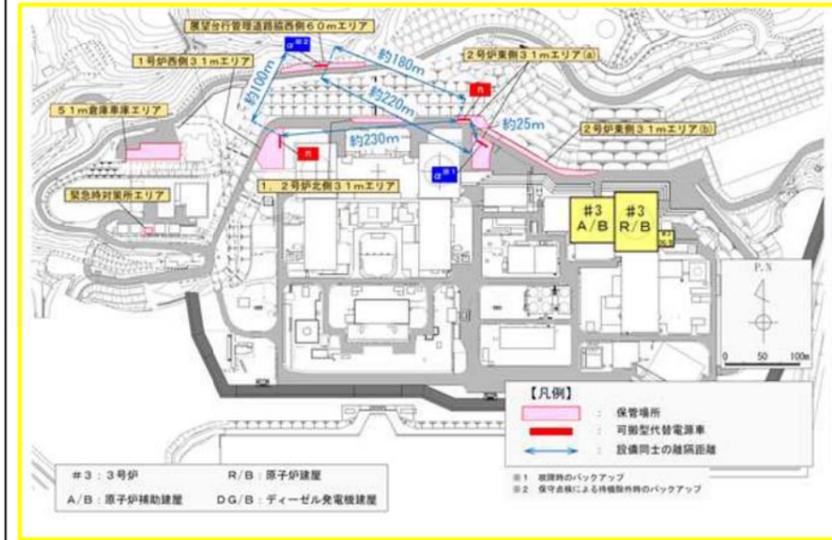
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

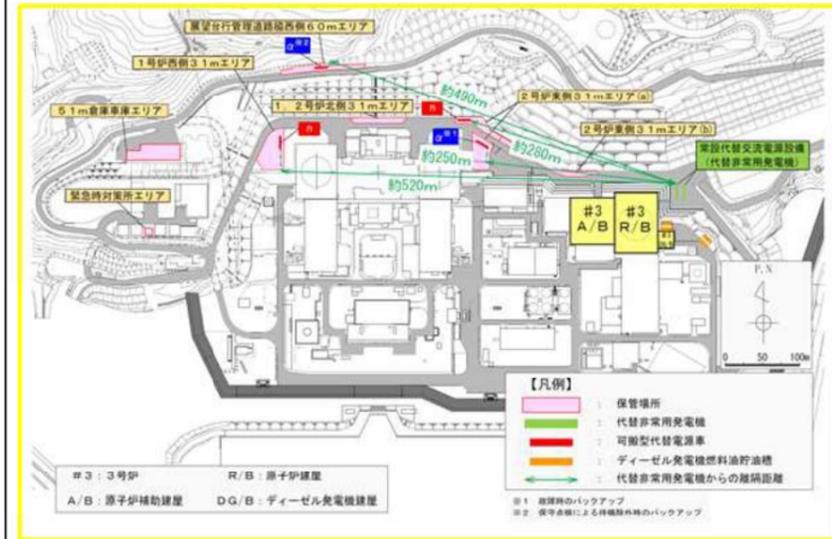
島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



可搬型代替電源車の相互の離隔距離



可搬型代替電源車と代替非常用発電機との離隔距離

第3-3図 可搬型設備の配置 (3/9)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

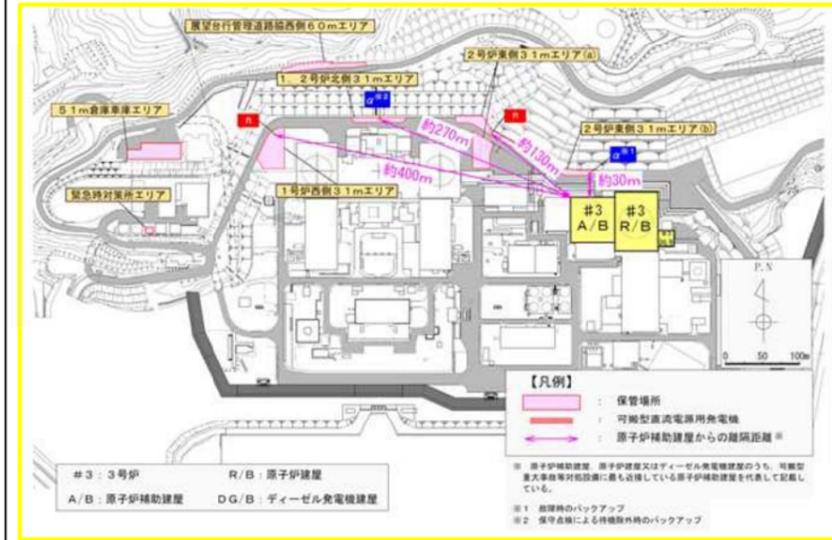
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

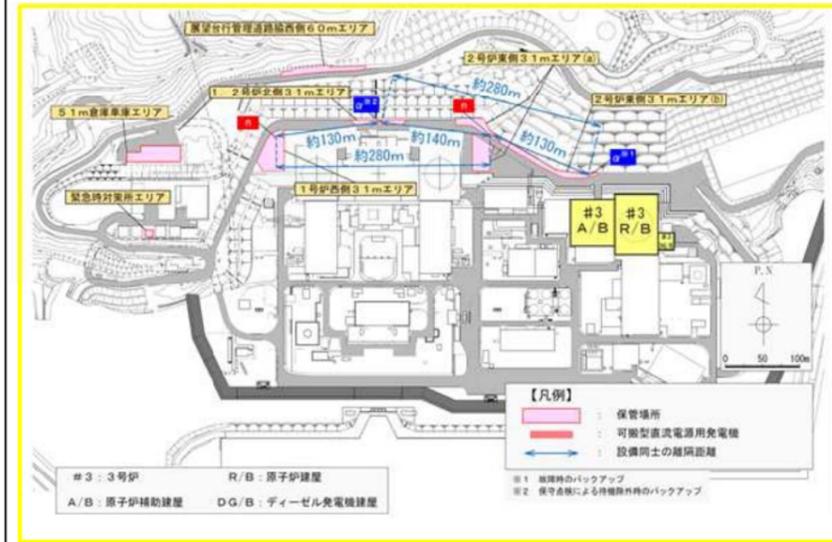
島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



可搬型直流電源用発電機と原子炉補助建屋との離隔距離

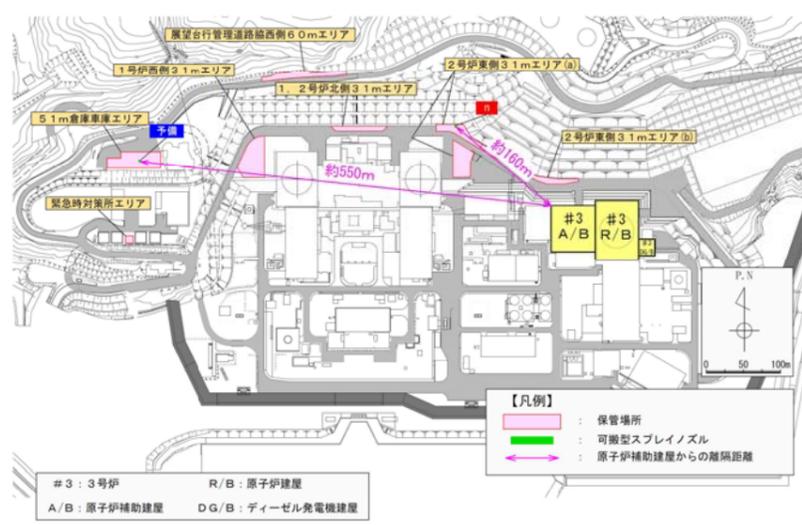
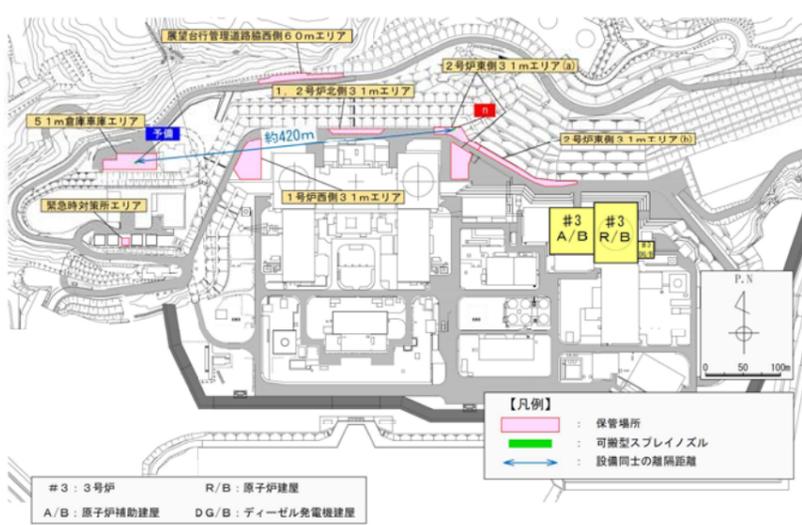


可搬型直流電源用発電機の相互の離隔距離

第3-3図 可搬型設備の配置（4/9）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>可搬型スプレイノズルと原子炉補助建屋との離隔距離</p>  <p>可搬型スプレイノズルの相互の離隔距離</p> <p>第3-3図 可搬型設備の配置（5/9）</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

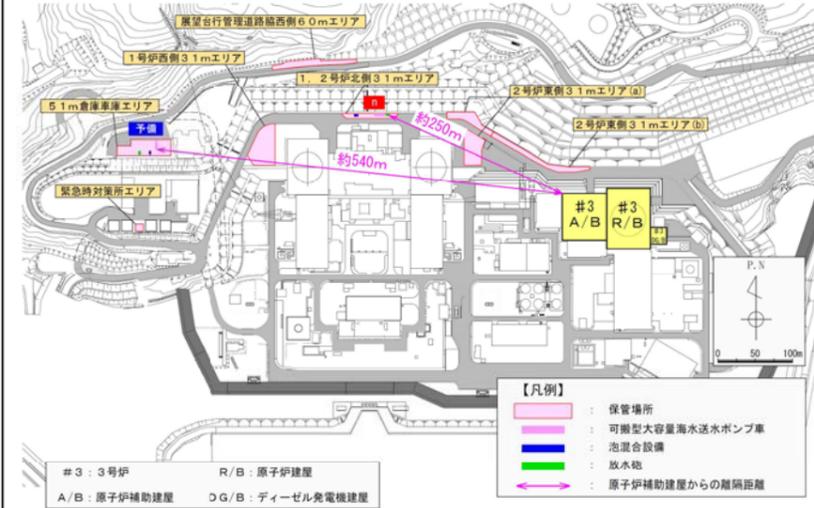
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

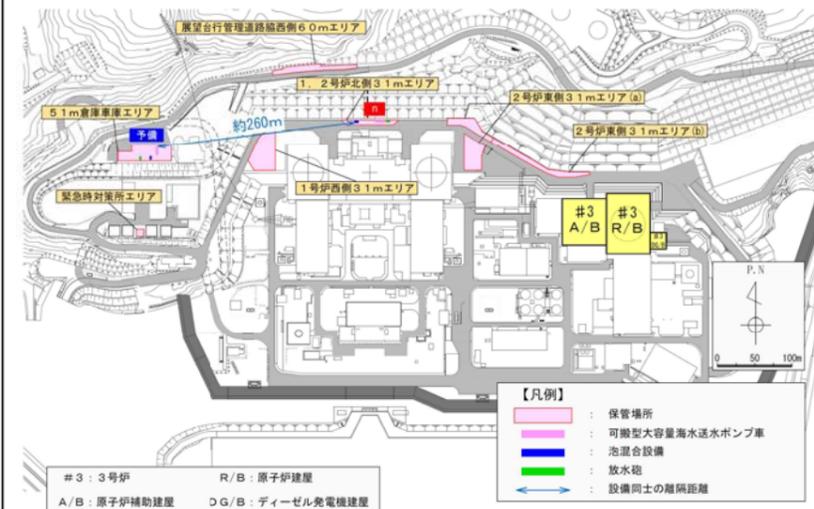
島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



可搬型大容量海水送水ポンプ車・泡混合設備・放水砲と
 原子炉補助建屋との離隔距離



可搬型大容量海水送水ポンプ車・泡混合設備・放水砲の
 相互の離隔距離

第3-3図 可搬型設備の配置（6／9）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

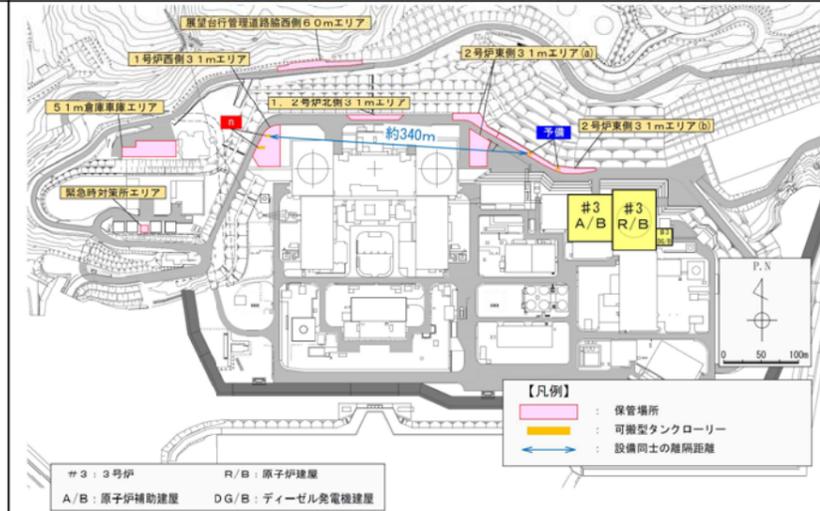
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

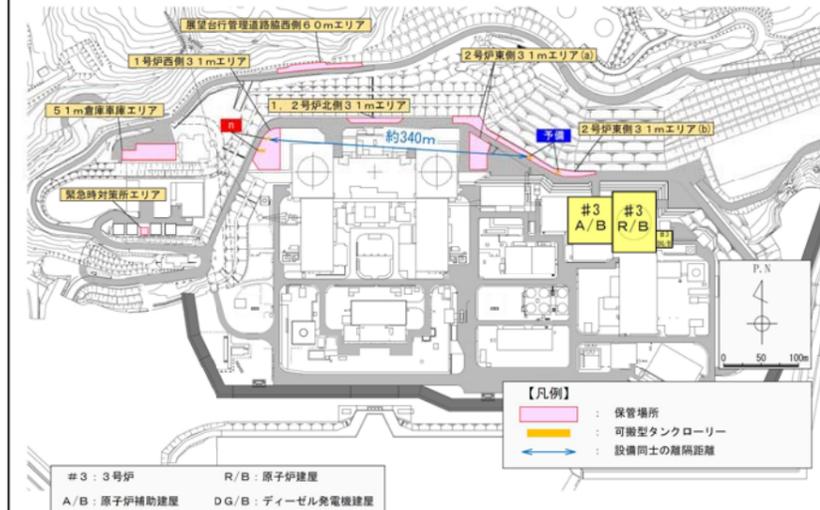
島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



可搬型タンクローリーと原子炉補助建屋との離隔距離



可搬型タンクローリーの相互の離隔距離

第3-3図 可搬型設備の配置（7/9）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

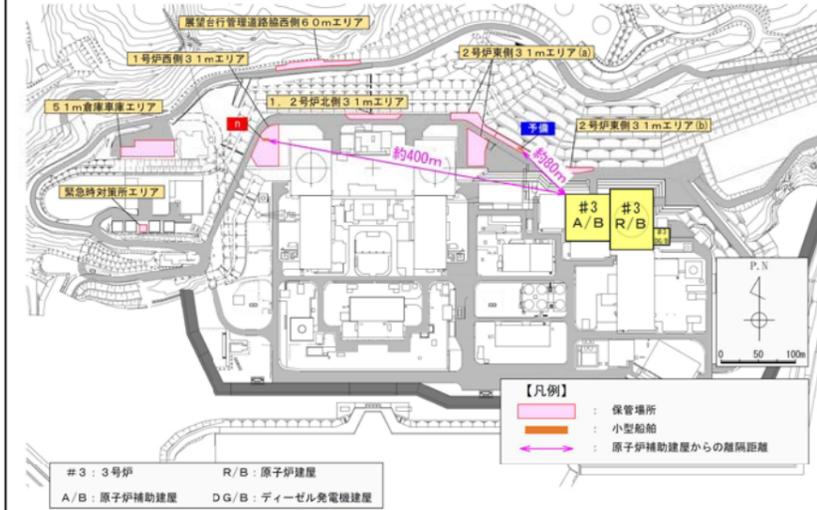
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

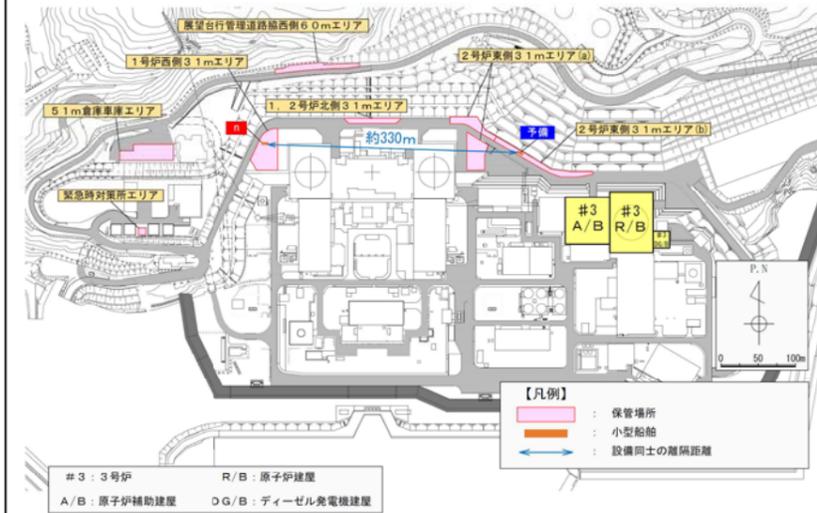
島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



小型船舶と原子炉補助建屋との離隔距離



小型船舶の相互の離隔距離

第3-3図 可搬型設備の配置（8/9）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

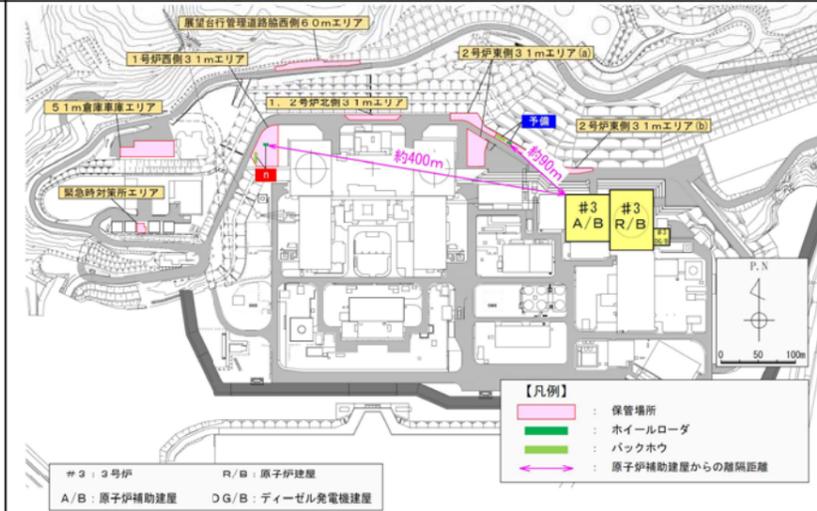
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

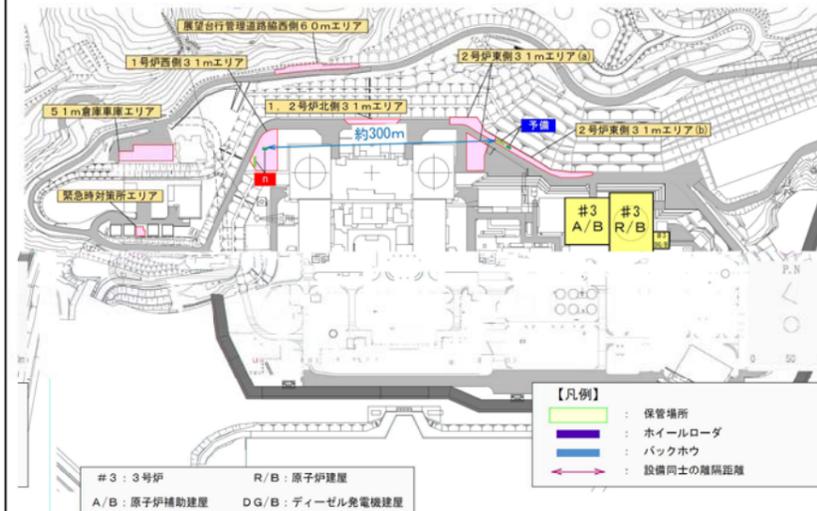
島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



ホイールローダ・バックホウと原子炉補助建屋との離隔距離



ホイールローダ・バックホウの相互の離隔距離

第3-3図 可搬型設備の配置（9/9）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 屋外アクセスルートの設定</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し、緊急時対策所及び可搬型設備の保管場所から設置場所及び接続場所までの屋外アクセスルートを複数設定する。また、屋外アクセスルートは、緊急時対策所から原子炉建物内へ入域するための経路を考慮し設定する。</p> <p>屋外アクセスルートは、アクセスルートとサブルートとして複数設定する。</p> <p>アクセスルートは、地震及び津波を考慮しても使用が可能なルートとして設定する。サブルートは、地震及び津波時に期待しないルートとして設定する。</p> <p>屋外アクセスルートの用語の定義を第2-2表に示す。</p> <p>a. 屋外アクセスルート設定の考え方</p> <p>(a) 地震及び津波の影響の考慮</p> <p>地震及び津波の影響を考慮し、屋外アクセスルートを複数設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスルートは、地震及び津波の影響を考慮し、以下の①、②の条件を満足するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①基準津波の影響を受けない、防波壁内側のルート ②基準地震動S_sによる被害（周辺建造物の損壊（建物、鉄塔等）、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、道路面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、液状化に伴う浮き上がり、地中埋設建造物の損壊）の影響を考慮した以下のいずれかのルート <ul style="list-style-type: none"> ②-1：基準地震動S_sによる被害の影響を受けないルート ②-2：重機による復旧が可能なルート ②-3：人力によるホース若しくはケーブルの敷設が可能なルート <p>ただし、アクセスルートは、①及び②-1を満足するルートを少なくとも1ルート設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サブルートは、地震及び津波時に期待しないルートと位置付けるため、地震及び津波の影響評価の対象外とする。 	<p>(5) 屋外アクセスルートの設定</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所までの屋外アクセスルートを複数設定する。</p> <p>屋外アクセスルートは、アクセスルートとサブルートとして複数設定し、加えて、アクセスの多様性確保の観点から踏まえた自主整備ルートを整備する。</p> <p>アクセスルートは、地震及び津波を考慮しても使用が可能なルートとして設定する。サブルートは、地震及び津波時に期待しないルートとして設定する。自主整備ルートは、使用が可能な場合に活用するルートとして設定する。</p> <p>屋外アクセスルートの用語の定義を第3-5表に示す。</p> <p>a. 屋外アクセスルート設定の考え方</p> <p>(a) 地震及び津波の影響の考慮</p> <p>地震及び津波の影響を考慮し、屋外アクセスルートを以下のとおり設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスルートは、地震及び津波の影響を考慮し、以下の①及び②の条件を満足するルートを複数設定する。 <ul style="list-style-type: none"> ①基準津波の影響を受けない防潮堤内側又は基準津波の影響を受けない敷地高さ以上のルート ②基準地震動による被害（周辺建造物の損壊（建物、鉄塔等）、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、道路面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、液状化に伴う浮き上がり、地下構造物等の損壊）の影響を考慮した以下のいずれかのルート <ul style="list-style-type: none"> ②-1：基準地震動による被害の影響を受けないルート ②-2：重機による復旧が可能なルート ②-3：人力によるホース若しくはケーブルの敷設が可能なルート <p>ただし、アクセスルートは、①及び②-1を満足するルートを少なくとも1ルート設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サブルートは、地震及び津波時に期待しないルートと位置付けるため、地震及び津波の影響評価の対象外とする。 ・自主整備ルートは、使用が可能な場合に活用するルートと位置付けるため、地震及び津波の影響評価の対象外とする。 	<p>相違理由</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・島根は緊急時対策所を起点としたルートを設定しているが、泊は女川と同様に保管場所を起点としたルートを設定している。</p> <p>【島根】記載表現の相違 【島根】設計方針の相違 ・泊は自主整備ルートを設定している。（柏崎と同様）</p> <p>【島根】記載表現の相違 【島根】名称の相違 【島根】設備の相違 ・泊は一部、防潮堤に取り囲まれた範囲外をアクセスルートに設定していることから、基準津波において評価点を設定し、津波が遡上しないことを確認する予定。</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は自主整備ルートを設定している。（柏崎と同様）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(b) 地震及び津波以外の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの影響の考慮 地震及び津波以外の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの影響を考慮し、同時に影響を受けない又は重機による復旧が可能なルートを設定する。また、アクセスルート及びサブルートは、防火帯内側（一部、防火帯外側のトンネル区間を含む。）に設定する。</p> <p>b. 屋外アクセスルート設定 屋外アクセスルート設定の考え方及び島根原子力発電所の特徴を踏まえて、屋外アクセスルートを以下のとおり設定した。 第2-3,4図に屋外アクセスルートを示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所及び保管場所から目的地（保管場所、作業場所（2号炉周辺、淡水、海水取水場所等）、原子炉建物入口）への屋外アクセスルートを複数設定する。 防波壁の内側かつ防火帯の内側（一部、防火帯外側のトンネル区間を含む。別紙(25)参照）に、基準地震動S_sによる被害の影響を考慮したアクセスルートを複数設定し、基準津波及び基準地震動S_sによる被害の影響を受けないアクセスルートを1ルート以上設定する。具体的には、「①1、2号炉原子炉建物南側を経由したルート」と「②第二輪谷トンネルを経由したルート」の2ルートを設定する。また、保管場所を起点若しくは経由したルートを以下のとおりそれぞれ設定する。 ルートA：緊急時対策所（第1保管エリア）を起点としたE L8.5m及びE L15mエリア作業用アクセスルート ルートB：緊急時対策所を起点とし、第4保管エリアを経由したE L8.5m及びE L15mエリア作業用アクセスルート ルートC：緊急時対策所を起点とし、第2保管エリアを経由したE L44mエリア作業用アクセスルート ルートD：緊急時対策所を起点とし、第3保管エリアを経由したE L13~33m及びE L44mエリア作業用アクセスルート 	<p>(b) 地震及び津波以外の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの影響の考慮 地震及び津波以外の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの影響を考慮し、同時に影響を受けない又は重機による復旧が可能なルートを設定する。また、アクセスルート及びサブルートは、防火帯内側に設定する。</p> <p>b. 屋外アクセスルート設定 屋外アクセスルート設定の考え方及び泊発電所の特徴を踏まえて、屋外アクセスルートを以下のとおり設定した。 第3-4, 5, 6図に屋外アクセスルートを示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所から目的地（作業場所（3号炉周辺、海水及び淡水取水場所等）、建屋入口）への屋外アクセスルートを複数設定する。 防潮堤の内側かつ防火帯の内側に、基準地震動による被害の影響を考慮したアクセスルートを複数設定し、基準津波及び基準地震動による被害の影響を受けないアクセスルートを1ルート以上設定する。 保管場所からT.P.+10m作業エリアへのアクセスルートを複数設定する。具体的には、「①3号炉原子炉建屋北側を経由したルート」と「②アクセスルートトンネル[※]を経由したルート」の2ルートを設定し、保管場所を起点としたルートを以下のとおりそれぞれ設定する。 ルートA①：2号炉東側31mエリア(a)を起点とし、3号炉原子炉建屋北側を経由したT.P.+10m作業エリアへのルート ルートA②：2号炉東側31mエリア(a)を起点とし、アクセスルートトンネルを経由したT.P.+10m作業エリアへのルート ルートB①：51m倉庫車庫エリアを起点とし、3号炉原子炉建屋北側を経由したT.P.+10m作業エリアへのルート ルートB②：51m倉庫車庫エリアを起点とし、アクセスルートトンネルを経由したT.P.+10m作業エリアへのルート <p>※：アクセスルートトンネルは、重大事故等に備えたルートとして常時確保する必要性から、通常の発電所の運用には使用しない。（補足資料(22)参照）</p>	<p>【島根】設計内容の相違 ・泊はアクセスルート及びサブルートは防火帯内側に設定する。</p> <p>【島根】名称の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・島根は緊急時対策所を起点としたルートを設定しているが、泊は女川と同様に保管場所を起点としたルートを設定している。</p> <p>【島根】名称の相違</p> <p>【島根】設計内容の相違 ・泊はアクセスルート及びサブルートは防火帯内側に設定する。</p> <p>【島根】名称の相違</p> <p>【島根】設計内容の相違 ・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p> <p>【島根】運用の相違 ・泊はアクセスルートトンネルを通常の運用に使用しない</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<ul style="list-style-type: none"> 淡水取水場所（E L44m）と接続口（E L15m）で標高差があることを踏まえ、ホースを速やかに配置するために、2号炉原子炉建物西側及び南側法面上にアクセスルート（要員）を設定する。 通行に支障のある段差（15cm以上）の発生が想定される箇所については、あらかじめ鉄筋コンクリート床版等による段差緩和対策を行い、仮復旧作業を不要とする。 緊急時対策所から原子炉建物内へ直接入域するアクセスルートは、基準地震動S_sの影響を受けないアクセスルートを少なくとも1ルート設定する。 緊急時対策所までのアクセスルートは、基準地震動S_sの影響を受けないルートを少なくとも1ルート設定する。 地震及び津波時に期待しないルートとしてサブルートを設定する。 <p>c. 屋外アクセスルート選定 設定した屋外アクセスルートについて、地震、津波の影響を考慮し、以下の優先順位とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等時は、基準津波及び基準地震動S_sによる被害の影響を受けないアクセスルートを優先して使用する。 アクセスルートが阻害された場合は、重機等によりアクセスルートを復旧、又はサブルートを使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> T.P.10m作業エリアから建屋入口への屋外アクセスルートを複数設定する。具体的には、「③3号炉原子炉建屋東側を経由したルート」と「④3号炉原子炉建屋西側を経由したルート」の2ルートを設定し、T.P.+10m作業エリアを起点としたルートを以下のとおりそれぞれ設定する。 <p>ルート③：3号炉原子炉建屋東側を経由したルート ルート④：3号炉原子炉建屋西側を経由したルート</p> <ul style="list-style-type: none"> 51m倉庫車庫エリアと敷地T.P.+31mで標高差があることを踏まえ、保管場所まで速やかに移動するために、1号炉原子炉建屋西側法面上にアクセスルート（要員）を設定する。 通行に支障のある段差（15cm以上）の発生が想定される箇所については、あらかじめ踏掛版等による段差緩和対策を行い、仮復旧作業を不要とする。 屋外から原子炉建屋又は原子炉補助建屋内へ入域するアクセスルートは、基準地震動の影響を受けないアクセスルートを少なくとも1ルート設定する。 緊急時対策所までのアクセスルートは、基準地震動の影響を受けないルートを少なくとも1ルート設定する。 地震及び津波時に期待しないルートとしてサブルートを設定する。 使用が可能な場合に活用するルートとして自主整備ルートを設定する。 <p>c. 屋外アクセスルート選定 設定した屋外アクセスルートについて、地震、津波の影響を考慮し、以下の優先順位とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等時は、基準津波及び基準地震動による被害の影響を受けないアクセスルートを優先して使用する。 アクセスルートが阻害された場合は、重機等によりアクセスルートを復旧、又はサブルートを使用する。 	<p>【島根】設計内容の相違 ・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p> <p>【島根】設計内容の相違 ・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p> <p>【島根】設計内容の相違 ・段差緩和対策内容の相違。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は自主整備ルートを設定している。（柏崎と同様）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

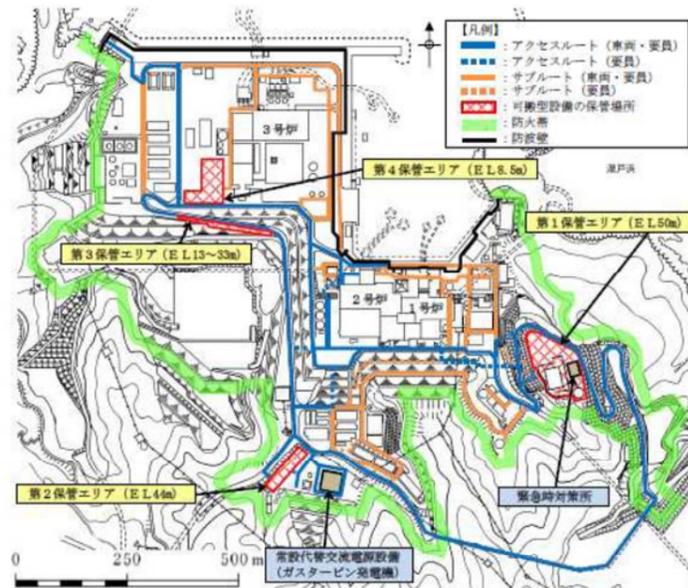
第2-2表 屋外アクセスルートの用語の定義

場所	大分類	小分類	概要説明
屋外	屋外アクセスルート	アクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> 地震及び地震に伴う津波を考慮しても使用が可能である。 有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。
		サブルート	<ul style="list-style-type: none"> 地震及び津波時に期待しないルート。 地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。

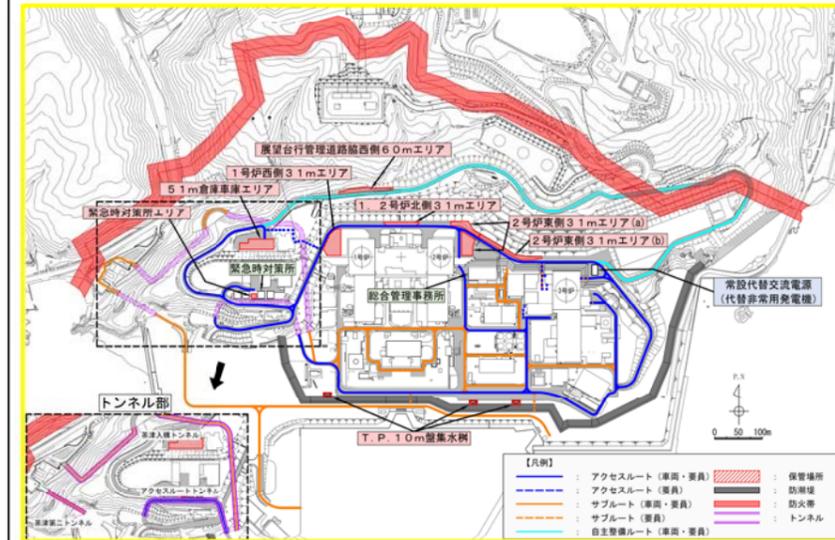
第3-6表 屋外アクセスルートの用語の定義

場所	大分類	小分類	概要説明
屋外	屋外アクセスルート	アクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> 地震及び地震に伴う津波を考慮しても使用が可能である。 有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。
		サブルート	<ul style="list-style-type: none"> 地震及び津波時に期待しないルート。 地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。
		自主整備ルート	<ul style="list-style-type: none"> 使用が可能な場合に活用するルート 地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。

【島根】設計方針の相違
 ・泊は自主整備ルートを設定している。（柏崎と同様）



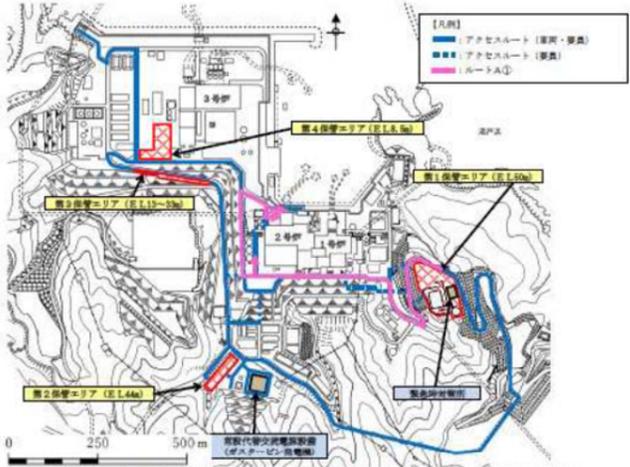
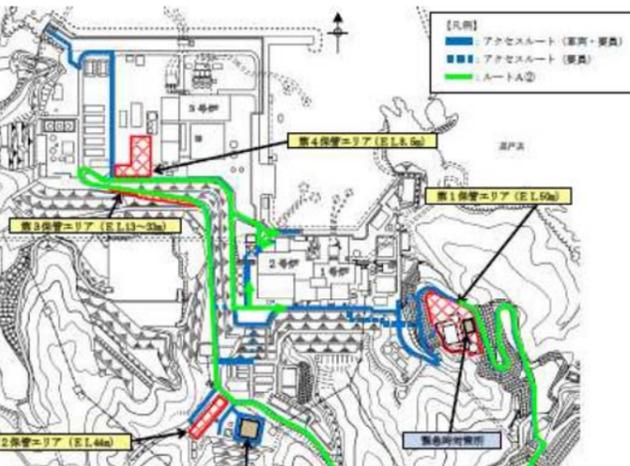
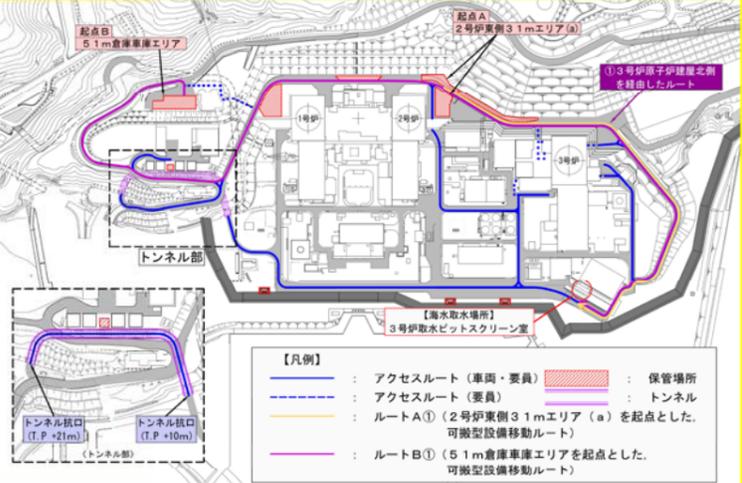
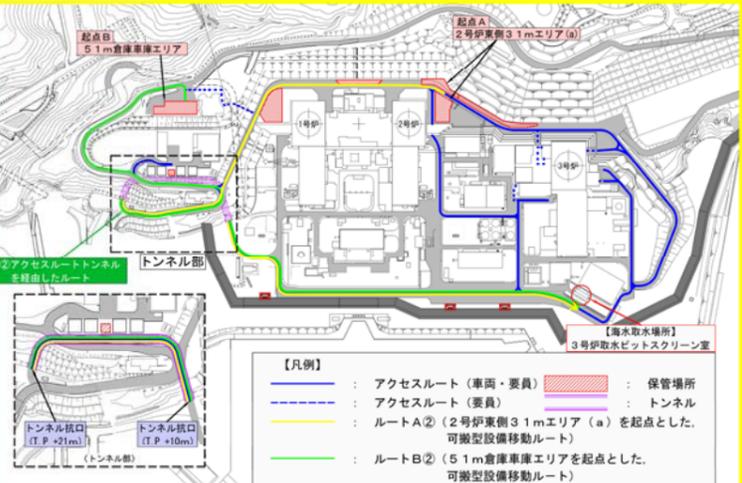
第2-3図 屋外アクセスルート図



第3-4図 屋外アクセスルート図

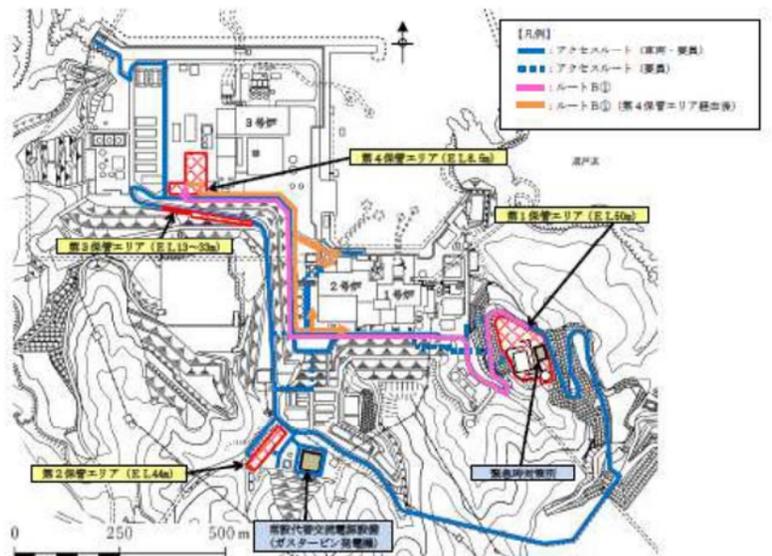
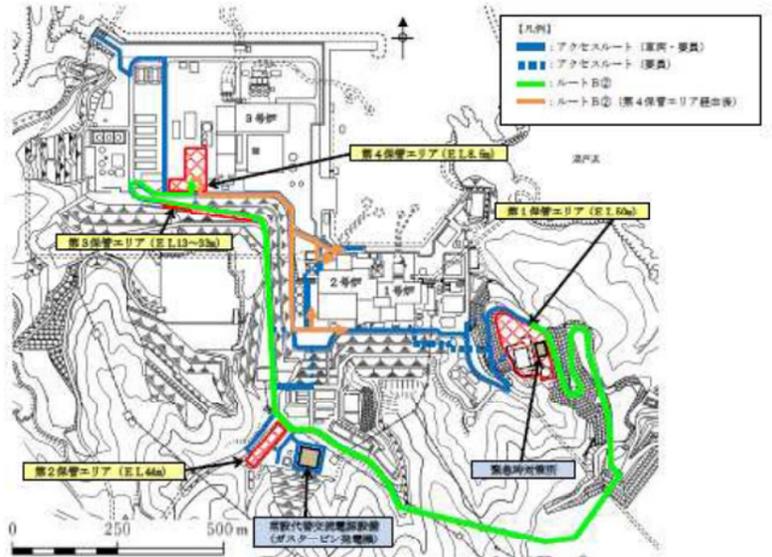
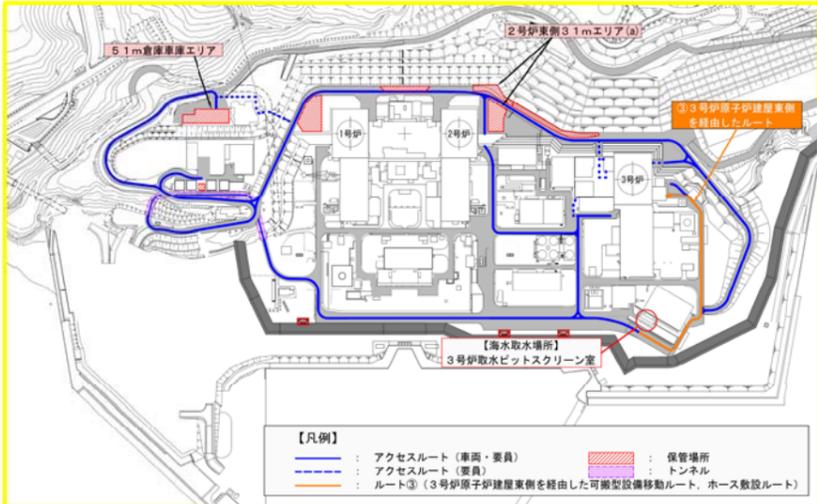
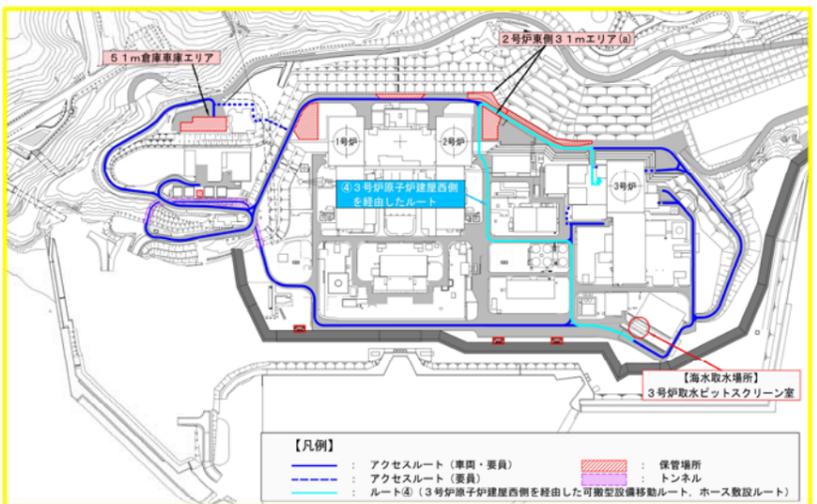
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.0 重大事故等対策における共通事項</p>	<p>島根原子力発電所2号炉</p>  <p>ルートA①：緊急時対策所（第1保管エリア）を起点とし、1、2号炉原子炉建物南側を經由したE L.8.5m 及びE L.15m エリア作業用アクセスルート</p>  <p>ルートA②：緊急時対策所（第1保管エリア）を起点とし、第二輪谷トンネルを經由したE L.8.5m 及びE L.15m エリア作業用アクセスルート</p> <p>第2-4 図 保管場所からのアクセスルート概要（1/4）</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>ルートA①*：2号炉東側31mエリア(a)を起点とし、3号炉原子炉建屋北側を經由したT.P.+10m 作業場所（海水取水場所）へのルート</p> <p>ルートB①*：51m倉庫車庫エリアを起点とし、3号炉原子炉建屋北側を經由したT.P.+10m 作業場所（海水取水場所）へのルート</p>  <p>ルートA②*：2号炉東側31mエリア(a)を起点とし、アクセスルートトンネルを經由したT.P.+10m 作業場所（海水取水場所）へのルート</p> <p>ルートB②*：51m倉庫車庫エリアを起点とし、アクセスルートトンネルを經由したT.P.+10m 作業場所（海水取水場所）へのルート</p> <p>【ルート距離（保管場所～3号取水ピットスクリーン室）】 ルートA①：760m, ルートB①：1,710m ルートA②：1,570m, ルートB②：1,590m</p> <p>※：有効性評価における可搬型設備設置のクリティカルとなる可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットの補給に係るルート</p> <p>第3-5 図 保管場所からT.P.+10m 作業場所（海水取水場所）へのアクセスルート概要</p>	<p>相違理由</p> <p>【島根】設計内容の相違・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p>

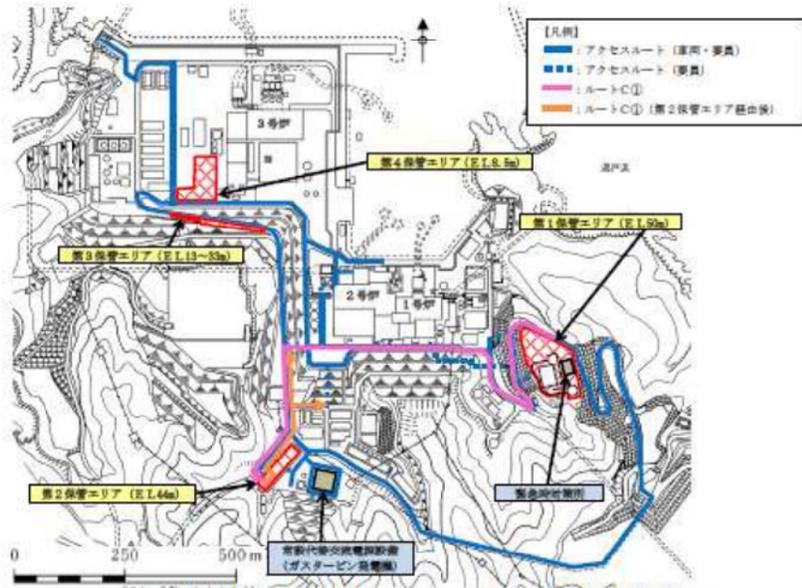
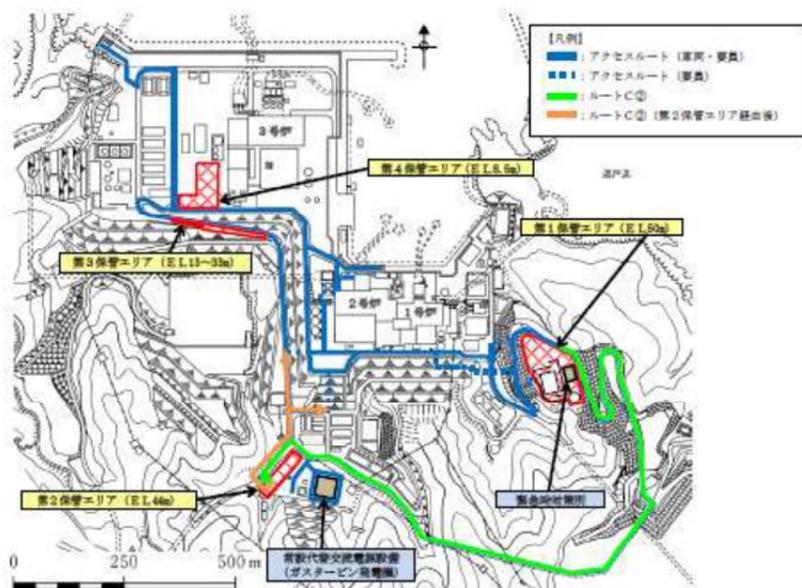
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>ルートB①：緊急時対策所を起点とし、1、2号炉原子炉建物南側及び第4保管エリアを経由したE L8.5m 及びE L15m エリア作業用アクセスルート</p>  <p>ルートB②：緊急時対策所を起点とし、第二輪谷トンネル及び第4保管エリアを経由したE L8.5m 及びE L15m エリア作業用アクセスルート</p> <p>第2-4図 保管場所からのアクセスルート概要 (2/4)</p>	 <p>ルート③※：3号炉原子炉建屋東側を経由したルート</p>  <p>ルート④※：3号炉原子炉建屋西側を経由したルート</p> <p>【ルート距離（3号取水ピットスクリーン室～建屋接続口）】 ルート③：350m, ルート④：800m</p> <p>※：有効性評価における可搬型設備設置のクリティカルとなる可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットの補給に係るルート</p> <p>第3-6図 T.P.+10m 作業場所（海水取水場所）から建屋入口へのアクセスルート概要</p>	<p>【島根】設計内容の相違・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p>

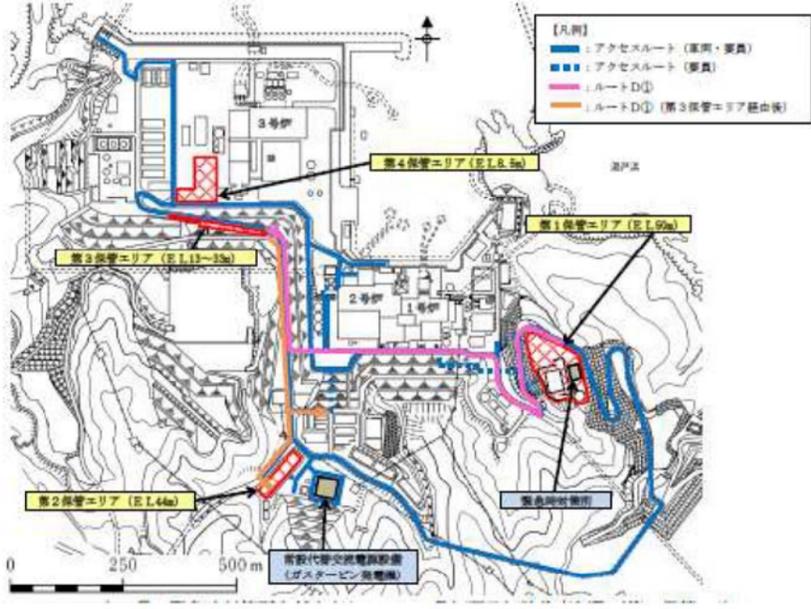
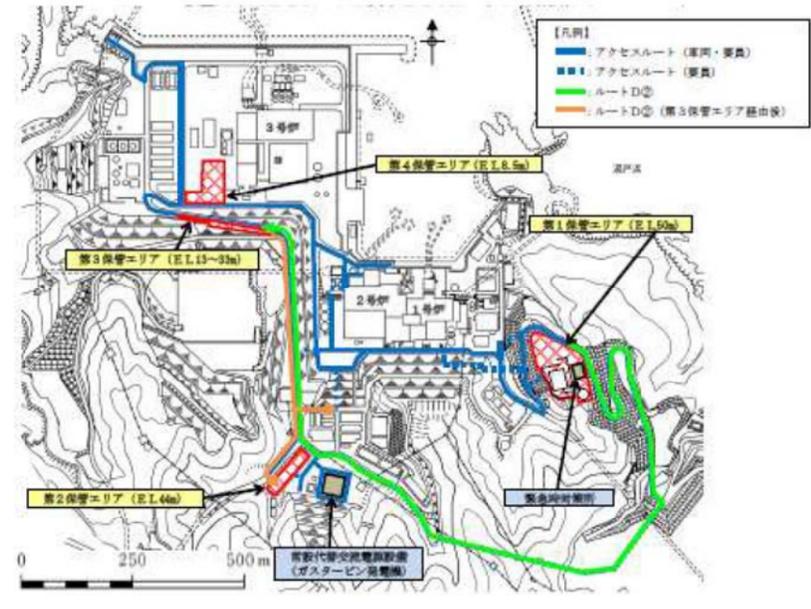
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>ルートC①：緊急時対策所を起点とし、1、2号炉原子炉建物南側及び第2保管エリアを経由したE L 44m エリア作業用アクセスルート</p>  <p>ルートC②：緊急時対策所を起点とし、第二輪谷トンネル及び第2保管エリアを経由したE L 44m エリア作業用アクセスルート</p> <p>第2-4図 保管場所からのアクセスルート概要 (3/4)</p>		<p>【島根】設計内容の相違・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>ルートD①：緊急時対策所を起点とし、1、2号炉原子炉建物南側及び第3保管エリアを経由したE L13～33m 及びE L44m エリア作業用アクセスルート</p>  <p>ルートD②：緊急時対策所を起点とし、第二輪谷トンネル及び第3保管エリアを経由したE L13～33m 及びE L44m エリア作業用アクセスルート</p> <p>第2-4図 保管場所からのアクセスルート概要 (4/4)</p>		<p>【島根】設計内容の相違・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) 屋内アクセスルートの設定</p> <p>基本方針に従い、地震、津波その他の自然現象による影響及び人為事象による影響を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物に、各設備の操作場所までの屋内アクセスルートは、アクセスルート及び迂回路を設定する。</p> <p>a. 屋内アクセスルート設定の考え方</p> <p>(a) 地震の影響の考慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外から直接原子炉建物内に入域するための原子炉建物の入口は、以下の条件を考慮し設定する。 <ol style="list-style-type: none"> 原子炉建物の入口を複数設定する。 上記①のうち、基準地震動Ssの影響を受けない位置的分散を考慮した入口を少なくとも2箇所設定する。 アクセスルート及び迂回路は、基準地震動Ssの影響を受けない建物に設定する。 アクセスルート及び迂回路の設定に当たっては、以下を考慮する。 <ol style="list-style-type: none"> 各階には各区画に沿った通路、複数の階段及び出入口扉があり、それぞれの通路等を組み合わせることで、複数のルートを選定する。 アクセスルート及び迂回路近傍の油内包機器及び水素ガス内包機器については、地震時に火災源とならない。 アクセスルート及び迂回路は、地震に伴う溢水が発生した場合においても歩行可能な水深とする。 アクセスルート及び迂回路近傍の常置品及び仮置資機材については、地震による転倒等により通行を阻害しないように固縛等の転倒防止対策を実施する。 なお、迂回路は、転倒した常置品及び仮置資機材の人力による排除や乗り越え等により通行も考慮する。 <p>(b) 地震以外の自然現象の考慮</p> <p>地震以外の自然現象に対し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られたアクセスルート及び迂回路を設定する。</p> <p>(c) その他の考慮事項</p> <p>アクセスルート及び迂回路の設定に当たっては、高線量区域を通行しないよう考慮する。</p>	<p>(6) 屋内アクセスルートの設定</p> <p>基本方針に従い、地震、津波その他の自然現象による影響及び人為事象による影響を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋に、各設備の操作場所までの屋内アクセスルートは、アクセスルート及び迂回路を設定する。</p> <p>a. 屋内アクセスルート設定の考え方</p> <p>(a) 地震の影響の考慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外から原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋（以下「主要建屋」という。）内に入域するための入口は、以下の条件を考慮し設定する。 <ol style="list-style-type: none"> 操作場所まで移動するための主要建屋の入口を複数設定する。 上記①のうち、基準地震動の影響を受けない位置的分散を考慮した入口を少なくとも2箇所設定する。 アクセスルート及び迂回路は、基準地震動の影響を受けない建屋に設定する。 アクセスルート及び迂回路の設定に当たっては、以下を考慮する。 <ol style="list-style-type: none"> 各階には各区画に沿った通路、複数の階段及び出入口扉があり、それぞれの通路等を組み合わせることで、複数のルートを選定する。 アクセスルート及び迂回路近傍の油内包機器及び水素内包機器については、地震時に火災源とならない。 アクセスルート及び迂回路は、地震に伴う溢水が発生した場合においても歩行可能な水深とする。 アクセスルート及び迂回路近傍の常設物及び仮置物については、地震による転倒等により通行を阻害しないように固縛等の転倒防止対策を実施する。 なお、当該常設物及び仮置物が転倒した場合であっても、通行可能な通路幅があること、又は通行可能な通路幅がない場合であっても、人力による排除又は乗り越えによる通行も考慮する。 <p>(b) 地震以外の自然現象の考慮</p> <p>地震以外の自然現象に対し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られたアクセスルート及び迂回路を設定する。</p> <p>(c) その他の考慮事項</p> <p>アクセスルート及び迂回路の設定に当たっては、高線量区域を通行しないよう考慮する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【島根】記載名称の相違</p> <p>【島根】記載名称及び記載表現の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 建屋に入域する入口は、直接原子炉建屋内に入域するための入口に加え、原子炉建屋に隣接し屋内ルートで繋がっている原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋の入口についても考慮していることから泊は「直接」と限定的な記載にしていない。 <p>【島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、迂回路の評価をアクセスルートと同等の評価を実施している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 屋内アクセスルート設定 屋内アクセスルート設定の考え方を踏まえて、アクセスルート及び迂回路を以下のとおり設定する。</p> <p>(a) 原子炉建物入口 重大事故等時に屋外から直接、原子炉建物内に入域するため基準地震動 S_s の影響を受けない入口を原子炉建物の西側に2箇所、南側に1箇所設定する。</p> <p>(b) 屋内アクセスルート 基準地震動 S_s の影響を受けない原子炉建物、タービン建物、廃棄物処理建物及び制御室建物に、以下に示す各設備の操作場所へのアクセスルート及び迂回路を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室から原子炉建物及び廃棄物処理建物までのルート。 原子炉建物及び廃棄物処理建物の各階層間を移動するためのルート。 <p>c. 屋内アクセスルート選定 アクセスルート及び迂回路は、以下のとおり選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路 迂回路は、上記アクセスルートが使用できない場合に使用可能な経路 <p>(6) 島根原子力発電所1号炉の廃止措置の影響 廃止措置中である島根原子力発電所1号炉の廃止措置関連工事の実施に当たっては、島根原子力発電所2号炉の重大事故等対応に必要な可搬型設備の保管場所及び屋外のアクセスルートに影響を及ぼさないよう工事を実施し、運用管理を原子炉施設保安規定に規定し、QMS規程に基づき実施する。</p> <p>なお、屋外アクセスルートのうちサブルートは、地震及び津波時に期待しないルートと位置付けるため、地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。</p>	<p>b. 屋内アクセスルート設定 屋内アクセスルート設定の考え方を踏まえて、アクセスルート及び迂回路を以下のとおり設定する。</p> <p>(a) 主要建屋入口 重大事故等時に屋外から主要建屋内に入域するため基準地震動の影響を受けない主要建屋の入口として原子炉補助建屋の北側に2箇所、原子炉建屋の東側に2箇所、ディーゼル発電機建屋の東側に1箇所設定する。</p> <p>(b) 屋内アクセスルート 基準地震動の影響を受けない主要建屋に、以下に示す各設備の操作場所へのアクセスルート及び迂回路を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室から原子炉建屋及びディーゼル発電機建屋までのルート。 主要建屋の各階層間を移動するためのルート。 <p>c. 屋内アクセスルート選定 アクセスルート及び迂回路は、以下のとおり選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路。 迂回路は、上記アクセスルートが使用できない場合に使用可能な経路。 	<p>【島根】記載表現及び建屋名称等の相違 【島根】記載内容の相違・建屋に入域する入口は、直接原子炉建屋内に入域するための入口に加え、原子炉建屋に隣接し屋内ルートで繋がっている原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋の入口についても考慮していることから泊は「直接」と限定的な記載にしていない。</p> <p>【島根】廃止措置関連工事の実施の有無による相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象</p> <p>(1)自然現象 a. 想定する自然現象 発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）については、網羅的に抽出するために、国内外の基準や文献等に基づき事象を収集し、海外の選定基準を参考として選定を行った結果、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮の12事象を選定した。これらの事象に地震及び津波を加えた14事象（地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮）を選定した。</p> <p>自然現象選定の詳細については設置許可基準規則第6条適合性説明資料「外部事象の考慮について」参照。</p>	<p>(7)保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートの自然現象等に対する影響評価</p> <p>可搬型設備の保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響を及ぼす自然現象等について、抽出の考え方及び概略影響評価結果を以下に示す。詳細評価については(8)、3.～5.に示す。</p> <p>なお、屋外アクセスルートのうちサブルートは、地震及び津波時に期待しないルートと位置付けるため、地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。</p> <p>a. 自然現象 (a)自然現象抽出の考え方 自然現象抽出の考え方は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所の安全を確保する上で設計上考慮すべき自然現象としては、国内で発生し得る事象に加え、欧米の基準等で示されている事象を用い網羅的に収集した55事象を母集団とする。 （別紙(34)参照） 収集した55事象について、第2-3表に示す「影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象」等の除外基準を用いて、島根原子力発電所において設計上想定すべき事象を抽出する。（別紙(34)参照） <p>第2-3表 保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象（自然現象）</p> <table border="1" data-bbox="1003 1459 1685 1900"> <thead> <tr> <th>評価の観点</th> <th>保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象【41事象】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象【10事象】</td> <td>干ばつ/砂嵐/雪崩/カルスト/地下水による浸食/湖又は河川の水位低下/氷結（水面の凍結）/氷壁/河川の迂回/土壌の収縮又は膨張</td> </tr> <tr> <td>ハザード進展・襲来が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる事象【2事象】</td> <td>塩害、塩害/海岸浸食（水面下の浸食）</td> </tr> <tr> <td>考慮された事象と比較して、設備等への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれない事象【7事象】</td> <td>高温/もや/霧/高水温（海水温高）/低水温（海水温低）/太陽フレア、磁気嵐/濃霧</td> </tr> <tr> <td>影響が他の事象に含まれる事象【21事象】</td> <td>地質活動：地面の隆起/陥没/泥湧出（液状化） 津波：海面低/海面高/海底地滑り/満潮/静振/高潮/波浪 洪水：湖又は河川の水位上昇 風（台風）：ハリケーン 竜巻：極限的な気圧/ひょう 積雪（豪雪）：氷晶 地滑り、土石流*：土砂崩れ（山崩れ、崖崩れ） 火山（火山活動・降灰）：水蒸気、熱湯噴出/毒性ガス 生物学的事象：動物/水中の有機物質 森林火災：草原火災</td> </tr> <tr> <td>発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【1事象】</td> <td>隕石</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：降水に起因して発生する地滑り及び土石流を考慮</p>	評価の観点	保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象【41事象】	影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象【10事象】	干ばつ/砂嵐/雪崩/カルスト/地下水による浸食/湖又は河川の水位低下/氷結（水面の凍結）/氷壁/河川の迂回/土壌の収縮又は膨張	ハザード進展・襲来が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる事象【2事象】	塩害、塩害/海岸浸食（水面下の浸食）	考慮された事象と比較して、設備等への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれない事象【7事象】	高温/もや/霧/高水温（海水温高）/低水温（海水温低）/太陽フレア、磁気嵐/濃霧	影響が他の事象に含まれる事象【21事象】	地質活動：地面の隆起/陥没/泥湧出（液状化） 津波：海面低/海面高/海底地滑り/満潮/静振/高潮/波浪 洪水：湖又は河川の水位上昇 風（台風）：ハリケーン 竜巻：極限的な気圧/ひょう 積雪（豪雪）：氷晶 地滑り、土石流*：土砂崩れ（山崩れ、崖崩れ） 火山（火山活動・降灰）：水蒸気、熱湯噴出/毒性ガス 生物学的事象：動物/水中の有機物質 森林火災：草原火災	発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【1事象】	隕石	<p>4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象</p> <p>可搬型設備の保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響を及ぼす外部事象について、概略影響評価結果を以下に示す。</p> <p>なお、屋外アクセスルートのうちサブルート及び自主整備ルートは、それぞれ地震及び津波時に期待しないルート及び使用が可能な場合に活用するルートと位置付けるため、地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。</p> <p>(1)自然現象 a. 想定する自然現象 発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）については、網羅的に抽出するために、国内外の基準や文献等に基づき事象を収集し、海外の選定基準を参考として選定を行った結果、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮の12事象を選定した。これらの事象に地震及び津波を加えた14事象（地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮）を選定した。</p> <p>自然現象選定の詳細については設置許可基準規則第6条適合状況説明資料「外部事象の考慮について」参照。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・泊の屋外アクセスルートは、島根の考え方を参考としているから、島根の記載を取り入れている。</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は女川と同様に抽出プロセスは、他の審査項目を呼び込むこととしている</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は自主整備ルートを設定している。（柏崎と同様）</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は女川と同様に抽出プロセスは、他の審査項目を呼び込むこととしている</p>
評価の観点	保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象【41事象】														
影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象【10事象】	干ばつ/砂嵐/雪崩/カルスト/地下水による浸食/湖又は河川の水位低下/氷結（水面の凍結）/氷壁/河川の迂回/土壌の収縮又は膨張														
ハザード進展・襲来が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる事象【2事象】	塩害、塩害/海岸浸食（水面下の浸食）														
考慮された事象と比較して、設備等への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれない事象【7事象】	高温/もや/霧/高水温（海水温高）/低水温（海水温低）/太陽フレア、磁気嵐/濃霧														
影響が他の事象に含まれる事象【21事象】	地質活動：地面の隆起/陥没/泥湧出（液状化） 津波：海面低/海面高/海底地滑り/満潮/静振/高潮/波浪 洪水：湖又は河川の水位上昇 風（台風）：ハリケーン 竜巻：極限的な気圧/ひょう 積雪（豪雪）：氷晶 地滑り、土石流*：土砂崩れ（山崩れ、崖崩れ） 火山（火山活動・降灰）：水蒸気、熱湯噴出/毒性ガス 生物学的事象：動物/水中の有機物質 森林火災：草原火災														
発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【1事象】	隕石														

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 自然現象の影響評価</p> <p>「a. 想定する自然現象」で選定した14事象に対して、設計上想定する規模で発生した場合の影響について評価した結果を第4-1表に示す。</p> <p>保管場所及びアクセスルートへの影響評価として確認する事項は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計上想定した自然現象に対し、保管場所の位置等の状況を踏まえ、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備の安全機能が同時に喪失しないこと。 保管場所に設置された重大事故等対処設備が各自然現象によって同時にすべて機能喪失しないこと。 保管場所、その他現場における屋外作業や屋外アクセスルートの通行が可能なこと。 屋内アクセスルートの通行が可能であること。 <p>第4-1表のとおり、想定する自然現象のうち保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性がある自然現象は地震のみと考えられる。</p> <p>なお、自然現象の重畳を考慮した場合の影響については、別紙(4)に示す。</p>	<p>(b) 自然現象の影響評価（概略）</p> <p>「(a) 自然現象抽出の考え方」を踏まえ抽出した事象から森林火災を除いた事象（12事象）について、設計上想定する規模で発生した場合の影響について確認し、その結果を第2-4表に示す。</p>	<p>b. 自然現象の影響評価</p> <p>「a. 想定する自然現象」で選定した14事象に対して、設計上想定する規模で発生した場合の影響について評価した結果を第4-1表に示す。</p> <p>保管場所及びアクセスルートへの影響評価として確認する事項は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計上想定した自然現象に対し、保管場所の位置等の状況を踏まえ、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備の安全機能が同時に喪失しないこと。 保管場所に設置された重大事故等対処設備が各自然現象によって同時にすべて機能喪失しないこと。 保管場所、その他現場における屋外作業や屋外アクセスルートの通行が可能なこと。 屋内のアクセスルートの通行が可能であること。 <p>第4-1表のとおり、想定する自然現象のうち保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性がある自然現象は地震のみと考えられる。</p> <p>なお、自然現象の重畳を考慮した場合の影響については、別紙(4)に示す。</p>	<p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊は女川と同様に影響評価における確認事項を記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉				島根原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由			
第4-1表 自然現象により想定される影響評価結果				第2-4表 自然現象により想定される影響概略評価結果(1/4)				第4-1表 自然現象により想定される影響概略評価結果				【女川及び島根】記載内容の相違 ・それぞれの自然現象に対する対応内容の相違			
自然現象	評価結果			自然現象	概略評価結果			自然現象	評価結果						
	保管場所	屋外アクセスルート	屋内アクセスルート		保管場所	屋外アクセスルート	屋内アクセスルート		保管場所	屋外アクセスルート	屋内アクセスルート				
地震	・地盤や周辺斜面の崩壊による影響、周辺建造物の倒壊・損壊・火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	・地盤や周辺斜面の崩壊による影響、周辺建造物の倒壊・損壊・火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	・資機材等の倒壊・損壊、アクセスルート周辺機器等の火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	地震	・地盤や周辺斜面の崩壊による影響、周辺建造物の倒壊・損壊・火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	・地盤や周辺斜面の崩壊による影響、周辺建造物の倒壊・損壊・火災・溢水による影響が考えられ、アクセスルートは個別の評価が必要。	・資機材等の倒壊・損壊、アクセスルート周辺機器等の火災・溢水による影響が考えられ、アクセスルートは個別の評価が必要。	地震	・地震や周辺斜面の崩壊による影響、周辺建造物の倒壊・損壊・火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	・地震や周辺斜面の崩壊による影響、周辺建造物の倒壊・損壊・火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	・資機材等の倒壊・損壊、アクセスルート周辺機器等の火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。				
津波	・基準津波に対し防潮堤や防潮壁を設置することから、原子炉建屋等や保管場所へ遡上する浸水はない。したがって、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備が同時に機能喪失しない。	・基準津波に対して防潮堤や防潮壁を設置することから、アクセスルートまで遡上する浸水はない。	・基準津波に対して防潮堤や防潮壁を設置することから、建屋近傍まで遡上する浸水はない。	津波	・基準津波に対し防波壁等を設置することから、原子炉建屋等や保管場所へ遡上する浸水はない。したがって、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備が同時に機能喪失しない。	・基準津波に対し防波壁等を設置することから、アクセスルートへ遡上する浸水はない。	・基準津波に対し防波壁等を設置することから、アクセスルートへ遡上する浸水はない。	津波	・基準津波に対し防潮堤を設置することから、原子炉建屋等や保管場所へ遡上する浸水はない。したがって、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備が同時に機能喪失しない。	・基準津波に対して防潮堤を設置することから、アクセスルートへ遡上する浸水はない。	・基準津波に対して防潮堤を設置することから、アクセスルートへ遡上する浸水はない。				
洪水	・敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。	・同左	・同左	洪水	・敷地周辺に河川等がないことから、洪水による影響を受けない。	・敷地周辺に河川等がないことから、アクセスルートは洪水による影響を受けない。	・敷地周辺に河川等がないことから、アクセスルートは洪水による影響を受けない。	津波	・敷地の地形及び表流水の状況から、洪水による被害を受けることはない。	・同左	・同左				
風(台風)	・設計基準事故対処設備は建屋内に設置されているため、風による影響はない。また、可搬型設備は荷重が大きく、設計基準の風により転倒することはないことから、設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。	・台風によりがれきが発生した場合でも、ブルドーザにより撤去することが可能である。	・建屋内であり影響を受けない。	風(台風)	・設計基準事故対処設備は建屋内に設置されているため、風(台風)による影響はない。また、可搬型設備は荷重が大きく、設計基準の風(台風)により飛散することはないことから、同時に機能喪失しない。	・風(台風)によりアクセスルートにがれきが発生した場合にも、ホイールローダにより撤去することが可能である。	・建物内でありアクセスルートは風(台風)による影響を受けない。	洪水	・設計基準事故対処設備は建屋内に設置されているため、風(台風)による影響はない。また、可搬型設備は荷重が大きく、設計基準の風により転倒することはないことから、設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。	・風(台風)によりがれきが発生した場合でも、ホイールローダにより撤去することが可能である。	・建屋内であり、アクセスルートは影響を受けない。				
								風(台風)							

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉			島根原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由			
			第2-4表 自然現象により想定される影響概略評価結果(2/4)						【女川及び島根】記載内容の相違 ・それぞれの自然現象に対する対応内容の相違			
竜巻	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備は屋外の保管場所に設置しているが、設計基準事故対処設備は竜巻に対して頑健な建屋に設置していることから、設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 保管エリアに配備する可搬型設備は原子炉建屋等に対し距離距離の確保、又は飛散防止対策を実施することから原子炉建屋等へ影響を与えない。 	<ul style="list-style-type: none"> 竜巻によりがれきが発生した場合でも、ブルドーザにより撤去することが可能である。 万一、送電鉄塔が倒壊した場合であっても、複数のルートが確保されていることから、影響がないルートを選択することで目的地までのアクセスが可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋等は竜巻に対し頑健性を有することから影響を受けない。 	自然現象	概略評価結果			自然現象		評価結果		
	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備は屋外の保管場所に設置しているが、設計基準事故対処設備は竜巻に対して頑健な建屋内に設置していること又は防護対策を実施していることから、同時に機能喪失しない。 可搬型設備は、複数箇所にそれぞれ離隔して分散配置していることから、同時に機能喪失しない。 屋外に配置している竜巻防護施設近傍の可搬型設備は固縛等により飛来物とならないための対策を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備は、複数箇所にそれぞれ離隔して分散配置していることから、同時に機能喪失しない。 屋外に配置している竜巻防護施設近傍の可搬型設備は固縛等により飛来物とならないための対策を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備は、複数箇所にそれぞれ離隔して分散配置していることから、同時に機能喪失しない。 可搬型設備は、複数箇所にそれぞれ離隔して分散配置していることから、同時に機能喪失しない。 屋外に配置している竜巻防護施設近傍の可搬型設備は、固縛等により飛来物とならないための対策を実施することから、アクセスルートは竜巻による影響を受けない。 		<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対処設備は竜巻に対して建屋内等の防護した場所に設置していることから、屋外に配備している可搬型設備と同時に機能喪失しない。 可搬型設備は、複数箇所にそれぞれ離隔して分散配置していることから、同時に機能喪失しない。 屋外に配置している竜巻防護施設近傍の可搬型設備は、固縛等により飛来物とならないための対策を実施することから、アクセスルートは竜巻による影響を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋は竜巻に対し頑健性を有することから、アクセスルートは影響を受けない。 						
積雪	<ul style="list-style-type: none"> 気象予報により事前の予測が十分可能であり、原子炉建屋等、保管場所及び可搬型設備の除雪は積雪状況を見計らいながら行うことで対処が可能であることから、設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 気象予報により事前の予測が十分可能であり、除雪を実施できる体制を構築し、ホイールロードによる除雪及び融雪剤を散布し対応するため積雪の影響はない。その上で車両に常時スタッドレスタイヤを装着し、徐行で運転することから急勾配の下りでもスリップする可能性は低い。なお、急勾配箇所にはすべり止め材を配備して必要に応じて使用できるようにするとともに、すべり止め舗装を施す。(別紙(36)参照) また、ブルドーザにより最大152分で除雪が可能である。(別紙(5)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 建屋内であり影響を受けない。 	竜巻	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備は屋外の保管場所に設置しているが、設計基準事故対処設備は建屋内に設置されているため影響を受けず、同時に機能喪失しない。 気象予報により事前の予測が十分可能であり、始動に影響が出ないよう、各設備の温度に関する仕様を下回るおそれがある場合には、必要に応じて、あらかじめ可搬型設備の暖気運転を行うこととしているため、影響を受けない。なお、暖気運転は事前実施することからアクセス時間への影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 気象予報により事前の予測が十分可能であり、アクセスルートへの融雪剤散布を行うことで、アクセスに問題が生じる可能性が小さい。 路面が凍結した場合にも、走行可能なタイヤを装着していることから、アクセスに問題を生じる可能性は小さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物内でありアクセスルートは凍結による影響を受けない。 	積雪		<ul style="list-style-type: none"> 気象予報により事前の予測が十分可能であり、保管場所及び可搬型設備の除雪は積雪状況を見計らいながら行うことで対処が可能であることから、設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 気象予報により事前の予測が十分可能であり、除雪を実施できる体制を構築し、ホイールロードによる除雪を行うため積雪の影響はない。その上で車両にスタッドレスタイヤ等を装着し、徐行で運転することからスリップする可能性は低い。 また、ホイールロードにより最大56分で除雪が可能である。(別紙(5)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 建物内であり、アクセスルートは影響を受けない。
	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備は屋外の保管場所に設置しているが、設計基準事故対処設備は建屋内に設置されているため影響を受けず、同時に機能喪失しない。 気象予報により事前の予測が十分可能であり、始動に影響が出ないよう、各設備の温度に関する仕様を下回るおそれがある場合には、必要に応じて、あらかじめ可搬型設備の暖気運転を行うこととしているため、影響を受けない。なお、暖気運転は事前実施することからアクセス時間への影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備は、複数箇所にそれぞれ離隔して分散配置していることから、同時に機能喪失しない。 屋外に配置している竜巻防護施設近傍の可搬型設備は固縛等により飛来物とならないための対策を実施することから、アクセスルートは竜巻による影響を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備は、複数箇所にそれぞれ離隔して分散配置していることから、同時に機能喪失しない。 可搬型設備は、複数箇所にそれぞれ離隔して分散配置していることから、同時に機能喪失しない。 屋外に配置している竜巻防護施設近傍の可搬型設備は、固縛等により飛来物とならないための対策を実施することから、アクセスルートは竜巻による影響を受けない。 		<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対処設備は竜巻に対して建屋内等の防護した場所に設置していることから、屋外に配備している可搬型設備と同時に機能喪失しない。 可搬型設備は、複数箇所にそれぞれ離隔して分散配置していることから、同時に機能喪失しない。 屋外に配置している竜巻防護施設近傍の可搬型設備は、固縛等により飛来物とならないための対策を実施することから、アクセスルートは竜巻による影響を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋は竜巻に対し頑健性を有することから、アクセスルートは影響を受けない。 						
降水	<ul style="list-style-type: none"> 構内排水設備は十分な排水能力があることから、保管場所に滞留水は発生しない。(別紙(26)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 構内排水設備は十分な排水能力があることから、アクセスルートに滞留水は発生しない。(別紙(26)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 浸水防止対策を施された建物内であり、アクセスルートは降水による影響を受けない。 	凍結	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備は屋外の保管場所に設置しているが、設計基準事故対処設備は建屋内に設置されているため影響を受けず、同時に機能喪失しない。 気象予報により事前の予測が十分可能であり、始動に影響が出ないよう、各設備の温度に関する仕様を下回るおそれがある場合には、必要に応じて、あらかじめ可搬型設備の暖気運転を行うこととしているため、影響を受けない。なお、暖気運転は事前実施することからアクセス時間への影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 気象予報により事前の予測が十分可能であり、アクセスルートへの融雪剤散布を行うことで、アクセスに問題が生じる可能性が小さい。 路面が凍結した場合にも、走行可能なタイヤを装着していることから、アクセスに問題を生じる可能性は小さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物内でありアクセスルートは凍結による影響を受けない。 	積雪		<ul style="list-style-type: none"> 気象予報により事前の予測が十分可能であり、保管場所及び可搬型設備の除雪は積雪状況を見計らいながら行うことで対処が可能であることから、設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 気象予報により事前の予測が十分可能であり、除雪を実施できる体制を構築し、ホイールロードによる除雪を行うため積雪の影響はない。その上で車両にスタッドレスタイヤ等を装着し、徐行で運転することからスリップする可能性は低い。 また、ホイールロードにより最大56分で除雪が可能である。(別紙(5)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 建物内であり、アクセスルートは影響を受けない。
	<ul style="list-style-type: none"> 構内排水設備は十分な排水能力があることから、保管場所に滞留水は発生しない。(別紙(26)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 構内排水設備は十分な排水能力があることから、アクセスルートに滞留水は発生しない。(別紙(26)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 浸水防止対策を施された建物内であり、アクセスルートは降水による影響を受けない。 		<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備は屋外の保管場所に設置しているが、設計基準事故対処設備は建屋内に設置されているため影響を受けず、同時に機能喪失しない。 気象予報により事前の予測が十分可能であり、始動に影響が出ないよう、各設備の温度に関する仕様を下回るおそれがある場合には、必要に応じて、あらかじめ可搬型設備の暖気運転を行うこととしているため、影響を受けない。なお、暖気運転は事前実施することからアクセス時間への影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 気象予報により事前の予測が十分可能であり、アクセスルートへの融雪剤散布を行うことで、アクセスに問題が生じる可能性が小さい。 路面が凍結した場合にも、走行可能なタイヤを装着していることから、アクセスに問題を生じる可能性は小さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物内でありアクセスルートは凍結による影響を受けない。 		<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対処設備は竜巻に対して建屋内等の防護した場所に設置していることから、屋外に配備している可搬型設備と同時に機能喪失しない。 可搬型設備は、複数箇所にそれぞれ離隔して分散配置していることから、同時に機能喪失しない。 屋外に配置している竜巻防護施設近傍の可搬型設備は、固縛等により飛来物とならないための対策を実施することから、アクセスルートは竜巻による影響を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋は竜巻に対し頑健性を有することから、アクセスルートは影響を受けない。 		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉			島根原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由			
第2-4表 自然現象により想定される影響概略評価結果(3/4)			第2-4表 自然現象により想定される影響概略評価結果(3/4)			第2-4表 自然現象により想定される影響概略評価結果(3/4)			【女川及び島根】記載内容の相違 ・それぞれの自然現象に対する対応内容の相違			
自然現象	評価結果		自然現象	概略評価結果		自然現象	評価結果					
	保管場所	屋外アクセスルート		保管場所	屋外アクセスルート		屋内のアクセスルート	保管場所		屋外アクセスルート	屋内のアクセスルート	
凍結	<ul style="list-style-type: none"> 保管場所に設置されている可搬型設備は屋外であるが、設計基準事故対処設備は建屋内に設置されているため、影響を受けないことから設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 凍結を伴うような低温となる場合は、気象予報により事前の予測が十分可能であり、凍結への対応可能な体制を構築し、適宜融雪剤を散布し、凍結を伴うような低温となる場合は、気象予報により事前の予測が十分可能であり、各設備の温度に関する仕様を下回るおそれがある場合には、始動に影響が出ないよう必要に応じてあらかじめ可搬型設備の暖機運転を行うことにより影響を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> 凍結を伴うような低温となる場合は、気象予報により事前の予測が十分可能であり、凍結への対応可能な体制を構築し、適宜融雪剤を散布し、凍結を伴うような低温となる場合は、気象予報により事前の予測が十分可能であり、各設備の温度に関する仕様を下回るおそれがある場合には、始動に影響が出ないよう必要に応じてあらかじめ可搬型設備の暖機運転を行うことにより影響を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建屋内であり影響を受けない。 	積雪	<ul style="list-style-type: none"> 気象予報により事前の予測が十分可能であり、保管場所及び可搬型設備の除雪は積雪状況を見計らいながら行うことにより対応が可能である。なお、ホイールローダにより最大77分で除雪が可能である。(別紙(23)参照) 積雪時においても、走行可能なタイヤを装着していることから、アクセスに問題を生じる可能性は小さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 気象予報により事前の予測が十分可能であり、積雪状況を見計らいながらアクセスルートの除雪を行うことにより対応が可能である。なお、ホイールローダにより最大77分で除雪が可能である。(別紙(23)参照) 積雪時においても、走行可能なタイヤを装着していることから、アクセスに問題を生じる可能性は小さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物内でありアクセスルートは積雪による影響を受けない。 	凍結(極低温)	<ul style="list-style-type: none"> 保管場所に設置されている可搬型設備は屋外であるが、設計基準事故対処設備は建屋内に設置されているため、影響を受けないことから設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 凍結を伴うような低温となる場合は、気象予報により事前の予測が十分可能であり、各設備の温度に関する仕様を下回るおそれがある場合には、始動に影響が出ないよう必要に応じてあらかじめ可搬型設備の暖機運転を行うことにより影響を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> 凍結を伴うような低温となる場合は、気象予報により事前の予測が十分可能であり、凍結への対応可能な体制を構築し、適宜融雪剤又はすべり止め材を散布し対応するため凍結の影響はない。その上で車両にスタックドレスタイヤ等を装着し、徐行で運転することからアクセスに問題を生じる可能性は低い。 	<ul style="list-style-type: none"> 建屋内であり、アクセスルートは影響を受けない。 	【女川及び島根】記載内容の相違 ・それぞれの自然現象に対する対応内容の相違
降水	<ul style="list-style-type: none"> 適切な降雨強度に基づき設計した排水路により、海域へ排水されることから影響を受けない。 また、原子炉建屋等は浸水防止対策を施していることから、設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 排水路の性能については別紙(6)参照。 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な降雨強度に基づき設計した排水路により、海域へ排水されることから影響を受けない。 排水路の性能については別紙(6)参照。 	<ul style="list-style-type: none"> 浸水防止対策が施された建屋内であり、影響を受けない。 	落雷	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対処設備は避雷対策を施した建物内に設置されており、かつ保管場所とは位置的分散が図られていることから、同時に機能喪失しない。 1回の落雷により影響を受ける範囲は限定され、可搬型設備は、複数箇所にそれぞれ離隔して分散配置していることから、同時に機能喪失しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 落雷によりアクセスルートが影響を受けることはない。 落雷発生中は、屋内に退避し、状況を見て屋外作業を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物には避雷設備を設置しておりアクセスルートは落雷による影響を受けない。 	降水	<ul style="list-style-type: none"> 適切な降雨強度に基づき設計した排水路により、海域へ排水されることから影響を受けない。 また、原子炉建屋等は浸水防止対策を施していることから、設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 排水路の性能については別紙(6)参照。 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な降雨強度に基づき設計した排水路により、海域へ排水されることから影響を受けない。 排水路の性能については別紙(6)参照。 	<ul style="list-style-type: none"> 浸水防止対策が施された建屋内であり、アクセスルートは影響を受けない。 	
落雷	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対処設備は避雷対策を施されたエリアに設置されており、かつ保管場所とは位置的分散が図られていることから、設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 1回の落雷により影響を受ける範囲は限定されるため、保管場所は2セットを離隔して位置的分散を図っており、影響を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> 落雷によりアクセスルートが影響を受けることはない。 落雷発生中は、屋内に退避し、状況を見て屋外作業を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 建屋には避雷設備を設置しており影響を受けない。 	地滑り・土石流	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備は屋外の保管場所に設置しているが、設計基準事故対処設備は地滑り・土石流の影響範囲外に設置していることから、同時に機能喪失しない。 地滑り・土石流により影響を受ける範囲は限定され、屋外に配置している可搬型設備は、複数箇所にそれぞれ離隔して分散配置していることから、同時に機能喪失しない。(別紙(38)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 複数のアクセスルートのうち、地滑り・土石流により影響を受ける範囲外のアクセスルートを用いることから、影響はない。(別紙(38)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋等は地滑り・土石流により影響を受ける範囲にないため、アクセスルートは影響を受けない。(別紙(38)参照) 	落雷	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対処設備は避雷対策を施された建屋内に設置されており、屋外に配備している可搬型設備と同時に機能喪失しない。 1回の落雷により影響を受ける範囲は限定され、可搬型設備は、複数箇所にそれぞれ離隔して分散配置していることから、同時に機能喪失しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 落雷によりアクセスルートが影響を受けることはない。 落雷発生中は、屋内に退避し、状況を見て屋外作業を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 建屋には避雷設備を設置しており、アクセスルートは影響を受けない。 	
地滑り	<ul style="list-style-type: none"> 地すべり地形分布図や土砂災害危険箇所図等によると女川原子力発電所には地滑り、土石流並びに崖崩れを起こすような地形は存在しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	地滑り	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対処設備は、地滑りの影響を受ける範囲にない建屋内に設置されており、屋外に配備している可搬型設備と同時に機能喪失しない。 屋外に配備している可搬型設備は、地滑りにより影響を受ける範囲にないため、影響を受けない。(別紙(38)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは地滑りにより影響を受ける範囲にないため、影響を受けない。(別紙(38)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋は地滑りにより影響を受ける範囲にないため、アクセスルートは影響を受けない。(別紙(38)参照) 	地滑り	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対処設備は、地滑りの影響を受ける範囲にない建屋内に設置されており、屋外に配備している可搬型設備と同時に機能喪失しない。 屋外に配備している可搬型設備は、地滑りにより影響を受ける範囲にないため、影響を受けない。(別紙(38)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは地滑りにより影響を受ける範囲にないため、影響を受けない。(別紙(38)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋は地滑りにより影響を受ける範囲にないため、アクセスルートは影響を受けない。(別紙(38)参照) 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉			島根原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由																																											
<p>第2-4表 自然現象により想定される影響概略評価結果(4/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">自然現象</th> <th colspan="3">概略評価結果</th> </tr> <tr> <th>保管場所</th> <th>屋外のアクセスルート</th> <th>屋内のアクセスルート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火山の影響</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 噴火発生の際には、要員を確保し、原子炉建屋等、保管場所及び可搬型設備の除灰を行うことにより対処が可能であること。また、ブルドーザにより最大171分で除灰が可能である。(別紙(5)参照) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 噴火発生の際には、要員を確保し、アクセスルートの除灰を行うことにより対処が可能である。なお、ホイールロードにより最大218分で除灰が可能である。(別紙(24)参照) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 建物内であり影響を受けない。 </td> </tr> <tr> <td>生物学的事象</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対処設備は、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の齧歯類の侵入による影響を受けない。また、海生生物により、保管場所及び可搬型設備は影響を受けない。したがって、設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 保管場所は位置的に分散されていることから、複数の設備が同時に機能喪失する可能性は小さい。 可搬型設備は、ネズミ等の小動物の侵入により設備の機能に影響がないよう、侵入できるような開口部は侵入防止対策を実施する。(別紙(7)参照) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 容易に排除可能であるため、アクセスルートに影響はない。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、浸水防止対策により水密化された建物内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。 </td> </tr> <tr> <td>森林火災</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋等と保管場所は防火帯の内側であるため、森林火災による熱影響により設計基準事故対処設備と可搬型設備は同時に機能喪失しない。 万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊が保管場所周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは防火帯の内側であり、アクセス性に支障はない。また、輻射強度を考慮しても作業が可能であることを確認している。(別紙(8)参照) 万一、小規模な火災が発生したとしても、自衛消防隊がアクセスルート周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 関連する建屋は防火帯の内側であり、熱影響を受けない。 ばい煙については、外気取入口に設置されたバグフィルタにより一定以上の粒径のばい煙を捕集するとともに、外気取入口ダンパを閉止、又は空調停止や事故時運転モードにより建屋内への侵入を阻止することが可能であり影響はない。 </td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所は、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P.(女川原子力発電所工事用基準面)+3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P.(女川原子力発電所工事用基準面)+3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 屋内アクセスルートは、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P.(女川原子力発電所工事用基準面)+3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。 </td> </tr> </tbody> </table>			自然現象	概略評価結果			保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート	火山の影響	<ul style="list-style-type: none"> 噴火発生の際には、要員を確保し、原子炉建屋等、保管場所及び可搬型設備の除灰を行うことにより対処が可能であること。また、ブルドーザにより最大171分で除灰が可能である。(別紙(5)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 噴火発生の際には、要員を確保し、アクセスルートの除灰を行うことにより対処が可能である。なお、ホイールロードにより最大218分で除灰が可能である。(別紙(24)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 建物内であり影響を受けない。 	生物学的事象	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対処設備は、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の齧歯類の侵入による影響を受けない。また、海生生物により、保管場所及び可搬型設備は影響を受けない。したがって、設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 保管場所は位置的に分散されていることから、複数の設備が同時に機能喪失する可能性は小さい。 可搬型設備は、ネズミ等の小動物の侵入により設備の機能に影響がないよう、侵入できるような開口部は侵入防止対策を実施する。(別紙(7)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 容易に排除可能であるため、アクセスルートに影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、浸水防止対策により水密化された建物内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。 	森林火災	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋等と保管場所は防火帯の内側であるため、森林火災による熱影響により設計基準事故対処設備と可搬型設備は同時に機能喪失しない。 万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊が保管場所周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは防火帯の内側であり、アクセス性に支障はない。また、輻射強度を考慮しても作業が可能であることを確認している。(別紙(8)参照) 万一、小規模な火災が発生したとしても、自衛消防隊がアクセスルート周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 関連する建屋は防火帯の内側であり、熱影響を受けない。 ばい煙については、外気取入口に設置されたバグフィルタにより一定以上の粒径のばい煙を捕集するとともに、外気取入口ダンパを閉止、又は空調停止や事故時運転モードにより建屋内への侵入を阻止することが可能であり影響はない。 	高潮	<ul style="list-style-type: none"> 保管場所は、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P.(女川原子力発電所工事用基準面)+3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P.(女川原子力発電所工事用基準面)+3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋内アクセスルートは、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P.(女川原子力発電所工事用基準面)+3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">自然現象</th> <th colspan="3">評価結果</th> </tr> <tr> <th>保管場所</th> <th>屋外のアクセスルート</th> <th>屋内のアクセスルート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火山の影響</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 噴火発生の際には、要員を確保し、原子炉建屋等、保管場所及び可搬型設備の除灰を行うことにより対処が可能であること。また、ホイールロードにより最大218分で除灰が可能である。(別紙(5)参照) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 噴火発生の際には、要員を確保し、アクセスルートの除灰を行うことにより対処が可能である。なお、ホイールロードにより最大218分で除灰が可能である。(別紙(5)参照) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 建物内であり、アクセスルートは影響を受けない。 </td> </tr> <tr> <td>生物学的事象</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対処設備は、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。したがって、屋外の保管場所にある重大事故等対処設備と同時に機能喪失しない。 保管場所は複数の箇所あり、位置的に分散されていることから、複数の設備が同時に機能喪失する可能性は小さい。 可搬型設備は、ネズミ等の小動物の侵入により設備の機能に影響がないよう、侵入できるような開口部は侵入防止対策を実施する。(別紙(7)参照) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 影響なし。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。 </td> </tr> <tr> <td>森林火災</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋等と保管場所は防火帯の内側であるため、森林火災による熱影響により設計基準事故対処設備と可搬型設備は同時に機能喪失しない。 万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊が保管場所周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは防火帯の内側であり、アクセス性に支障はない。また、輻射強度を考慮しても作業が可能であることを確認している。(別紙(8)参照) 万一、小規模な火災が発生したとしても、消火要員がアクセスルート周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 関連する建屋は防火帯の内側であり、熱影響を受けない。 ばい煙については、外気取入口に設置されたフィルタにより一定以上の粒径のばい煙を捕集するとともに、外気取入口ダンパの閉止、換気空調系の停止又は閉回路循環運転により建屋内への侵入を阻止することが可能であり影響はない。 </td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所は、高潮の影響を受けない敷地高さ(T.P.+10m)以上に設置することから影響を受けることはない。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、高潮の影響を受けない敷地高さ(T.P.+10m)以上に設置することから影響を受けることはない。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋は、高潮の影響を受けない敷地高さ(T.P.+10m)以上に設置するため、アクセスルートは影響を受けない。 </td> </tr> </tbody> </table>			自然現象	評価結果			保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート	火山の影響	<ul style="list-style-type: none"> 噴火発生の際には、要員を確保し、原子炉建屋等、保管場所及び可搬型設備の除灰を行うことにより対処が可能であること。また、ホイールロードにより最大218分で除灰が可能である。(別紙(5)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 噴火発生の際には、要員を確保し、アクセスルートの除灰を行うことにより対処が可能である。なお、ホイールロードにより最大218分で除灰が可能である。(別紙(5)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 建物内であり、アクセスルートは影響を受けない。 	生物学的事象	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対処設備は、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。したがって、屋外の保管場所にある重大事故等対処設備と同時に機能喪失しない。 保管場所は複数の箇所あり、位置的に分散されていることから、複数の設備が同時に機能喪失する可能性は小さい。 可搬型設備は、ネズミ等の小動物の侵入により設備の機能に影響がないよう、侵入できるような開口部は侵入防止対策を実施する。(別紙(7)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 影響なし。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。 	森林火災	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋等と保管場所は防火帯の内側であるため、森林火災による熱影響により設計基準事故対処設備と可搬型設備は同時に機能喪失しない。 万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊が保管場所周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは防火帯の内側であり、アクセス性に支障はない。また、輻射強度を考慮しても作業が可能であることを確認している。(別紙(8)参照) 万一、小規模な火災が発生したとしても、消火要員がアクセスルート周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 関連する建屋は防火帯の内側であり、熱影響を受けない。 ばい煙については、外気取入口に設置されたフィルタにより一定以上の粒径のばい煙を捕集するとともに、外気取入口ダンパの閉止、換気空調系の停止又は閉回路循環運転により建屋内への侵入を阻止することが可能であり影響はない。 	高潮	<ul style="list-style-type: none"> 保管場所は、高潮の影響を受けない敷地高さ(T.P.+10m)以上に設置することから影響を受けることはない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、高潮の影響を受けない敷地高さ(T.P.+10m)以上に設置することから影響を受けることはない。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋は、高潮の影響を受けない敷地高さ(T.P.+10m)以上に設置するため、アクセスルートは影響を受けない。 	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> それぞれの自然現象に対する対応内容の相違
自然現象	概略評価結果																																																			
	保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート																																																	
火山の影響	<ul style="list-style-type: none"> 噴火発生の際には、要員を確保し、原子炉建屋等、保管場所及び可搬型設備の除灰を行うことにより対処が可能であること。また、ブルドーザにより最大171分で除灰が可能である。(別紙(5)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 噴火発生の際には、要員を確保し、アクセスルートの除灰を行うことにより対処が可能である。なお、ホイールロードにより最大218分で除灰が可能である。(別紙(24)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 建物内であり影響を受けない。 																																																	
生物学的事象	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対処設備は、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の齧歯類の侵入による影響を受けない。また、海生生物により、保管場所及び可搬型設備は影響を受けない。したがって、設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 保管場所は位置的に分散されていることから、複数の設備が同時に機能喪失する可能性は小さい。 可搬型設備は、ネズミ等の小動物の侵入により設備の機能に影響がないよう、侵入できるような開口部は侵入防止対策を実施する。(別紙(7)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 容易に排除可能であるため、アクセスルートに影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、浸水防止対策により水密化された建物内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。 																																																	
森林火災	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋等と保管場所は防火帯の内側であるため、森林火災による熱影響により設計基準事故対処設備と可搬型設備は同時に機能喪失しない。 万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊が保管場所周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは防火帯の内側であり、アクセス性に支障はない。また、輻射強度を考慮しても作業が可能であることを確認している。(別紙(8)参照) 万一、小規模な火災が発生したとしても、自衛消防隊がアクセスルート周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 関連する建屋は防火帯の内側であり、熱影響を受けない。 ばい煙については、外気取入口に設置されたバグフィルタにより一定以上の粒径のばい煙を捕集するとともに、外気取入口ダンパを閉止、又は空調停止や事故時運転モードにより建屋内への侵入を阻止することが可能であり影響はない。 																																																	
高潮	<ul style="list-style-type: none"> 保管場所は、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P.(女川原子力発電所工事用基準面)+3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P.(女川原子力発電所工事用基準面)+3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋内アクセスルートは、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P.(女川原子力発電所工事用基準面)+3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。 																																																	
自然現象	評価結果																																																			
	保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート																																																	
火山の影響	<ul style="list-style-type: none"> 噴火発生の際には、要員を確保し、原子炉建屋等、保管場所及び可搬型設備の除灰を行うことにより対処が可能であること。また、ホイールロードにより最大218分で除灰が可能である。(別紙(5)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 噴火発生の際には、要員を確保し、アクセスルートの除灰を行うことにより対処が可能である。なお、ホイールロードにより最大218分で除灰が可能である。(別紙(5)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 建物内であり、アクセスルートは影響を受けない。 																																																	
生物学的事象	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対処設備は、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。したがって、屋外の保管場所にある重大事故等対処設備と同時に機能喪失しない。 保管場所は複数の箇所あり、位置的に分散されていることから、複数の設備が同時に機能喪失する可能性は小さい。 可搬型設備は、ネズミ等の小動物の侵入により設備の機能に影響がないよう、侵入できるような開口部は侵入防止対策を実施する。(別紙(7)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 影響なし。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。 																																																	
森林火災	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋等と保管場所は防火帯の内側であるため、森林火災による熱影響により設計基準事故対処設備と可搬型設備は同時に機能喪失しない。 万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊が保管場所周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは防火帯の内側であり、アクセス性に支障はない。また、輻射強度を考慮しても作業が可能であることを確認している。(別紙(8)参照) 万一、小規模な火災が発生したとしても、消火要員がアクセスルート周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 関連する建屋は防火帯の内側であり、熱影響を受けない。 ばい煙については、外気取入口に設置されたフィルタにより一定以上の粒径のばい煙を捕集するとともに、外気取入口ダンパの閉止、換気空調系の停止又は閉回路循環運転により建屋内への侵入を阻止することが可能であり影響はない。 																																																	
高潮	<ul style="list-style-type: none"> 保管場所は、高潮の影響を受けない敷地高さ(T.P.+10m)以上に設置することから影響を受けることはない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、高潮の影響を受けない敷地高さ(T.P.+10m)以上に設置することから影響を受けることはない。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋は、高潮の影響を受けない敷地高さ(T.P.+10m)以上に設置するため、アクセスルートは影響を受けない。 																																																	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(c)自然現象の重畳事象評価</p> <p>単独事象を組み合わせて、自然現象が重畳した場合の影響について確認した。各重畳事象の影響確認結果を別紙(1)に示す。また、重畳事象のうち、単独事象と比較して影響が増長される事象の組合せと影響評価結果を以下に示す。</p> <p>①屋外のアクセスルートの復旧作業が追加される組合せ</p> <p>単独事象でそれぞれアクセスルートの復旧が必要な事象については、重畳の影響としてそれぞれの事象で発生する作業を実施する必要がある。具体的には、除雪と除灰の組合せ等が該当する。</p> <p>アクセスルートの復旧においては、気象予報等を踏まえてアクセス性に支障が生じる前にあらかじめ除雪や除灰等の活動を開始する運用であることから、例えばアクセスルートの復旧に時間を要する除灰の場合でも、約220分程度でアクセスルートの機能を維持することが可能である。（別紙(24)参照）</p> <p>②可搬型設備の機能に影響がある組合せ</p> <p>単独事象と比較して荷重が増長し、可搬型設備に影響を及ぼすおそれがある組合せは、積雪と風（台風）、火山の影響と風（台風）、降水と火山の影響、積雪と火山の影響、積雪と地震の5事象である。ただし、可搬型設備に堆積した雪及び降下火砕物を除雪、除灰することで、重畳による影響は緩和可能である。</p> <p>(d)まとめ</p> <p>上記より、保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートへ影響を及ぼす可能性のある自然現象は地震及び津波であることを確認した。それ以外の自然現象については、単独事象、重畳事象が発生した場合でも、取り得る手段が残っており、事故対応を行うことができることを確認した。地震及び津波の詳細評価については(8)、3.～5.に示す。</p> <p>なお、設計上の想定を超える自然現象が発生した場合でも、可搬型設備の分散配置、アクセスルートの複数確保、各種運用（除雪等）により対応は可能である。</p>		<p>【島根】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は女川と同様に自然事象の重畳について、は「別紙(4)」に記載している。 <p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計想定を超えた自然現象への対処については大規模損壊発生時の対応で整理する。

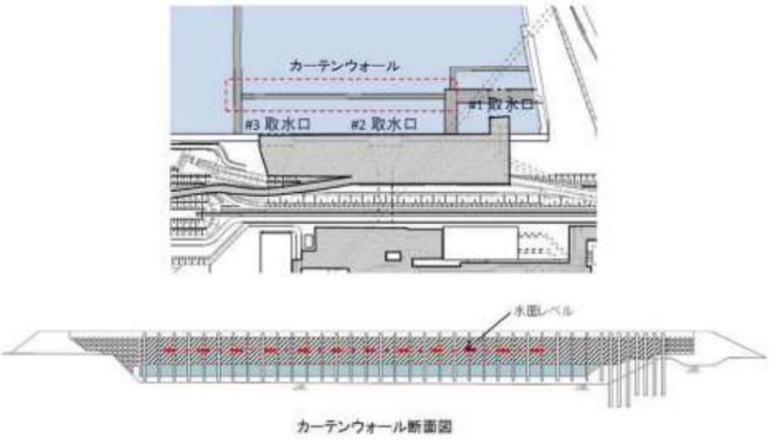
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>b. 人為事象</p>	<p>b. 人為事象</p> <p>(a) 人為事象抽出の考え方</p> <p>人為事象抽出の考え方は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所の安全を確保する上で設計上考慮すべき人為事象としては、国内で発生し得る事象に加え、欧米の基準等で示されている事象を用い網羅的に収集した事象から、故意によるものを除いた23事象を母集団とする。（別紙(34)参照） 収集した23事象について、第2-5表に示す「影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象」等の除外基準を用いて、島根原子力発電所において設計上想定すべき事象を抽出する。（別紙(34)参照） <p>(b) 人為事象の影響評価（概略）</p> <p>「(a) 人為事象抽出の考え方」を踏まえ抽出した事象から森林火災を加えた事象（8事象）について、設計上想定する規模で発生した場合の影響について確認し、その結果を第2-6表に示す。</p> <p>第2-5表 保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象（人為事象）</p> <table border="1" data-bbox="946 1031 1757 1535"> <thead> <tr> <th>評価の観点</th> <th>保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象【16事象】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象【3事象】</td> <td>パイプライン事故（爆発、化学物質流出）／軍事施設からのミサイル／他ユニットからのタービン・ミサイル</td> </tr> <tr> <td>ハザード進展・発生が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる事象【該当なし】</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>考慮された事象と比較して、設備等への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれない事象【3事象】</td> <td>発電所内貯蔵の化学物質流出／掘削工事／内部溢水</td> </tr> <tr> <td>影響が他の事象に含まれる事象【8事象】</td> <td>爆発（発電所外）：交通機関（航空機を除く。）の事故による爆発 有毒ガス：水中への化学物質の流出／交通機関（航空機を除く。）の事故による化学物質流出／化学物質流出（発電所外） 爆発（発電所外）、有毒ガス：工業施設又は軍事施設事故（爆発、化学物質放出） 船舶の衝突（船舶事故）：船舶から放出される固体液体不純物 外部火災（近隣工場等の火災）：他ユニットからの火災 内部溢水：他ユニットからの内部溢水</td> </tr> <tr> <td>発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【2事象】</td> <td>人工衛星の落下／タービン・ミサイル</td> </tr> </tbody> </table>	評価の観点	保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象【16事象】	影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象【3事象】	パイプライン事故（爆発、化学物質流出）／軍事施設からのミサイル／他ユニットからのタービン・ミサイル	ハザード進展・発生が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる事象【該当なし】	—	考慮された事象と比較して、設備等への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれない事象【3事象】	発電所内貯蔵の化学物質流出／掘削工事／内部溢水	影響が他の事象に含まれる事象【8事象】	爆発（発電所外）：交通機関（航空機を除く。）の事故による爆発 有毒ガス：水中への化学物質の流出／交通機関（航空機を除く。）の事故による化学物質流出／化学物質流出（発電所外） 爆発（発電所外）、有毒ガス：工業施設又は軍事施設事故（爆発、化学物質放出） 船舶の衝突（船舶事故）：船舶から放出される固体液体不純物 外部火災（近隣工場等の火災）：他ユニットからの火災 内部溢水：他ユニットからの内部溢水	発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【2事象】	人工衛星の落下／タービン・ミサイル	<p>(2) 人為事象</p>	<p>【島根】記載方針の相違 ・泊は女川と同様に抽出プロセスは他の審査項目を呼び込んでいる。</p>
評価の観点	保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象【16事象】														
影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象【3事象】	パイプライン事故（爆発、化学物質流出）／軍事施設からのミサイル／他ユニットからのタービン・ミサイル														
ハザード進展・発生が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる事象【該当なし】	—														
考慮された事象と比較して、設備等への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれない事象【3事象】	発電所内貯蔵の化学物質流出／掘削工事／内部溢水														
影響が他の事象に含まれる事象【8事象】	爆発（発電所外）：交通機関（航空機を除く。）の事故による爆発 有毒ガス：水中への化学物質の流出／交通機関（航空機を除く。）の事故による化学物質流出／化学物質流出（発電所外） 爆発（発電所外）、有毒ガス：工業施設又は軍事施設事故（爆発、化学物質放出） 船舶の衝突（船舶事故）：船舶から放出される固体液体不純物 外部火災（近隣工場等の火災）：他ユニットからの火災 内部溢水：他ユニットからの内部溢水														
発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【2事象】	人工衛星の落下／タービン・ミサイル														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設計上考慮すべき人為事象としては、自然現象と同様、国内外の基準や文献等に基づき事象を収集し、海外の選定基準を参考として選定を行った結果、飛来物（航空機落下）、ダム崩壊、爆発、近隣工場等の火災（石油コンビナート施設の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災及び航空機墜落による火災）、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害の7事象を選定した。</p> <p>これらの事象のうち、ダム崩壊、石油コンビナート施設の火災は、敷地周辺に発生要因がない又は立地的要因により影響を受けることはなく、船舶の衝突については取水口外側にカーテンウォールが設置されており、保管場所及びアクセスルートに直接衝突されるおそれがないこと、電磁的障害については、可搬型設備は機能を失わないよう設計することから直接の影響はない。</p> <p>飛来物（航空機落下）、爆発、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災及び航空機墜落による火災については、可搬型重大事故等対処設備の位置的分散や、複数のアクセスルートにより影響はない。有毒ガスについては、防護具装着により、通行に影響はない。</p> <p>したがって、保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性がある人為事象はない。人為事象選定の詳細については設置許可基準規則第6条適合性説明資料「外部事象の考慮について」参照。</p>  <p>第4-1図 カーテンウォール構造図</p>		<p>設計上考慮すべき人為事象としては、自然現象と同様、国内外の基準や文献等に基づき事象を収集し、海外の選定基準を参考として選定を行った結果、飛来物（航空機落下等）、ダム崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害の7事象を選定した。</p> <p>これらの事象のうち、ダム崩壊は立地的要因により影響を受けることはなく、船舶の衝突については保管場所及びアクセスルートが船舶の衝突の影響を受けない敷地高さに設置されていること、電磁的障害については、可搬型設備は機能を失わないよう設計することから直接の影響はない。</p> <p>飛来物（航空機落下等）、爆発、近隣工場等の火災については、可搬型重大事故等対処設備の位置的分散や、複数のアクセスルートにより影響はない。有毒ガスについては、防護具装着により、通行に影響はない。</p> <p>したがって、保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性がある人為事象はない。人為事象選定の詳細については設置許可基準規則第6条適合状況説明資料「外部事象の考慮について」参照。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・石油コンビナート施設の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災及び航空機墜落による火災を含めて、近隣工場等の火災と記載している。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は取水口周辺をアクセスルートに設定していないため、船舶の衝突による影響を受けない。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】名称の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	<p>第2-6表 人為事象により想定される影響概略評価結果(1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="943 226 1047 258">人為事象</th> <th colspan="3" data-bbox="1047 226 1757 258">概略評価結果</th> </tr> <tr> <td></td> <th data-bbox="1047 258 1285 279">保管場所</th> <th data-bbox="1285 258 1522 279">屋外のアクセスルート</th> <th data-bbox="1522 258 1757 279">屋内のアクセスルート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="943 279 1047 678">森林火災</td> <td data-bbox="1047 279 1285 678"> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建物等及び保管場所は、防火帯の内側にあるため、延焼の影響を受けない。また、原子炉建物等及び保管場所は熱影響に対して距離を確保しているため、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備は同時に機能喪失しない。 万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊が保管場所周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。 防火帯内部へ延焼が進んだ場合は、状況を見て引き続き消火活動を行うが、可搬型設備については、影響のない場所へ移動させ、損傷防止に努める。 </td> <td data-bbox="1285 279 1522 678"> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、防火帯の内側（一部、防火帯外側のトンネル区間を含む。）であり、延焼の影響を受けない。また、熱影響を受けないアクセスルートにより通行が可能であるため、アクセス性に支障はない。（別紙(25)参照） 万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊がアクセスルート周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。 </td> <td data-bbox="1522 279 1757 678"> <ul style="list-style-type: none"> 建物は防火帯の内側であり、アクセスルートは延焼の影響を受けない。 万一、ばい煙の影響を受ける場合は、セルフエアセット等の装備にて対応する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="943 678 1047 898">飛来物（航空機落下）</td> <td data-bbox="1047 678 1285 898"> <ul style="list-style-type: none"> 屋外に保管する可搬型設備は、原子炉建物から100m以上の距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準対象施設及び常設重大事故等対処設備から100m以上の距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管することから影響はない。 </td> <td data-bbox="1285 678 1522 898"> <ul style="list-style-type: none"> 複数のアクセスルートを確保していることから影響はない。 複数のアクセスルートの確保、消火活動及びがれき撤去の考え方については、「技術的能力説明資料2.大規模な自然災害又は故意による大型航空機衝突その他のテロリズムへの対応」に示す。 </td> <td data-bbox="1522 678 1757 898"> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建物等への航空機落下確率は10⁻⁷/炉・年未満であることから影響はない。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="943 898 1047 1087">ダムの崩壊</td> <td data-bbox="1047 898 1285 1087"> <ul style="list-style-type: none"> 発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水による影響はない。 </td> <td data-bbox="1285 898 1522 1087"> <ul style="list-style-type: none"> 発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水によるアクセスルートへの影響はない。 </td> <td data-bbox="1522 898 1757 1087"> <ul style="list-style-type: none"> 発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水によるアクセスルートへの影響はない。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="943 1087 1047 1308">爆発</td> <td data-bbox="1047 1087 1285 1308"> <ul style="list-style-type: none"> 石油コンビナート及び危険物貯蔵施設の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、距離が確保されている。 燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発による飛来物が敷地内に到達した場合でも、可搬型設備は分散配置することから、同時に機能喪失することはない。 </td> <td data-bbox="1285 1087 1522 1308"> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは石油コンビナート及び危険物貯蔵施設の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、距離が確保されている。 燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発による飛来物が敷地内に到達した場合でも、複数のアクセスルートを確保していることから影響はない。 </td> <td data-bbox="1522 1087 1757 1308"> <ul style="list-style-type: none"> 建物は石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。 </td> </tr> </tbody> </table>	人為事象	概略評価結果				保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート	森林火災	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建物等及び保管場所は、防火帯の内側にあるため、延焼の影響を受けない。また、原子炉建物等及び保管場所は熱影響に対して距離を確保しているため、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備は同時に機能喪失しない。 万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊が保管場所周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。 防火帯内部へ延焼が進んだ場合は、状況を見て引き続き消火活動を行うが、可搬型設備については、影響のない場所へ移動させ、損傷防止に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、防火帯の内側（一部、防火帯外側のトンネル区間を含む。）であり、延焼の影響を受けない。また、熱影響を受けないアクセスルートにより通行が可能であるため、アクセス性に支障はない。（別紙(25)参照） 万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊がアクセスルート周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物は防火帯の内側であり、アクセスルートは延焼の影響を受けない。 万一、ばい煙の影響を受ける場合は、セルフエアセット等の装備にて対応する。 	飛来物（航空機落下）	<ul style="list-style-type: none"> 屋外に保管する可搬型設備は、原子炉建物から100m以上の距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準対象施設及び常設重大事故等対処設備から100m以上の距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管することから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 複数のアクセスルートを確保していることから影響はない。 複数のアクセスルートの確保、消火活動及びがれき撤去の考え方については、「技術的能力説明資料2.大規模な自然災害又は故意による大型航空機衝突その他のテロリズムへの対応」に示す。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建物等への航空機落下確率は10⁻⁷/炉・年未満であることから影響はない。 	ダムの崩壊	<ul style="list-style-type: none"> 発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水による影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水によるアクセスルートへの影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水によるアクセスルートへの影響はない。 	爆発	<ul style="list-style-type: none"> 石油コンビナート及び危険物貯蔵施設の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、距離が確保されている。 燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発による飛来物が敷地内に到達した場合でも、可搬型設備は分散配置することから、同時に機能喪失することはない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは石油コンビナート及び危険物貯蔵施設の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、距離が確保されている。 燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発による飛来物が敷地内に到達した場合でも、複数のアクセスルートを確保していることから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物は石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。 		<p>【島根】記載方針の相違 ・各人為事象への評価は文章にて記載済みであるため。</p>
人為事象	概略評価結果																										
	保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート																								
森林火災	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建物等及び保管場所は、防火帯の内側にあるため、延焼の影響を受けない。また、原子炉建物等及び保管場所は熱影響に対して距離を確保しているため、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備は同時に機能喪失しない。 万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊が保管場所周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。 防火帯内部へ延焼が進んだ場合は、状況を見て引き続き消火活動を行うが、可搬型設備については、影響のない場所へ移動させ、損傷防止に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、防火帯の内側（一部、防火帯外側のトンネル区間を含む。）であり、延焼の影響を受けない。また、熱影響を受けないアクセスルートにより通行が可能であるため、アクセス性に支障はない。（別紙(25)参照） 万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊がアクセスルート周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物は防火帯の内側であり、アクセスルートは延焼の影響を受けない。 万一、ばい煙の影響を受ける場合は、セルフエアセット等の装備にて対応する。 																								
飛来物（航空機落下）	<ul style="list-style-type: none"> 屋外に保管する可搬型設備は、原子炉建物から100m以上の距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準対象施設及び常設重大事故等対処設備から100m以上の距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管することから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 複数のアクセスルートを確保していることから影響はない。 複数のアクセスルートの確保、消火活動及びがれき撤去の考え方については、「技術的能力説明資料2.大規模な自然災害又は故意による大型航空機衝突その他のテロリズムへの対応」に示す。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建物等への航空機落下確率は10⁻⁷/炉・年未満であることから影響はない。 																								
ダムの崩壊	<ul style="list-style-type: none"> 発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水による影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水によるアクセスルートへの影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水によるアクセスルートへの影響はない。 																								
爆発	<ul style="list-style-type: none"> 石油コンビナート及び危険物貯蔵施設の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、距離が確保されている。 燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発による飛来物が敷地内に到達した場合でも、可搬型設備は分散配置することから、同時に機能喪失することはない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは石油コンビナート及び危険物貯蔵施設の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、距離が確保されている。 燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発による飛来物が敷地内に到達した場合でも、複数のアクセスルートを確保していることから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物は石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。 																								

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

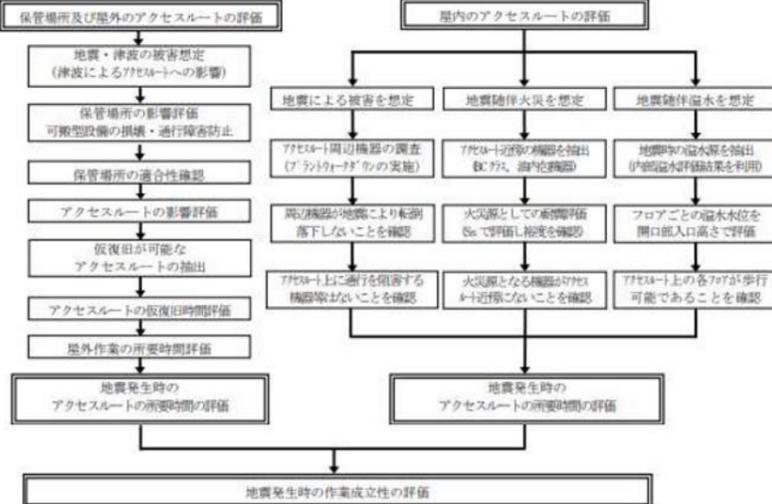
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																							
	<p>第2-6表 人為事象により想定される影響概略評価結果(2/2)</p> <table border="1" data-bbox="952 226 1748 982"> <thead> <tr> <th rowspan="2">人為事象</th> <th colspan="3">概略評価結果</th> </tr> <tr> <th>保管場所</th> <th>屋外のアクセスルート</th> <th>屋内のアクセスルート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近隣工場等の火災</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の火災及び敷地内の可燃物施設の火災に対して、離隔距離が確保されている。 航空機落下による火災に対して、可搬型設備は分散配置することから、同時に機能喪失することはない。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両及び敷地内の可燃物施設の火災に対して、離隔距離が確保されている。 航空機落下による火災及び漂流船舶の火災に対して、複数のアクセスルートを確保していることから影響はない。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 建物は石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶、敷地内の可燃物施設及び航空機落下による火災に対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。 </td> </tr> <tr> <td>有毒ガス</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されている。 発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、可搬型設備は、複数箇所にそれぞれ離隔して分散配置し、防護具等を装備することから影響はない。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されている。 発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、複数のアクセスルートを確保し、防護具等を装備することから影響はない。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 建物は石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。 発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、アクセスルートが設定される原子炉建物等の空調を停止し、防護具等を装備することから影響はない。 </td> </tr> <tr> <td>船舶の衝突</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置することから影響はない。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置することから影響はない。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 建物は船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置されていることからアクセスルートへの影響はない。 </td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備は電磁波による影響を考慮した設計とする。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 道路面が直接影響を受けることはないことから、アクセスルートへの影響はない。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 通路面が直接影響を受けることはないことから、アクセスルートへの影響はない。 </td> </tr> </tbody> </table>	人為事象	概略評価結果			保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート	近隣工場等の火災	<ul style="list-style-type: none"> 石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の火災及び敷地内の可燃物施設の火災に対して、離隔距離が確保されている。 航空機落下による火災に対して、可搬型設備は分散配置することから、同時に機能喪失することはない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両及び敷地内の可燃物施設の火災に対して、離隔距離が確保されている。 航空機落下による火災及び漂流船舶の火災に対して、複数のアクセスルートを確保していることから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物は石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶、敷地内の可燃物施設及び航空機落下による火災に対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。 	有毒ガス	<ul style="list-style-type: none"> 石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されている。 発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、可搬型設備は、複数箇所にそれぞれ離隔して分散配置し、防護具等を装備することから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されている。 発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、複数のアクセスルートを確保し、防護具等を装備することから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物は石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。 発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、アクセスルートが設定される原子炉建物等の空調を停止し、防護具等を装備することから影響はない。 	船舶の衝突	<ul style="list-style-type: none"> 船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置することから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置することから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物は船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置されていることからアクセスルートへの影響はない。 	電磁的障害	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備は電磁波による影響を考慮した設計とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路面が直接影響を受けることはないことから、アクセスルートへの影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 通路面が直接影響を受けることはないことから、アクセスルートへの影響はない。 		<p>【島根】記載方針の相違 ・各人為事象への評価は文章にて記載済みであるため。</p>
人為事象	概略評価結果																									
	保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート																							
近隣工場等の火災	<ul style="list-style-type: none"> 石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の火災及び敷地内の可燃物施設の火災に対して、離隔距離が確保されている。 航空機落下による火災に対して、可搬型設備は分散配置することから、同時に機能喪失することはない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両及び敷地内の可燃物施設の火災に対して、離隔距離が確保されている。 航空機落下による火災及び漂流船舶の火災に対して、複数のアクセスルートを確保していることから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物は石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶、敷地内の可燃物施設及び航空機落下による火災に対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。 																							
有毒ガス	<ul style="list-style-type: none"> 石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されている。 発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、可搬型設備は、複数箇所にそれぞれ離隔して分散配置し、防護具等を装備することから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されている。 発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、複数のアクセスルートを確保し、防護具等を装備することから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物は石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。 発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、アクセスルートが設定される原子炉建物等の空調を停止し、防護具等を装備することから影響はない。 																							
船舶の衝突	<ul style="list-style-type: none"> 船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置することから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置することから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物は船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置されていることからアクセスルートへの影響はない。 																							
電磁的障害	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備は電磁波による影響を考慮した設計とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路面が直接影響を受けることはないことから、アクセスルートへの影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 通路面が直接影響を受けることはないことから、アクセスルートへの影響はない。 																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(8)屋内外作業に係る成立性評価の概要</p> <p>a. 概要</p> <p>(a)評価の概要</p> <p>保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響を及ぼす可能性がある自然現象及び人為事象は、地震及び津波と考えられるため、地震、津波時における以下の評価を実施し、有効性評価に対する作業の成立性について検討を実施した。</p> <p>①保管場所については、外部起因事象として地震及び津波被害を想定し、それらの影響を評価する。</p> <p>②屋外のアクセスルートについては、地震及び津波被害を想定し、それらの影響を評価する。</p> <p>③屋内のアクセスルートについては、地震及び地震によって発生する火災及び溢水を想定しそれらの影響を評価する。</p> <p>(b)検討フロー</p> <p>保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートの有効性・成立性について、第2-5図の検討フローにて評価する。</p> <p>なお、屋外アクセスルートのうちサブルートについては、地震及び津波時に期待しないルートとして位置付けるため、影響評価の対象外とする。</p>  <p>第2-5図 保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートの有効性・成立性検討フロー</p>		<p>【島根】資料構成の相違 ・泊は女川の資料構成をベースとしている。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

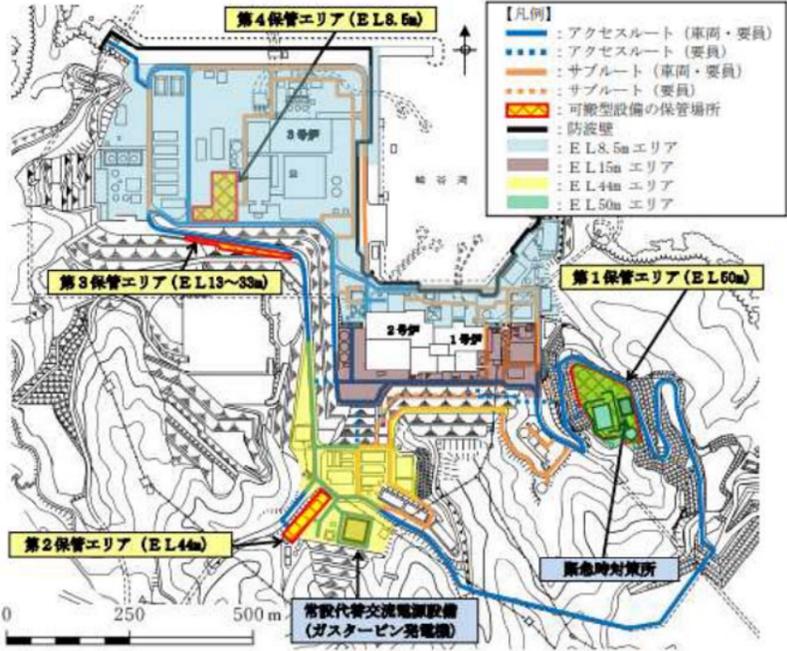
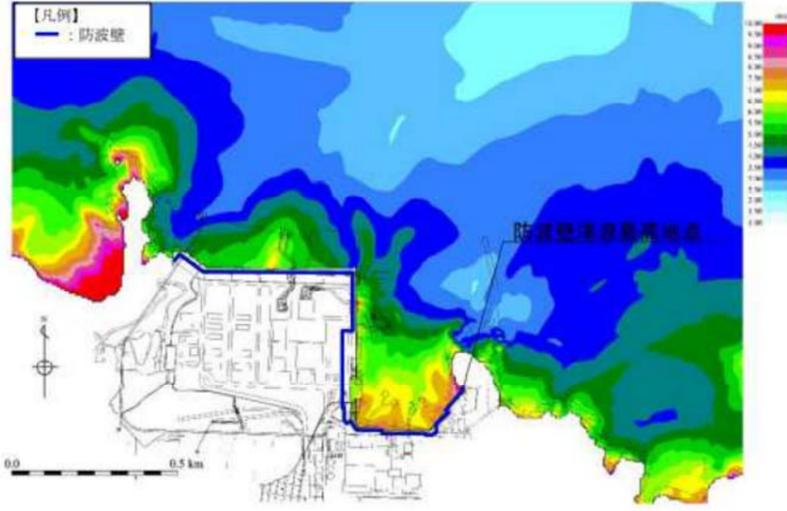
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																									
	<p>(c)地震による被害想定 地震による保管場所及び屋外のアクセスルートへの被害要因・被害事象を第2-7表のとおり想定し、それぞれ影響を評価する。 なお、サブルートについては、地震時に期待しないルートと位置付けるため、地震による影響評価の対象外とする。</p> <p>第2-7表 保管場所及び屋外のアクセスルートにおいて地震により懸念される被害事象</p> <table border="1" data-bbox="946 541 1754 1121"> <thead> <tr> <th>自然現象</th> <th>保管場所・アクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因</th> <th>保管場所で懸念される被害事象</th> <th>アクセスルートで懸念される被害事象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">地震</td> <td>① 周辺建造物の損壊（建物、鉄塔等）</td> <td>損壊物による可搬型設備の損壊、通行不能</td> <td>損壊物によるアクセスルートの閉塞</td> </tr> <tr> <td>② 周辺タンク等の損壊</td> <td>火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能</td> <td>タンク等の損壊に伴う火災、溢水による通行不能</td> </tr> <tr> <td>③ 周辺斜面の崩壊</td> <td>土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能</td> <td rowspan="2">土砂流入、道路損壊による通行不能</td> </tr> <tr> <td>④ 敷地下斜面・道路面のすべり</td> <td>敷地下斜面のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下等、液状化に伴う浮き上がり</td> <td>不等沈下、浮き上がり等による可搬型設備の損壊、通行不能</td> <td>アクセスルートの不等沈下、地中埋設建造物の浮き上がりによる通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑥ 地盤支持力の不足</td> <td>可搬型設備の転倒、通行不能</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑦ 地中埋設建造物の損壊</td> <td>陥没による可搬型設備の損壊、通行不能</td> <td>陥没による通行不能</td> </tr> </tbody> </table>	自然現象	保管場所・アクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因	保管場所で懸念される被害事象	アクセスルートで懸念される被害事象	地震	① 周辺建造物の損壊（建物、鉄塔等）	損壊物による可搬型設備の損壊、通行不能	損壊物によるアクセスルートの閉塞	② 周辺タンク等の損壊	火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能	タンク等の損壊に伴う火災、溢水による通行不能	③ 周辺斜面の崩壊	土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能	土砂流入、道路損壊による通行不能	④ 敷地下斜面・道路面のすべり	敷地下斜面のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能	⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下等、液状化に伴う浮き上がり	不等沈下、浮き上がり等による可搬型設備の損壊、通行不能	アクセスルートの不等沈下、地中埋設建造物の浮き上がりによる通行不能	⑥ 地盤支持力の不足	可搬型設備の転倒、通行不能	—	⑦ 地中埋設建造物の損壊	陥没による可搬型設備の損壊、通行不能	陥没による通行不能		<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は女川と同様に「5. 保管場所の評価、(1) 保管場所への影響評価」及び「6. 屋外のアクセスルートの評価、(1) 屋外のアクセスルートへの影響評価」に記載している。</p>
自然現象	保管場所・アクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因	保管場所で懸念される被害事象	アクセスルートで懸念される被害事象																									
地震	① 周辺建造物の損壊（建物、鉄塔等）	損壊物による可搬型設備の損壊、通行不能	損壊物によるアクセスルートの閉塞																									
	② 周辺タンク等の損壊	火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能	タンク等の損壊に伴う火災、溢水による通行不能																									
	③ 周辺斜面の崩壊	土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能	土砂流入、道路損壊による通行不能																									
	④ 敷地下斜面・道路面のすべり	敷地下斜面のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能																										
	⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下等、液状化に伴う浮き上がり	不等沈下、浮き上がり等による可搬型設備の損壊、通行不能	アクセスルートの不等沈下、地中埋設建造物の浮き上がりによる通行不能																									
	⑥ 地盤支持力の不足	可搬型設備の転倒、通行不能	—																									
	⑦ 地中埋設建造物の損壊	陥没による可搬型設備の損壊、通行不能	陥没による通行不能																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(d)津波による被害想定</p> <p>E L15m の防波壁等を設置することにより、津波による遡上波を地上部及び取水路、放水路等の経路から敷地に到達又は流入させないため、保管場所は津波による被害は想定されない。</p> <p>（「設計基準対象施設について」第五条：津波による損傷の防止）</p> <p>また、アクセスルートは、保管場所と同様、敷地に津波を到達又は流入させないため、津波による被害は想定されない。津波遡上解析の結果を第2-6図に示す。</p> <p>なお、サブルートは、津波時に期待しない。</p>   <p>第2-6図 最大水位上昇量分布（基準津波1，防波堤無し）</p>		<p>【島根】資料構成の相違</p> <p>・津波は自然現象の評価において評価済みであるため。</p>

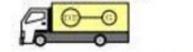
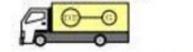
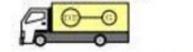
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5. 保管場所の評価</p> <p>「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」において想定する自然現象のうち保管場所に大きな影響を及ぼす可能性がある自然現象は地震であることが確認されたことから、保管場所に対する地震による影響評価を実施する。</p>	<p>3. 保管場所の評価</p> <p>(1) 保管場所における主要可搬型設備等</p> <p>主な可搬型重大事故等対処設備の分類を第3-1図に、保管場所における主な可搬型重大事故等対処設備の配置を第3-1表に、主要設備の配備数を第3-2表に示す。可搬型設備の配備数については「$2n + \alpha$」、「$n + \alpha$」、「n」の設備に分類し、重大事故等時に屋外で使用する設備であれば第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上に、屋内で使用する設備であれば建物内の複数箇所に、分散配置することにより多重化、多様化を図っている。</p> <p>また、屋外の可搬型設備のうち、予備（「$2n + \alpha$」の可搬型設備のα及び「n」の可搬型設備の予備）は、保管場所（第1～第4保管エリア）に保管する。nとα及びnと予備は、それぞれ分散配置するため、同時に機能喪失することはない。</p> <p>なお、保管場所に配備する可搬型設備は、地震による転倒防止及び竜巻による飛散防止を考慮した固縛※を実施していることから、隣接する可搬型設備及びアクセスルートに影響をあたえることはない。</p> <p>さらに、保管場所に配備する可搬型設備のうち、燃料を保有する設備は、燃料タンクに燃料を規定油量以上の状態で保管する。ただし、タンクローリの背後搭載タンクは、空状態で保管する。</p> <p>※：飛来物発生防止対策エリア内のみが対象。</p> <p>a. 「$2n + \alpha$」の可搬型設備</p> <p>原子炉建物外から水・電力を供給する可搬型代替交流電源設備（高圧発電機車）、大量送水車、移動式代替熱交換設備、大型送水ポンプ車については、必要となる容量を有する設備を1基あたり2セット及び予備を保有し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上にそれぞれ分散配置する。</p> <p>なお、第1～第4保管エリアの必要となる容量を有する設備の点検を行う場合は、点検する設備の保管場所に予備を配備後に点検を行うことにより、第1～第4保管エリアに必要な容量を有する設備は2セット確保される。</p> <p>また、燃料プールへのスプレイのために原子炉建物内で使用する設備は、必要となる容量を有する設備を2セット及び予備を配備し、原子炉建物内に分散配置する。</p>	<p>5. 保管場所の評価</p> <p>「4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象」において想定する自然現象のうち保管場所に大きな影響を及ぼす可能性がある自然現象は地震であることが確認されたことから、保管場所に対する地震による影響評価を実施する。</p>	<p>【島根】資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊の資料構成は女川をベースとし、島根の審査知見を取り入れている。 <p>【島根】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、「3. (4)保管場所における主要可搬型設備等の配備方針」に記載。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
	<p>b. 「n+α」の可搬型設備</p> <p>負荷に直接接続する、逃がし安全弁用窒素ガスボンベ、主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）については、必要となる容量を有する設備を1基あたり1セット及び予備を保有し、逃がし安全弁用窒素ガスボンベは原子炉建物内にそれぞれ分散配置する。また、主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）は廃棄物処理建物内にそれぞれ分散配置する。</p> <p>c. 「n」の可搬型設備（その他）</p> <p>上記以外の可搬型重大事故等対処設備は、必要となる容量を有する設備を1基あたり1セットに加え、プラントの安全性向上の観点から、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。</p> <p>また、「n」の屋外保管設備についても、共通要因による機能喪失を考慮し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上に分散配置する。</p> <p>可搬型設備の建物接続箇所及び仕様については別紙(2)に、淡水及び海水取水場所については別紙(3)に、海水取水場所での取水ができない場合の代替手段については補足(7)に示す。</p> <p>また、「2n+α」と「n+α」の可搬型設備α及び「n」の可搬型設備の予備については、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、発電所全体で確保する。なお、配備用途が異なる場合において、要求されるいずれの機能も満足する設備については、予備を兼用する。</p> <table border="1" data-bbox="949 1129 1745 1575"> <tr> <td data-bbox="949 1129 1038 1318">2 n +</td> <td data-bbox="1038 1129 1320 1318">可搬型代替交流電源設備 (高压発電機車) </td> <td data-bbox="1320 1129 1528 1318">大量送水車 </td> <td data-bbox="1528 1129 1745 1318">可搬型スプレイ ノズル </td> </tr> <tr> <td data-bbox="949 1318 1038 1444">α</td> <td data-bbox="1038 1318 1320 1444">移動式代替熱交換設備 </td> <td data-bbox="1320 1318 1745 1444">大型送水ポンプ車 </td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="949 1444 1038 1575">n +</td> <td colspan="2" data-bbox="1038 1444 1528 1575">逃がし安全弁用窒素ガスボンベ </td> <td data-bbox="1528 1444 1745 1575">主蒸気逃がし安全弁用蓄電池 (補助盤室) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="949 1575 1038 1904">n</td> <td data-bbox="1038 1575 1320 1904">可搬式窒素供給装置 </td> <td colspan="2" data-bbox="1320 1575 1745 1904">第1ベントフィルタ 出口水素濃度 </td> </tr> </table> <p>第3-1図 主な可搬型重大事故等対処設備の分類</p>	2 n +	可搬型代替交流電源設備 (高压発電機車) 	大量送水車 	可搬型スプレイ ノズル 	α	移動式代替熱交換設備 	大型送水ポンプ車 		n +	逃がし安全弁用窒素ガスボンベ 		主蒸気逃がし安全弁用蓄電池 (補助盤室) 	n	可搬式窒素供給装置 	第1ベントフィルタ 出口水素濃度 			<p>【島根】記載箇所の相違</p> <p>・泊は、「3.(4)保管場所における主要可搬型設備等の配備方針」に記載。</p>
2 n +	可搬型代替交流電源設備 (高压発電機車) 	大量送水車 	可搬型スプレイ ノズル 																
α	移動式代替熱交換設備 	大型送水ポンプ車 																	
n +	逃がし安全弁用窒素ガスボンベ 		主蒸気逃がし安全弁用蓄電池 (補助盤室) 																
n	可搬式窒素供給装置 	第1ベントフィルタ 出口水素濃度 																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																		
第3-1表 保管場所における主な可搬型重大事故等対処設備の配置																																																					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>主要設備名</th> <th>使用場所</th> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2n + α</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・大量送水車 ・大型送水ポンプ車 ・高圧発電機車 ・移動式代替熱交換設備 ・可搬型スプレインゾル ・逃がし安全弁用窒素ガスボンベ ・主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助電源） ・可搬式窒素供給装置 ・第1ベントファイナルタ出口水素濃度 </td> <td>E L 44m^{#1}及び15m周辺^{#2} (送水用)</td> <td>—</td> <td>n</td> <td>n</td> <td>α^{#5} (兼用)</td> </tr> <tr> <td>E L 8.5m周辺^{#3} (海水取水用)</td> <td>n</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>α^{#5} (兼用)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">n + α</td> <td rowspan="2"></td> <td>E L 8.5m周辺^{#3} (原子炉補機代替冷却系用)</td> <td>n</td> <td>—</td> <td>α^{#6} (兼用)</td> <td>n</td> </tr> <tr> <td>E L 15m周辺^{#4}</td> <td>n</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>n</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">n^{#7}</td> <td rowspan="2"></td> <td>屋内で使用</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">原子炉建物</td> </tr> <tr> <td>屋内で使用</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">原子炉建物、廃棄物処理建物</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>E L 15m周辺^{#4}</td> <td>予備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>n</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：輸送貯水槽（西1）及び（西2）を水源とした送水時は淡水取水場所（E L 44m）周辺で使用。 ※2：海を水源とした送水時は接続口（E L 15m）周辺で使用。 ※3：海水取水場所（E L 8.5m）周辺で使用。 ※4：接続口（E L 15m）周辺で使用。 ※5：大量送水車（送水用及び海水取水用）のαは兼用とし、第4保管エリアに保管。 ※6：大型送水ポンプ車（原子炉補機代替冷却系用）のαと大型送水ポンプ車（原子炉建物放水設備用）の予備は兼用とし、第3保管エリアに保管。 ※7：緊急時対策関連設備（緊急時対策所用発電機、緊急時対策所用送風機、緊急時対策所用空気浄化送風機、緊急時対策所用空気浄化フィルターユニット）及び可搬式気象観測装置は、n設備を第1保管エリアに、予備を第4保管エリアに保管。</p>	分類	主要設備名	使用場所	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	2n + α	<ul style="list-style-type: none"> ・大量送水車 ・大型送水ポンプ車 ・高圧発電機車 ・移動式代替熱交換設備 ・可搬型スプレインゾル ・逃がし安全弁用窒素ガスボンベ ・主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助電源） ・可搬式窒素供給装置 ・第1ベントファイナルタ出口水素濃度 	E L 44m ^{#1} 及び15m周辺 ^{#2} (送水用)	—	n	n	α ^{#5} (兼用)	E L 8.5m周辺 ^{#3} (海水取水用)	n	—	—	α ^{#5} (兼用)	n + α		E L 8.5m周辺 ^{#3} (原子炉補機代替冷却系用)	n	—	α ^{#6} (兼用)	n	E L 15m周辺 ^{#4}	n	—	—	n	n ^{#7}		屋内で使用	原子炉建物				屋内で使用	原子炉建物、廃棄物処理建物						E L 15m周辺 ^{#4}	予備	—	—	n		<p>【島根】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、「3. (4)保管場所における主要可搬型設備等の配備方針」に記載。
分類	主要設備名	使用場所	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																															
2n + α	<ul style="list-style-type: none"> ・大量送水車 ・大型送水ポンプ車 ・高圧発電機車 ・移動式代替熱交換設備 ・可搬型スプレインゾル ・逃がし安全弁用窒素ガスボンベ ・主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助電源） ・可搬式窒素供給装置 ・第1ベントファイナルタ出口水素濃度 	E L 44m ^{#1} 及び15m周辺 ^{#2} (送水用)	—	n	n	α ^{#5} (兼用)																																															
		E L 8.5m周辺 ^{#3} (海水取水用)	n	—	—	α ^{#5} (兼用)																																															
n + α		E L 8.5m周辺 ^{#3} (原子炉補機代替冷却系用)	n	—	α ^{#6} (兼用)	n																																															
		E L 15m周辺 ^{#4}	n	—	—	n																																															
n ^{#7}		屋内で使用	原子炉建物																																																		
		屋内で使用	原子炉建物、廃棄物処理建物																																																		
		E L 15m周辺 ^{#4}	予備	—	—	n																																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																	
(1) 「2n+α」の可搬型設備																																																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th rowspan="2">必要数</th> <th rowspan="2">予備</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備 (高压発電機車)</td> <td>7台</td> <td>3台 (2n+6)</td> <td>1台</td> <td>3台</td> <td>0台</td> <td>予備 1台</td> <td>3台</td> <td>・必要数(3台/セット)の2セット、合計6台。 ・輪谷貯水槽(西1)及び(西2)を本拠とした送水時は、必要数(大量送水車(送水用)1台、可搬型ストレーナ2台、ホース約3,440m/組)の2セット、合計大量送水車2台、可搬型ストレーナ4台及びホース約6,880m。 ・海を水源とした送水時は、必要数(大量送水車(送水用)1台、大量送水車(海水取水用)1台、可搬型ストレーナ2台、ホース約3,440m/組)の2セット、合計大量送水車4台、可搬型ストレーナ4台及びホース約6,880m。 ・第4保管エリアに保管する大量送水車の予備1台は、送水用と海水取水用を兼用。</td> </tr> <tr> <td>大量送水車</td> <td>3台</td> <td>1台 (2n-2) 送水用</td> <td>1台 (兼用)</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>予備 1台 (兼用)</td> </tr> <tr> <td>可搬型ストレーナ</td> <td>5台</td> <td>2台 (2n-4)</td> <td>1台 (兼用)</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>予備 1台 (兼用)</td> </tr> <tr> <td>ホース 150A(1組:約3,100m) 100A(1組:約340m)</td> <td>2組+予備</td> <td>1組 (2n-2)</td> <td>ホース長毎に1本以上</td> <td>150A:約2,180m 100A:約120m</td> <td>150A:約920m 100A:約220m</td> <td>150A:約920m 100A:約220m+予備</td> <td>150A:約2,180m 100A:約120m+予備</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備名	配備数	必要数	予備	保管場所				備考	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	可搬型代替交流電源設備 (高压発電機車)	7台	3台 (2n+6)	1台	3台	0台	予備 1台	3台	・必要数(3台/セット)の2セット、合計6台。 ・輪谷貯水槽(西1)及び(西2)を本拠とした送水時は、必要数(大量送水車(送水用)1台、可搬型ストレーナ2台、ホース約3,440m/組)の2セット、合計大量送水車2台、可搬型ストレーナ4台及びホース約6,880m。 ・海を水源とした送水時は、必要数(大量送水車(送水用)1台、大量送水車(海水取水用)1台、可搬型ストレーナ2台、ホース約3,440m/組)の2セット、合計大量送水車4台、可搬型ストレーナ4台及びホース約6,880m。 ・第4保管エリアに保管する大量送水車の予備1台は、送水用と海水取水用を兼用。	大量送水車	3台	1台 (2n-2) 送水用	1台 (兼用)	0台	1台	1台	0台	予備 1台 (兼用)	可搬型ストレーナ	5台	2台 (2n-4)	1台 (兼用)	1台	0台	0台	1台	予備 1台 (兼用)	ホース 150A(1組:約3,100m) 100A(1組:約340m)	2組+予備	1組 (2n-2)	ホース長毎に1本以上	150A:約2,180m 100A:約120m	150A:約920m 100A:約220m	150A:約920m 100A:約220m+予備	150A:約2,180m 100A:約120m+予備			<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は、「3.(4)保管場所における主要可搬型設備等の配備方針」に記載。</p>
設備名	配備数					必要数	予備	保管場所				備考																																								
		第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																															
可搬型代替交流電源設備 (高压発電機車)	7台	3台 (2n+6)	1台	3台	0台	予備 1台	3台	・必要数(3台/セット)の2セット、合計6台。 ・輪谷貯水槽(西1)及び(西2)を本拠とした送水時は、必要数(大量送水車(送水用)1台、可搬型ストレーナ2台、ホース約3,440m/組)の2セット、合計大量送水車2台、可搬型ストレーナ4台及びホース約6,880m。 ・海を水源とした送水時は、必要数(大量送水車(送水用)1台、大量送水車(海水取水用)1台、可搬型ストレーナ2台、ホース約3,440m/組)の2セット、合計大量送水車4台、可搬型ストレーナ4台及びホース約6,880m。 ・第4保管エリアに保管する大量送水車の予備1台は、送水用と海水取水用を兼用。																																												
大量送水車	3台	1台 (2n-2) 送水用	1台 (兼用)	0台	1台	1台	0台	予備 1台 (兼用)																																												
可搬型ストレーナ	5台	2台 (2n-4)	1台 (兼用)	1台	0台	0台	1台	予備 1台 (兼用)																																												
ホース 150A(1組:約3,100m) 100A(1組:約340m)	2組+予備	1組 (2n-2)	ホース長毎に1本以上	150A:約2,180m 100A:約120m	150A:約920m 100A:約220m	150A:約920m 100A:約220m+予備	150A:約2,180m 100A:約120m+予備																																													
<p>※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																							
(1) 「2n+α」の可搬型設備																																																										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th rowspan="2">必要数</th> <th rowspan="2">予備</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型スプレインゾル</td> <td>3台</td> <td>1台 (2n-2)</td> <td>1台</td> <td colspan="4">原子炉建物 予備1台</td> <td rowspan="2">・必要数(1組/セット)の2セット、合計2組。</td> </tr> <tr> <td>ホース 75A(1組:約220m)</td> <td>2組+予備</td> <td>1組 (2n-2)</td> <td>ホース長毎に1本以上</td> <td colspan="4">原子炉建物 2組+予備</td> </tr> <tr> <td>移動式代替熱交換設備</td> <td>3台</td> <td>1台 (2n-2)</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>予備1台</td> <td>1台</td> <td rowspan="2">・必要数(移動式代替熱交換設備1台、大型送水ポンプ車1台、ホース約1,080m/組)の2セット、合計移動式代替熱交換設備2台、大型送水ポンプ車2台、ホース約2,160m。 ・第3保管エリアに保管する大型送水ポンプ車の予備1台は、原子炉補機代替冷却系用と原子炉建物放水設備用を兼用。</td> </tr> <tr> <td>大型送水ポンプ車</td> <td>3台</td> <td>1台 (2n-2) <small>原子炉補機代替冷却系用代替</small></td> <td>1台 (兼用)</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>予備1台 (兼用)</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>ホース 送水側250A(1組:約50m) 抽水側250A(1組:約70m) 抽水側300A(1組:約950m)</td> <td>2組+予備</td> <td>1組 (2n-2)</td> <td>ホース長毎に1本以上</td> <td>1組</td> <td>0組</td> <td>0組</td> <td>1組+予備</td> </tr> </tbody> </table>	設備名	配備数	必要数	予備	保管場所				備考	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	可搬型スプレインゾル	3台	1台 (2n-2)	1台	原子炉建物 予備1台				・必要数(1組/セット)の2セット、合計2組。	ホース 75A(1組:約220m)	2組+予備	1組 (2n-2)	ホース長毎に1本以上	原子炉建物 2組+予備				移動式代替熱交換設備	3台	1台 (2n-2)	1台	1台	0台	予備1台	1台	・必要数(移動式代替熱交換設備1台、大型送水ポンプ車1台、ホース約1,080m/組)の2セット、合計移動式代替熱交換設備2台、大型送水ポンプ車2台、ホース約2,160m。 ・第3保管エリアに保管する大型送水ポンプ車の予備1台は、原子炉補機代替冷却系用と原子炉建物放水設備用を兼用。	大型送水ポンプ車	3台	1台 (2n-2) <small>原子炉補機代替冷却系用代替</small>	1台 (兼用)	1台	0台	予備1台 (兼用)	1台	ホース 送水側250A(1組:約50m) 抽水側250A(1組:約70m) 抽水側300A(1組:約950m)	2組+予備	1組 (2n-2)	ホース長毎に1本以上	1組	0組	0組	1組+予備		
設備名	配備数					必要数	予備	保管場所				備考																																														
		第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																																					
可搬型スプレインゾル	3台	1台 (2n-2)	1台	原子炉建物 予備1台				・必要数(1組/セット)の2セット、合計2組。																																																		
ホース 75A(1組:約220m)	2組+予備	1組 (2n-2)	ホース長毎に1本以上	原子炉建物 2組+予備																																																						
移動式代替熱交換設備	3台	1台 (2n-2)	1台	1台	0台	予備1台	1台	・必要数(移動式代替熱交換設備1台、大型送水ポンプ車1台、ホース約1,080m/組)の2セット、合計移動式代替熱交換設備2台、大型送水ポンプ車2台、ホース約2,160m。 ・第3保管エリアに保管する大型送水ポンプ車の予備1台は、原子炉補機代替冷却系用と原子炉建物放水設備用を兼用。																																																		
大型送水ポンプ車	3台	1台 (2n-2) <small>原子炉補機代替冷却系用代替</small>	1台 (兼用)	1台	0台	予備1台 (兼用)	1台																																																			
ホース 送水側250A(1組:約50m) 抽水側250A(1組:約70m) 抽水側300A(1組:約950m)	2組+予備	1組 (2n-2)	ホース長毎に1本以上	1組	0組	0組	1組+予備																																																			
<p>※：各設備の保管場所・数値については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>																																																										
			<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は、「3.(4)保管場所における主要可搬型設備等の配備方針」に記載。</p>																																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
	<p>(2) 「n+α」の可搬型設備</p> <table border="1" data-bbox="1210 247 1489 1843"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>配備数</th> <th>必要数</th> <th>予備</th> <th>保管場所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>逃がし安全弁用窒素ガスボンベ</td> <td>30本</td> <td>15本</td> <td>15本 (5本以上)</td> <td>原子炉建物 15本+ 予備15本</td> <td>*30本のうち予備は5本以上余裕を見て15本配備</td> </tr> <tr> <td>主蒸気逃がし安全弁用蓄電池(補助装置)</td> <td>4個</td> <td>2個</td> <td>2個</td> <td>廃棄物処理建物 2個+ 予備2個</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配備数	必要数	予備	保管場所	備考	逃がし安全弁用窒素ガスボンベ	30本	15本	15本 (5本以上)	原子炉建物 15本+ 予備15本	*30本のうち予備は5本以上余裕を見て15本配備	主蒸気逃がし安全弁用蓄電池(補助装置)	4個	2個	2個	廃棄物処理建物 2個+ 予備2個	-		<p>【島根】記載箇所の相違・泊は、「3.(4)保管場所における主要可搬型設備等の配備方針」に記載。</p>
設備名	配備数	必要数	予備	保管場所	備考																
逃がし安全弁用窒素ガスボンベ	30本	15本	15本 (5本以上)	原子炉建物 15本+ 予備15本	*30本のうち予備は5本以上余裕を見て15本配備																
主蒸気逃がし安全弁用蓄電池(補助装置)	4個	2個	2個	廃棄物処理建物 2個+ 予備2個	-																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																	
	<p>(3) 「n」の可搬型設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th rowspan="2">必要数</th> <th rowspan="2">予備</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考 (必要数nの補足)</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬式窒素供給装置</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>予備1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>・1台で窒素供給が可能。</td> </tr> <tr> <td>ホース (1組：約230m)</td> <td>1組+予備</td> <td>1組</td> <td>ホース長毎に1本以上</td> <td>タービン建物</td> <td colspan="3">タービン建物</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第1ペンタフィルタ 出口水素濃度</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>予備1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>・1台で水素濃度測定が可能。</td> </tr> <tr> <td>シルトフエンス</td> <td>約40m</td> <td>約20m</td> <td>約20m</td> <td>約10m+予備約10m</td> <td>0m</td> <td>0m</td> <td>約10m+予備約10m</td> <td>・2号炉放水液合槽用</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配備数	必要数	予備	保管場所				備考 (必要数nの補足)	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	可搬式窒素供給装置	2台	1台	1台	予備1台	0台	0台	1台	・1台で窒素供給が可能。	ホース (1組：約230m)	1組+予備	1組	ホース長毎に1本以上	タービン建物	タービン建物			-	第1ペンタフィルタ 出口水素濃度	2台	1台	1台	予備1台	0台	0台	1台	・1台で水素濃度測定が可能。	シルトフエンス	約40m	約20m	約20m	約10m+予備約10m	0m	0m	約10m+予備約10m	・2号炉放水液合槽用		<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は、「3.(4)保管場所における主要可搬型設備等の配備方針」に記載。</p>
設備名	配備数					必要数	予備	保管場所				備考 (必要数nの補足)																																								
		第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																															
可搬式窒素供給装置	2台	1台	1台	予備1台	0台	0台	1台	・1台で窒素供給が可能。																																												
ホース (1組：約230m)	1組+予備	1組	ホース長毎に1本以上	タービン建物	タービン建物			-																																												
第1ペンタフィルタ 出口水素濃度	2台	1台	1台	予備1台	0台	0台	1台	・1台で水素濃度測定が可能。																																												
シルトフエンス	約40m	約20m	約20m	約10m+予備約10m	0m	0m	約10m+予備約10m	・2号炉放水液合槽用																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																												
	<p>(3) 「n」の可搬型設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th rowspan="2">必要数</th> <th rowspan="2">予備</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考 (必要数nの補足)</th> </tr> <tr> <th>第1保管 エリア</th> <th>第2保管 エリア</th> <th>第3保管 エリア</th> <th>第4保管 エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シルトフエンス</td> <td>約680m</td> <td>約640m</td> <td>約40m</td> <td>約320m+ 予備約40m</td> <td>0m</td> <td>0m</td> <td>約320m</td> <td>・輪谷湾用</td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td>2隻</td> <td>1隻 (兼用)</td> <td>1隻 (兼用)</td> <td>予備1隻 (兼用)</td> <td>0隻</td> <td>0隻</td> <td>1隻 (兼用)</td> <td>・シルトフエンスを1隻で設置可能。 ・海上モニタリング用と兼用。</td> </tr> <tr> <td>放射性物質吸着材</td> <td>4組</td> <td>3組</td> <td>1組</td> <td>予備 1組</td> <td>0組</td> <td>0組</td> <td>3組</td> <td>・設置箇所3箇所にそれぞれ1組を設置。</td> </tr> <tr> <td>大型送水ポンプ車</td> <td>2台</td> <td>1台 放水設備 兼建物</td> <td>1台 (兼用)</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>予備1台 (兼用)</td> <td>1台</td> <td>・第3保管エリアに保管する大型送水ポンプ車の予備1台は、原子炉補機代替冷却採用と原子炉建物放水設備用を兼用。</td> </tr> <tr> <td>放水砲</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>予備1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>泡消火薬容器</td> <td>6個</td> <td>5個</td> <td>1個</td> <td>予備1個</td> <td>0個</td> <td>0個</td> <td>5個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホース 300A (1組:約760m) 250A (1組:約140m)</td> <td>1組+ 予備</td> <td>1組</td> <td>ホース長 毎に 1本 以上</td> <td>予備</td> <td>0組</td> <td>0組</td> <td>1組</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配備数	必要数	予備	保管場所				備考 (必要数nの補足)	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア	シルトフエンス	約680m	約640m	約40m	約320m+ 予備約40m	0m	0m	約320m	・輪谷湾用	小型船舶	2隻	1隻 (兼用)	1隻 (兼用)	予備1隻 (兼用)	0隻	0隻	1隻 (兼用)	・シルトフエンスを1隻で設置可能。 ・海上モニタリング用と兼用。	放射性物質吸着材	4組	3組	1組	予備 1組	0組	0組	3組	・設置箇所3箇所にそれぞれ1組を設置。	大型送水ポンプ車	2台	1台 放水設備 兼建物	1台 (兼用)	0台	0台	予備1台 (兼用)	1台	・第3保管エリアに保管する大型送水ポンプ車の予備1台は、原子炉補機代替冷却採用と原子炉建物放水設備用を兼用。	放水砲	2台	1台	1台	予備1台	0台	0台	1台		泡消火薬容器	6個	5個	1個	予備1個	0個	0個	5個		ホース 300A (1組:約760m) 250A (1組:約140m)	1組+ 予備	1組	ホース長 毎に 1本 以上	予備	0組	0組	1組			<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は、「3.(4)保管場所における主要可搬型設備等の配備方針」に記載。</p>
設備名	配備数					必要数	予備	保管場所				備考 (必要数nの補足)																																																																			
		第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア																																																																										
シルトフエンス	約680m	約640m	約40m	約320m+ 予備約40m	0m	0m	約320m	・輪谷湾用																																																																							
小型船舶	2隻	1隻 (兼用)	1隻 (兼用)	予備1隻 (兼用)	0隻	0隻	1隻 (兼用)	・シルトフエンスを1隻で設置可能。 ・海上モニタリング用と兼用。																																																																							
放射性物質吸着材	4組	3組	1組	予備 1組	0組	0組	3組	・設置箇所3箇所にそれぞれ1組を設置。																																																																							
大型送水ポンプ車	2台	1台 放水設備 兼建物	1台 (兼用)	0台	0台	予備1台 (兼用)	1台	・第3保管エリアに保管する大型送水ポンプ車の予備1台は、原子炉補機代替冷却採用と原子炉建物放水設備用を兼用。																																																																							
放水砲	2台	1台	1台	予備1台	0台	0台	1台																																																																								
泡消火薬容器	6個	5個	1個	予備1個	0個	0個	5個																																																																								
ホース 300A (1組:約760m) 250A (1組:約140m)	1組+ 予備	1組	ホース長 毎に 1本 以上	予備	0組	0組	1組																																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																										
(3) 「n」の可搬型設備																																																													
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th rowspan="2">必要数</th> <th rowspan="2">予備</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考 (必要数nの補足)</th> </tr> <tr> <th>第1保管 エリア</th> <th>第2保管 エリア</th> <th>第3保管 エリア</th> <th>第4保管 エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タンクローリ</td> <td>3台</td> <td>【①用】 1台 【②用】 1台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>予備1台</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ①緊急時対策所用発電機への補給専用。 ②緊急時対策所用発電機以外への補給用。 2台で島根2号炉運転中及び停止中の給油作業を実施可能。 </td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td>2隻</td> <td>1隻 (兼用)</td> <td>1隻 (兼用)</td> <td>予備1隻 (兼用)</td> <td>0隻</td> <td>0隻</td> <td>1隻 (兼用)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1隻で海上モニタリングを実施可能。 シルトフェンス設置用と兼用。 </td> </tr> <tr> <td>可搬式モニタリング・ポスト</td> <td>12台</td> <td>10台</td> <td>2台</td> <td>5台+ 予備1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>5台+ 予備1台</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 合計10台で測定可能。 </td> </tr> <tr> <td>中央制御室待避室正圧化装置(空気ポンプ)</td> <td>50本</td> <td>15本</td> <td>35本</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">廃棄物処理建物 15本+ 予備35本</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 合計15本で中央制御室待避室を窒息防止しつつ、10時間正圧化することが可能。 </td> </tr> <tr> <td>可搬式気象観測装置</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>予備1台</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 気象観測は1台で測定可能。 </td> </tr> </tbody> </table>	設備名	配備数	必要数	予備	保管場所				備考 (必要数nの補足)	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア	タンクローリ	3台	【①用】 1台 【②用】 1台	1台	1台	0台	1台	予備1台	<ul style="list-style-type: none"> ①緊急時対策所用発電機への補給専用。 ②緊急時対策所用発電機以外への補給用。 2台で島根2号炉運転中及び停止中の給油作業を実施可能。 	小型船舶	2隻	1隻 (兼用)	1隻 (兼用)	予備1隻 (兼用)	0隻	0隻	1隻 (兼用)	<ul style="list-style-type: none"> 1隻で海上モニタリングを実施可能。 シルトフェンス設置用と兼用。 	可搬式モニタリング・ポスト	12台	10台	2台	5台+ 予備1台	0台	0台	5台+ 予備1台	<ul style="list-style-type: none"> 合計10台で測定可能。 	中央制御室待避室正圧化装置(空気ポンプ)	50本	15本	35本	廃棄物処理建物 15本+ 予備35本				<ul style="list-style-type: none"> 合計15本で中央制御室待避室を窒息防止しつつ、10時間正圧化することが可能。 	可搬式気象観測装置	2台	1台	1台	1台	0台	0台	予備1台	<ul style="list-style-type: none"> 気象観測は1台で測定可能。 		<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は、「3.(4)保管場所における主要可搬型設備等の配備方針」に記載。</p>
設備名	配備数					必要数	予備	保管場所				備考 (必要数nの補足)																																																	
		第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア																																																								
タンクローリ	3台	【①用】 1台 【②用】 1台	1台	1台	0台	1台	予備1台	<ul style="list-style-type: none"> ①緊急時対策所用発電機への補給専用。 ②緊急時対策所用発電機以外への補給用。 2台で島根2号炉運転中及び停止中の給油作業を実施可能。 																																																					
小型船舶	2隻	1隻 (兼用)	1隻 (兼用)	予備1隻 (兼用)	0隻	0隻	1隻 (兼用)	<ul style="list-style-type: none"> 1隻で海上モニタリングを実施可能。 シルトフェンス設置用と兼用。 																																																					
可搬式モニタリング・ポスト	12台	10台	2台	5台+ 予備1台	0台	0台	5台+ 予備1台	<ul style="list-style-type: none"> 合計10台で測定可能。 																																																					
中央制御室待避室正圧化装置(空気ポンプ)	50本	15本	35本	廃棄物処理建物 15本+ 予備35本				<ul style="list-style-type: none"> 合計15本で中央制御室待避室を窒息防止しつつ、10時間正圧化することが可能。 																																																					
可搬式気象観測装置	2台	1台	1台	1台	0台	0台	予備1台	<ul style="list-style-type: none"> 気象観測は1台で測定可能。 																																																					
<p>※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>																																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																	
	<p>(3) 「n」の可搬型設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th rowspan="2">必要数</th> <th rowspan="2">予備</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考 (必要数nの補足)</th> </tr> <tr> <th>第1保管 エリア</th> <th>第2保管 エリア</th> <th>第3保管 エリア</th> <th>第4保管 エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所用発電機</td> <td>4台</td> <td>2台</td> <td>2台</td> <td>2台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>予備2台</td> <td>・1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料給油時の切替えを考慮して2台を保管し、予備機を2台保管する。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所正圧化装置 (空気ポンプ)</td> <td>540本</td> <td>454本</td> <td>86本</td> <td>454本+ 予備56本</td> <td>0本</td> <td>0本</td> <td>予備30本</td> <td>・454本で緊急時対策所を窒息防止しつつ、11時間正圧化することが可能。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所空気浄化 送風機</td> <td>3台</td> <td>1台</td> <td>2台</td> <td>1台+ 予備1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>予備1台</td> <td>・1台で緊急時対策所を正圧化することが可能。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所空気浄化 フィルタユニット</td> <td>3台</td> <td>1台</td> <td>2台</td> <td>1台+ 予備1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>予備1台</td> <td>・緊急時対策所空気浄化送風機と併せて使用することで、1台で対策所員の放射線被ばくを低減又は防止可能。 ・2台のうち予備1台。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配備数	必要数	予備	保管場所				備考 (必要数nの補足)	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア	緊急時対策所用発電機	4台	2台	2台	2台	0台	0台	予備2台	・1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料給油時の切替えを考慮して2台を保管し、予備機を2台保管する。	緊急時対策所正圧化装置 (空気ポンプ)	540本	454本	86本	454本+ 予備56本	0本	0本	予備30本	・454本で緊急時対策所を窒息防止しつつ、11時間正圧化することが可能。	緊急時対策所空気浄化 送風機	3台	1台	2台	1台+ 予備1台	0台	0台	予備1台	・1台で緊急時対策所を正圧化することが可能。	緊急時対策所空気浄化 フィルタユニット	3台	1台	2台	1台+ 予備1台	0台	0台	予備1台	・緊急時対策所空気浄化送風機と併せて使用することで、1台で対策所員の放射線被ばくを低減又は防止可能。 ・2台のうち予備1台。		<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は、「3. (4)保管場所における主要可搬型設備等の配備方針」に記載。</p>
設備名	配備数					必要数	予備	保管場所				備考 (必要数nの補足)																																								
		第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア																																															
緊急時対策所用発電機	4台	2台	2台	2台	0台	0台	予備2台	・1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料給油時の切替えを考慮して2台を保管し、予備機を2台保管する。																																												
緊急時対策所正圧化装置 (空気ポンプ)	540本	454本	86本	454本+ 予備56本	0本	0本	予備30本	・454本で緊急時対策所を窒息防止しつつ、11時間正圧化することが可能。																																												
緊急時対策所空気浄化 送風機	3台	1台	2台	1台+ 予備1台	0台	0台	予備1台	・1台で緊急時対策所を正圧化することが可能。																																												
緊急時対策所空気浄化 フィルタユニット	3台	1台	2台	1台+ 予備1台	0台	0台	予備1台	・緊急時対策所空気浄化送風機と併せて使用することで、1台で対策所員の放射線被ばくを低減又は防止可能。 ・2台のうち予備1台。																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第3-2表 保管場所等における主要設備

設備名	配備数	保管場所				備考
		第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	
ホイールローダ	3台	1台	0台	1台	予備 1台	-
注：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。 (2) その他設備（自主的に所有している設備）						
設備名	配備数	保管場所				備考
化学消防自動車	2台	1台	0台	0台	1台	
小型動力ポンプ付水槽車	2台	1台	0台	0台	1台	-
小型放水砲	2台	1台	0台	0台	1台	-
放射能観測車	1台	構内保管場所 1台				-
原子炉補機海水ポンプ電動機	1台	1台	0台	0台	0台	・予備品
ラフタークレーン	1台	1台	0台	0台	0台	・予備品取扱設備
中型ホース展開車 (150A)	2台	0台	1台	1台	0台	・資機材
大型ホース展開車 (150A)	2台	1台	0台	0台	1台	・資機材

注：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

【島根】記載箇所の相違
 ・泊は、「3.(4)保管場所
 における主要可搬型設
 備等の配備方針」に記
 載。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																	
	<p>(2) その他設備（自主的に所有している設備）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型ホース展張車(300A)</td> <td>3台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>ホース運搬車</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>直流給電車115V</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>直流給電車230V</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>小型船舶運搬車</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>シルトフェンス運搬車</td> <td>2台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>2台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>放射性物質吸着材運搬車</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>消防火薬剤運搬車</td> <td>3台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>2台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>モニタリング設備運搬車</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td>燃料プールのスレイ流量</td> <td>2台</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">原子炉建物 2台</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配備数	保管場所				備考	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	大型ホース展張車(300A)	3台	1台	0台	0台	1台	・資機材	ホース運搬車	2台	1台	0台	0台	1台	・資機材	直流給電車115V	1台	1台	0台	0台	0台	-	直流給電車230V	1台	1台	0台	0台	0台	-	小型船舶運搬車	1台	0台	0台	0台	1台	・資機材	シルトフェンス運搬車	2台	0台	0台	0台	2台	・資機材	放射性物質吸着材運搬車	1台	0台	0台	0台	1台	・資機材	消防火薬剤運搬車	3台	1台	0台	0台	2台	・資機材	モニタリング設備運搬車	1台	0台	0台	0台	1台	・資機材	燃料プールのスレイ流量	2台	原子炉建物 2台				-		<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は、「3.(4)保管場所における主要可搬型設備等の配備方針」に記載。</p>
設備名	配備数			保管場所					備考																																																																											
		第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																																																															
大型ホース展張車(300A)	3台	1台	0台	0台	1台	・資機材																																																																														
ホース運搬車	2台	1台	0台	0台	1台	・資機材																																																																														
直流給電車115V	1台	1台	0台	0台	0台	-																																																																														
直流給電車230V	1台	1台	0台	0台	0台	-																																																																														
小型船舶運搬車	1台	0台	0台	0台	1台	・資機材																																																																														
シルトフェンス運搬車	2台	0台	0台	0台	2台	・資機材																																																																														
放射性物質吸着材運搬車	1台	0台	0台	0台	1台	・資機材																																																																														
消防火薬剤運搬車	3台	1台	0台	0台	2台	・資機材																																																																														
モニタリング設備運搬車	1台	0台	0台	0台	1台	・資機材																																																																														
燃料プールのスレイ流量	2台	原子炉建物 2台				-																																																																														